

序　議　次　第

日　時　令和4年4月21日（木）

午前9時30分

場　所　別館2階　全員協議会室

1　市長あいさつ

2　議題

（1）朝霞市犯罪被害者等支援条例制定について

（2）朝霞市国民保護計画の変更について

朝霞市犯罪被害者等支援条例制定について

【制定動機】

社会で普通に暮らしている中で、誰もが突然に犯罪被害者やその家族、遺族になる可能性がある。また、生計、医療・福祉、住宅、雇用など生活各般にわたる問題に直面し、さらには周囲の配慮不足による社会的孤立を余儀なくされる場合もあり、二次的被害に苦しんでいる方もいる。誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、犯罪被害者等に対する適切な支援をすることを目的とする。

また、令和3年3月に閣議決定された第4次犯罪被害者等基本計画において地方公共団体における被害者支援の推進について明記されていること、制定していない場合、相談があった際に適切なサービスを提供できないことなど、自治体間での格差が生じる可能性もある。

上記の様に犯罪被害者等に不安や負担をなるべくかけない取組を当市でも講じる必要があると考える。

【条例の支援内容】

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念のほか、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、相談や情報提供などを行うとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等に寄り添った支援を行っていくものとなっている。

また、犯罪被害者等で一定の条件に該当した方に見舞金の支給を行うものである。

【参考にした自治体】

- ・川越市「川越市犯罪被害者等支援条例」
- ・さいたま市「さいたま市犯罪被害者等支援条例」
- ・春日部市「春日部市犯罪被害者等支援条例」

○意見募集

(1) パブリック・コメント

- ①意見募集期間 令和4年3月1日（火）から3月31日（木）まで
- ②意見提出件数 0件

(2) 職員コメント

- ①意見募集期間 令和4年3月1日（火）から3月31日（木）まで
- ②意見提出件数 1件（1名）

○修正箇所

新旧対照表のとおり

議案第 号

朝霞市犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援を図り、もって犯罪被害者等を支え合う地域社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (2) 二次的被害 法第2条第1項に規定する犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、滞在し、通勤し、通学し、又は活動する個人又は団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、県、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に關係するものをいう。
- (6) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。

（基本理念）

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること

並びに二次的被害を生じさせることのないよう行うとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の厳正な取扱いの確保に十分配慮して行わなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、並びに協力して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに際して二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、前項の規定による相談、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡及び調整を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（見舞金の支給）

第8条 市は、犯罪行為による経済的又は精神的な負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

（市民等の理解の増進）

第9条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第10条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

（意見等の反映）

第11条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映するよう努めるものとする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為に係る見舞金の支給について適用する。

令和4年6月3日提出

朝霞市長 富岡 勝則

朝霞市規則第 号

【参考資料】

朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、朝霞市犯罪被害者等支援条例（令和 年朝霞市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所を有する者及び次に定めるやむを得ない事由により市内に居所を有することとなった者をいう。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力（同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を含む。）を受け、当該配偶者からの暴力を避けるため、市内に一時的に居所を定めたこと。

イ 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発により住居が滅失し、又は著しく損傷したことにより、市内に一時的に居所を定めたこと。

ウ その他特に市長が認める事由

(2) 重傷病 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第5項に規定する重傷病をいう。（見舞金の種類及び額）

第3条 条例第8条の見舞金（以下「見舞金」という。）の額は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。）は、当該重傷病見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該死亡した者の遺族に支給される遺族見舞金の額は、当該重傷病見舞金の額を控除した額とする。

（見舞金の支給対象者）

第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者であって、当該犯罪行為が行わ

れたときに市民であったもの（以下「死亡被害者」という。）の遺族のうち、次条第3項の規定により第1順位の遺族となる者（以下「第1順位遺族」という。）

- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者で、当該犯罪行為が行われたときから重傷病見舞金を申請するときまで引き続き市民であるもの（以下「重傷病被害者」という。）

（遺族の範囲及び順位）

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡時において次の各号のいずれかに該当する者で、犯罪行為が行われたときから遺族見舞金を申請するときまで引き続き市民であるものとする。

- (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
 (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 2 死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が当該死亡被害者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたときには同項第2号の子と、その他のときには同項第3号の子とみなす。
 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
 4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。
 （見舞金の支給の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪行為被害者（死亡被害者及び重傷病被害者をいう。以下同じ。）又は第1順位遺族と加害者との間に、次のいずれかに該当する関係があったとき。
 ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）
 イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）
 ウ 3親等内の親族（ア又はイに掲げる者を除く。）

- (2) 当該犯罪行為による被害について、犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。
- ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為
 - イ 過度の暴行、脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
 - ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為
- (3) 犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があつたとき。
- ア 当該犯罪行為を容認していたこと。
 - イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属し、又は属していたことがあること。
 - ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又は当該加害者親族その他の当該加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(見舞金の支給申請)

第7条 見舞金の支給の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 遺族見舞金 朝霞市遺族見舞金支給申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類
- ア 死亡被害者の死亡診断書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類
 - イ 犯罪行為が行われたときに死亡被害者が市民であったことを証する住民票の写しその他の証明書
 - ウ 犯罪行為が行われたときから遺族見舞金を申請するときまで申請者が引き続き市民であることを証明する住民票の写しその他の証明書
 - エ 戸籍謄本その他の死亡被害者と申請者との続柄を確認する書類
 - オ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を証明する書類
 - カ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類
 - キ 申請者が第5条第1項第2号の規定に該当する者であるときは、死亡被害者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類

ク 第1順位遺族が2人以上あるときは、朝霞市遺族見舞金代表者選任届
(様式第2号)

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 朝霞市重傷病見舞金支給申請書(様式第3号)及び次に
掲げる書類

ア 重傷病被害者の重傷病の状態及び加療を要する日数に関する医師又は
歯科医師の診断書その他の書類

イ 犯罪行為が行われたときから重傷病見舞金を申請するときまで申請者
が市民であったことを証明する住民票の写しその他の証明書

ウ その他市長が必要と認める書類

(支給申請の期限)

第8条 見舞金の支給申請は、犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請の内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定したときは、朝霞市見舞金支給(不支給)決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(見舞金の請求)

第10条 前条の規定により見舞金を支給する旨の決定(「支給決定」という。)を受けた者は、当該見舞金の支給を請求するときは、朝霞市見舞金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(見舞金に係る調査等)

第11条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等に対し、必要な事項の調査を行い、又は報告を求めることができる。

(見舞金の支給決定の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給決定を取り消すことができる。この場合において、既に見舞金を支給したときは、その返還を求めるものとする。

- (1) 支給決定後に、第6条各号の規定に該当することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたことが判明したとき。
- (3) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為に係る死亡被害者の遺族又は重傷病被害者の見舞金の支給について適用する。

様式第1号（第7条関係）

朝霞市遺族見舞金支給申請書

年 月 日

朝霞市長

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

犯罪行為被害者との続柄

朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により、次のとおり
遺族見舞金の支給を申請します。

| | | | | |
|--|-------------------------|-------|---|---|
| 犯 罪 行 為 被 害 者 | フ リ ガ ナ | | | |
| | 氏 名 | | | |
| | 生 年 月 日 | 年 | 月 | 日 |
| | 犯罪行為が行 われたときの 住 所 | | | |
| | 死 亡 年 月 日 | 年 | 月 | 日 |
| 犯罪行為が行 われた 日 時 | 年 | 月 | 日 | |
| 犯罪行為が行 われた 場 所 | | | | |
| 犯 罪 行 為 に よ る 被 害 の 発 生 状 況 | | | | |
| 取 扱 警 察 署 (被害届の受理番号) | 都道府県 | 警 察 署 | | |
| (年 月 日 第 号) | | | | |
| 死亡前の重傷病見舞金 の 支 給 の 有 無 | 有 • 無 | | | |
| 備 考 | | | | |
| 【同意欄】 犯罪行為による被害の発生状況等、遺族見舞金の支給に関し必要な事項につ いて、朝霞市長が関係機関等に対して調査等を行うことに同意します。 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 氏 名 | | | | |

様式第2号（第7条関係）

朝霞市遺族見舞金代表者選任届

年 月 日

朝霞市長

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

犯罪行為被害者との続柄

私は、遺族見舞金を受けるべき第1順位の遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領をする者に選任されたことを届け出ます。

| 私は、上記の者が、遺族見舞金を受けるべき第1順位の遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領をする者となることに同意します。 | | | |
|---|--------------------------|-----|------|
| 第1順位の 遺族の氏名 | 犯罪行為 被 告 者 と の 続 柄 | 住 所 | 電話番号 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

備考 「第1順位の遺族の氏名」の欄は、本人の自署による署名又は記名押印をしてください。

様式第3号（第7条関係）

朝霞市重傷病見舞金支給申請書

年 月 日

朝霞市長

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により、次のとおり重傷病見舞金の支給を申請します。

| | | |
|---|---|-----------------|
| 犯 罪 行 為 被 害 者 | フ リ ガ ナ | |
| | 氏 名 | |
| | 生 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 犯罪行為が行 われたときの 住 所 | |
| 犯 罪 行 為 が 行 わ れ た 日 時 | 年 月 日 午前・午後 時 分頃 | |
| 犯 罪 行 為 が 行 わ れ た 場 所 | | |
| 犯 罪 行 為 に よ る 被 害 の 発 生 状 況 | | |
| 負傷又は疾病の状態 | | |
| 取 扱 警 察 署 (被害届の受理番号) | 都道府県 (年 月 日 第 号) | 警 察 署 |
| 備 考 | | |
| 【同意欄】 犯罪行為による被害の発生状況等、重傷病見舞金の支給に関し必要な事項について、朝霞市長が関係機関等に対して調査等を行うことに同意します。 | | |
| 年 月 日 | | |
| 氏 名 | | |

様式第4号（第9条関係）

朝霞市見舞金支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

様

朝霞市長

印

年 月 日付けで支給の申請がありました見舞金については、次のとおり決定したので、朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則第9条の規定により通知します。

1 支給する

- (1) 見舞金の種類 遺族見舞金 • 重傷病見舞金
(2) 見舞金の金額 _____ 円

2 支給しない

(理由)

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号（第10条関係）

朝霞市見舞金請求書

年 月 日

朝霞市長

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則第10条の規定により次のとおり見舞金を請求します。

| | | |
|---------------------------------|-----------|----------------|
| 見 舞 金 の 種 類 | | 遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金 |
| 見舞金決定通知書番号 | | 年 月 日付け 第 号 |
| 請 求 金 額 | | |
| 見 舞 金 の 振 込 先 | 金融機関名 | |
| | 支 店 名 | |
| | 預 金 種 類 | 普通 ・ 当座 |
| | 口 座 番 号 | |
| | フ リ ガ ナ | |
| | 口 座 名 義 人 | |

【参考資料】

朝霞市犯罪被害者等支援条例（案）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (目的) | (目的) |
| <p>第1条 この条例は、<u>犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）</u>の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援を図り、もって犯罪被害者等を支え合う地域社会の形成に寄与することを目的とする。</p> | <p>第1条 この条例は、_____犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援を図り、もって犯罪被害者等を支え合う地域社会の形成に寄与することを目的とする。</p> |
| (定義) | (定義) |
| <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> | <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> |
| <p>(1) 犯罪被害者等 _____ 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。</p> <p>(2) 二次的被害 法第2条第1項に規定する犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。</p> <p>(3) 市民 市内に居住し、滞在し、通勤し、通学し、又は活動する個人又は団体をいう。</p> <p>(4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。</p> | <p>(1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等をいう。</p> <p>(2) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。</p> <p>(3) 関係機関等 国、県、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に關係するものをいう。</p> <p>(4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。</p> <p>(5) 市民 市内に居住し、滞在し、通勤し、通学し、又は活動する個</p> |

- (5) 関係機関等 国、県、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関するものと
いう。
- (6) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するものとする。

2 (略)

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している_____問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪行為_____による経済的又は精神的な負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

附 則

1 (略)
(経過措置)

人及び団体をいう。

- (6) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をい
う。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念_____にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するものとする。

2 (略)

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的又は精神的な負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

附 則

— (略)

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為に係る見舞金の支給について適用する。

【参考資料】

朝霞市犯罪被害者等支援条例施行規則（案）

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>市民</u> 市内に住所を有する者及び次に定めるやむを得ない事由により市内に居所を有することとなった者をいう。</p> <p>ア <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力（同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を含む。）を受け、当該配偶者からの暴力を避けるため、市内に一時的に居所を定めたこと。</p> <p>イ <u>暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発により住居が滅失し、又は著しく損傷したことにより、市内に一時的に居所を定めたこと。</u></p> <p>ウ <u>その他特に市長が認める事由</u></p> <p>(2) <u>重傷病</u> 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第5項に規定する重傷病をいう。</p> <hr/> <p>(見舞金の種類及び額)</p> <p>第3条 条例第8条の見舞金（以下「見舞金」という。）の額は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>犯罪行為</u> 日本国又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。</p> <p>(2) <u>重傷病</u> 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病的療養の期間が1月以上であったことその他政令で定める要件を満たすものをいう。</p> <p>(見舞金の種類及び額)</p> <p>第3条 朝霞市犯罪被害者等支援条例第八条の見舞金（以下「見舞金」という。）の額は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各</p> |

| | |
|---|--|
| <p>号に定める額とする。</p> <p>(1) 遺族見舞金 30万円 (2) 重傷病見舞金 10万円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、_____重傷病見舞金の支給を受けた者が_____死亡した場合（当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。）は、当該重傷病見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該死亡した者の遺族に支給される遺族見舞金の額は、当該重傷病見舞金の額を控除した額とする。</p> <p>（見舞金の支給対象者）</p> <p>第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者であって、当該犯罪行為が行われたときに市民であったもの（以下「死亡被害者」という。）の遺族のうち、次条第3項の規定により第1順位の遺族となる者（以下「第1順位遺族」という。）</p> <p>(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者で、当該犯罪行為が行われたときから重傷病見舞金を申請するときまで引き続き市民であるもの（以下_____「重傷病被害者」という。）</p> <p>（遺族の範囲及び順位）</p> <p>第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡時において次の各号のいずれかに該当する者で、犯罪行為が行われたときから遺族見舞金を申請するときまで引き続き市民であるものとする。</p> <p>(1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関</p> | <p>号に定める額とする。</p> <p>(1) 遺族見舞金 30万円 (2) 重傷病見舞金 10万円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第2号の重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合_____は、同項第1号に規定する遺族見舞金の額から同項第2号に規定する重傷病見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金として当該遺族に支給する。</p> <p>（見舞金の支給対象者）</p> <p>第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者であって、当該犯罪行為が行われた時に市民であったもの（以下「死亡被害者」という。）の遺族のうち、次条第3項の規定により第1順位の遺族となる者（以下「第1順位遺族」という。）</p> <p>(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者で、当該犯罪行為が行われた時から重傷病見舞金を申請する時まで引き続き市民であるもの（第6条及び第7条において「重傷病被害者」という。）</p> <p>（遺族の範囲及び順位）</p> <p>第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡時において次の各号のいずれかに該当する者で、犯罪行為が行われた時から遺族見舞金を申請する時まで引き続き市民であるものとする。</p> <p>(1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関</p> |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>係と同様の事情にあった者を含む。<u>以下同じ。</u>)</p> <p>(2) (略) (3) (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)</p> <p>(見舞金の支給の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないものとする。</p> <p>(1) 犯罪行為が行われた<u>とき</u>において、犯罪行為被害者（死亡被害者及び重傷病被害者をいう。以下<u>_____同じ。）又は第1順位遺族と加害者との間に、次のいずれかに該当する関係があったとき。</u></p> <p><u>ア</u> (略) <u>イ</u> (略) <u>ウ</u> 3親等内の親族 (<u>ア</u>又は<u>イ</u>に掲げる者を除く。)</p> <p>(2) 当該犯罪行為による被害について、犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。</p> <p><u>ア</u> (略) <u>イ</u> (略) <u>ウ</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>ア</u> (略) <u>イ</u> (略) <u>ウ</u> (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(見舞金の支給申請)</p> | <p>係と同様の事情にあった者を含む。<u>第7条第1号において同じ。)</u></p> <p>(2) (略) (3) (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)</p> <p>(見舞金の支給の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないことができる。</p> <p>(1) 犯罪行為が行われた<u>時</u>において、犯罪行為被害者（死亡被害者及び重傷病被害者をいう。以下<u>この条において同じ。）又は第1順位遺族と加害者との間に、次のいずれかに該当する関係があったとき。</u></p> <p><u>イ</u> (略) <u>ロ</u> (略) <u>ハ</u> 3親等内の親族 (<u>イ</u>又は<u>ロ</u>に掲げる者を除く。)</p> <p>(2) 当該犯罪行為による被害について、犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。</p> <p><u>イ</u> (略) <u>ロ</u> (略) <u>ハ</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>イ</u> (略) <u>ロ</u> (略) <u>ハ</u> (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(見舞金の支給申請)</p> |
|--|--|

第7条 見舞金の支給の申請をしようとする者（以下_____「申請者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金 朝霞市遺族見舞金支給申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類

ア (略)
イ (略)
ウ (略)
エ (略)
オ (略)
カ (略)
キ (略)

ク 第1順位遺族が2人以上あるときは、朝霞市遺族見舞金代表者選任届（様式第2号）

カ (略)

(2) 重傷病見舞金 朝霞市重傷病見舞金支給申請書（様式第3号）及び次に掲げる書類

ア (略)
イ 犯罪行為が行われたときから重傷病見舞金を申請するときまで申請者が市民であったことを証明する住民票の写しその他の証明書
ウ (略)

(支給申請の期限)

第8条 _____見舞金の支給申請は、_____犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき又は_____犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができます。

第7条 見舞金の支給の申請をしようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金 _____ 遺族見舞金支給申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類

イ (略)
ロ (略)
ハ (略)
ミ (略)
ホ (略)
ヘ (略)
ト (略)

チ 第1順位遺族が2人以上あるときは、_____遺族見舞金代表者選任届（様式第2号）

リ (略)

(2) 重傷病見舞金 _____ 重傷病見舞金支給申請書（様式第3号）及び次に掲げる書類

イ (略)
ロ 犯罪行為が行われた時 _____ から重傷病見舞金を申請する時 _____まで申請者が市民であったことを証明する住民票の写しその他の証明書
ハ (略)

(支給申請の期限)

第8条 犯罪被害者等見舞金の支給申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができます。

(見舞金の支給決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請の内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定したときは、朝霞市見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(見舞金の請求)

第10条 前条の規定により見舞金を支給する旨の決定（_____「支給決定」という。）を受けた者は、当該見舞金の支給を請求するときは、朝霞市見舞金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(見舞金の支給決定の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給決定を取り消すことができる。この場合において、既に見舞金を支給したときは、その返還を求めるものとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為に係る死亡_____被害者の遺族又は重傷病被害者の見舞金の支給について適用する。

(見舞金の支給決定)

第9条 市長は、前_____条の規定による申請の内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定したときは、_____見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(見舞金の請求)

第10条 前条の規定により見舞金を支給する旨の決定（第11条において「支給決定」という。）を受けた者は、当該見舞金の支給を請求するときは、_____見舞金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(見舞金の支給決定の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給決定を取り消すことができる。この場合において、既に見舞金を支給したときは、その返還を求めるものとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 前_____2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

附 則

(施行期日)

(略)

(経過措置)

この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は傷害を受けた犯罪被害者_____について適用する。

「朝霞市国民保護計画」の変更概要

1 主な変更事項

国の「国民の保護に関する基本指針」及び県の「国民保護に関する埼玉県計画」の改定に伴う変更

①弾道ミサイル落下時の避難行動の住民への周知

弾道ミサイル攻撃の場合の留意点に「県及び市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める」の文言を記載しました。

②情報伝達手段の多重化等の推進

警報の住民への周知方法に、「市は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める」旨を追加しました。

③避難施設の確保

県の行う避難施設の指定に際して、「避難施設に住民を可能な限り受け入れができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、できるだけ多くの避難施設の確保に努める」旨を追加しました。

④避難施設の指定要件として地下施設を位置づけ

爆風等から直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物のほか「地下街、地下駅舎等の地下施設」を追加しました。

⑤武力攻撃事態等に特有な訓練の実施

武力攻撃事態等に特有な訓練等の実施に当たっては、地下への避難や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める旨を追加しました。

⑥武力攻撃原子力災害時における避難退域時検査等の実施

核攻撃等においては、避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる旨を追加しました。

2 その他の変更事項

①前回計画からの時点修正

総人口等について、平成22年9月1日現在を、令和4年4月1日現在に変更したほか、機構改革に伴い部署名等を変更しました。

②標記方法の変更

国民保護については、国からの法定受託事務となるため、国及び県計画と記載内容が一致するよう修正しました。

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|-----|-----|--|---|--|---|
| 1 | P.1 | 第1編 | 第2章 | 計画策定の背景・経緯 | <p>第2次世界大戦から<u>70年以上</u>を経過し、また、冷戦の終結により世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教や民族間の対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化している。 (略)</p> <p>そうしたことから、平成15年6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「事態対処法」という。平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。)が、そして、平成16年6月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。</p> | <p>第2次世界大戦から<u>60年</u>を経過し、また、冷戦の終結により世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教や民族間の対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化している。 (略)</p> <p>そうしたことから、平成15年6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「武力攻撃事態対処法」という。)が、そして、平成16年6月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなつた。</p> <p><u>これを受けて、国が基本指針を定め、指定行政機関、都道府県及び市町村が国民の保護に関する計画を作成し、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民の保護に関する業務計画を作成することとなつた。</u></p> | 時点修正 平成27年9月に成立した平和安全法制整備法に伴う「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の名称変更に伴う変更及び埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 2 | P.2 | 第1編 | 第3章 | 5 住民の自助・共助 | 5 住民の自助・共助 | 7 住民の自助・共助 | 埼玉県計画と記述順の整合を図るもの。 |
| 3 | P.2 | 第1編 | 第3章 | 6 指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障 | <p><u>6 指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障</u> 市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。 市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑みその自主性を尊重する。 また、市は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。</p> | | 埼玉県計画と整合性を図るために、新規に追加するもの。 |
| 4 | P.3 | 第1編 | 第3章 | 7 要配慮者の保護 | <p><u>7 要配慮者の保護</u> 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者(以下「要配慮者」という。)の積極的な避難・救援対策を実施する。</p> | <p><u>6 災害時要援護者への配慮</u> 高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者の積極的な避難・救援対策を実施する。</p> | 埼玉県計画と記述順の整合を図るもの。 また、平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語を変更するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|---------------------|----------------|---|--|---|
| 5 | P.3 | 第1編 | 第3章 | 10 | 準備体制の充実 | <p>10 準備体制の充実 武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。</p> | <p>5 準備体制の充実 武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。</p> | 埼玉県計画と記述順の整合を図るもの。 |
| 6 | P.3 | 第1編 | 第3章 | 11 | 外国人への国民保護措置の適用 | <p>11 外国人への国民保護措置の適用 <u>市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。</u></p> | | 外国人への国民保護措置の適用につき新たに記載し、埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 7 | P.4 | 第1編 | 第4章 | 第2節 | 社会的特性 | <p>(略) 首都圏に人口が集中し始めた昭和30年代から、本市の人口は増加が顕著であり、その後もJR武蔵野線の開通とそれに伴う北朝霞駅の設置や東武東上線朝霞台駅の開設、東京メトロ有楽町線及び副都心線の開通などにより、さらに人口が増え続けている。 <u>令和3年4月1日現在の総人口は143,388人で、そのうち外国人は4,142人である。</u> 人口動態の観点から見ると、平均的に一年間で人口の約1割が転出入する社会移動の激しい都市の特性を示しており、その他の要因とあいまって地域コミュニティが希薄化の傾向にあるとともに、都心への通勤、通学者が多いことも特徴となっている。 <u>人口の構成をみると、若年層が多いものの、全般的には高齢化が進むものと思われる。</u> また、市内に<u>陸上自衛隊朝霞駐屯地</u>が所在することなども配慮する必要がある。 このような特性を踏まえた上で、多数の市民を避難誘導することなども想定しなければならない。</p> | <p>(略) 首都圏に人口が集中し始めた昭和30年代から、本市の人口は増加が顕著であり、その後もJR武蔵野線の開通とそれに伴う北朝霞駅の設置や東武東上線朝霞台駅の開設、東京メトロ有楽町線の開通などにより、さらに人口が増え続けている。<u>平成18年4月1日現在の総人口は124,851人</u>で、そのうち外国人は<u>2,359人</u>である。人口動態の観点から見ると、平均的に一年間で人口の約1割が転出入する社会移動の激しい都市の特性を示しており、その他の要因とあいまって地域コミュニティが希薄化の傾向にあるとともに、都心への通勤、通学者が多いことも特徴となっている。<u>また、人口の構成をみると、若年層が多く、子供も増えているため、少子化には歯止めがかかっているものの、いわゆる団塊の世代の市民が今後高齢世代となることから全般的には高齢化が進むものと思われる。</u> また、市内に<u>陸上自衛隊朝霞駐屯地等の施設</u>が所在することなども配慮する必要がある。 このような特性を踏まえた上で、多数の市民を避難誘導することなども想定しなければならない。</p> | 時点修正 |
| 8 | P.5 | 第1編 | 第5章 | 第1節 〈参考〉 1(2) | 国が実施する主な措置 | <p>① 警報の発令、避難措置の指示 ② (略) ③ 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集・提供 ④ 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示 ⑤ 生活関連等施設の安全確保に関する措置 ⑥ 放射性物質等を用いた攻撃(NBC攻撃)により生ずる汚染の拡大を防止するための措置 ⑦ 危険物質等に関する危険の防止 ⑧ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置 ⑨ 武力攻撃災害の復旧に関する措置</p> | <p>① 警報の発令 ② (略) ③ 避難措置の指示、救援の指示・支援 ④ 放射性物質等(NBC攻撃)による汚染への対処 ⑤ 原子炉等による被害の防止 ⑥ 危険物質等に関する危険の防止 ⑦ 感染症への対処</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|-------------|--------|----------------------------|--|---|-------------------------------|
| 9 | P.7 | 第1編 第5章 第1節 | | 武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み |  |  | 埼玉県計画に記載の表と同じ表に改め、記述の整合を図るもの。 |
| 10 | P.8 | 第1編 第5章 第6節 | | 事業所等との協力関係 | <p>多くの従業員が従事する事業所や、住民及び他市からの多数の利用者が滞在する集客施設については、武力攻撃事態等において、より迅速な対応が必要である。また、同時に、従業員等による住民等の避難誘導や救援について協力が必要になると考えられる。</p> <p>このため、市は、事業所の管理者等と相互の連携を密にし、協力体制の整備に努める。特に、社会福祉施設等利用者の避難や救援については、施設を運営する事業者等の協力が必要になると考えられ、市は当該事業者等との協力体制の整備に努める。</p> | <p>多くの従業員が従事する事業所や、住民及び他市からの多数の利用者が滞在する集客施設については、武力攻撃事態等において、より迅速な対応が必要である。また、同時に、従業員等による住民等の避難誘導や救援について協力が必要になると考えられる。</p> <p>このため、市は、事業所の管理者等と相互の連携を密にし、協力体制の整備に努める。また、要介護者や障害者の避難や救援について介護保険事業者等の協力が必要になると考えられ、市は当該事業者等との協力体制の整備に努める。</p> | |
| 11 | P.9 | 第1編 第6章 | | 本計画が対象とする事態 | 第6章 本計画が対象とする事態 | | 埼玉県計画と整合性を図るため新規に追加するもの。 |
| 12 | P.9 | 第1編 第6章 第1節 | 武力攻撃事態 | | 第1節 武力攻撃事態 本計画では、武力攻撃事態として、基本指針において想定されている事態を対象とする。 | | 埼玉県計画と整合性を図るため新規に追加するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|----------|---|---|-------|---------------------------|
| 13 | P.9 | 第1編 | 第6章 | 第1節 1 | <p>着上陸侵攻の場合</p> <p><u>1 着上陸侵攻の場合</u></p> <p>(1) 特徴</p> <p>① 我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>② 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>③ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>(2) 留意点</p> <p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難せるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p> | | | 埼玉県計画と整合性を図るために新規に追加するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|----------|------------------|---|-------|---------------------------|
| 14 | P.9 | 第1編 | 第6章 | 第1節 2 | ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合 | <p><u>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</u></p> <p>(1) 特徴</p> <p>① 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じることも考えられる。</p> <p>② 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾(爆薬と放射性物質を組み合わせたもの。以下「ダーティボム」という。)が使用される場合も考えられる。</p> <p>(2) 留意点</p> <p>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県、市、消防機関、警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事は緊急通報を発令し、市長又は知事は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。</p> | | 埼玉県計画と整合性を図るために新規に追加するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|----------|---|---|-------|---------------------------|
| 15 | P.10 | 第1編 | 第6章 | 第1節 3 | <p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p><u>3 弾道ミサイル攻撃の場合</u></p> <p>(1)特徴</p> <p>① 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>② 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限化され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>(2)留意点</p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾する事が予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。</p> | | | 埼玉県計画と整合性を図るために新規に追加するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|----------|--|---|-------|---------------------------|
| 16 | P.10 | 第1編 | 第6章 | 第1節 4 | 航空攻撃の場合 <u>4.航空攻撃の場合</u> <u>(1)特徴</u> ① 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ② 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ③ 航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ④ 通常爆弾の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <u>(2)留意点</u> 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。 | | | 埼玉県計画と整合性を図るために新規に追加するもの。 |
| 17 | P.11 | 第1編 | 第6章 | 第2節 | 緊急対処事態 <u>第2節 緊急対処事態</u> 本計画では、緊急対処事態として、第6編第1章において想定されている事態を対象とする。 なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。 | | | 埼玉県計画と整合性を図るために新規に追加するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | | |
|------|--------|-----|-----|----------|--------------|--|-------|--|---------------------------|
| 18 | P.11 | 第1編 | 第6章 | 第2節 1 | 攻撃対象施設等による分類 | <p><u>1 攻撃対象施設等による分類</u></p> <p><u>(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</u></p> <p><u>① 事態例</u></p> <p><u>ア 原子力事業所等の破壊</u></p> <p><u>イ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</u></p> <p><u>ウ 危険物積載船への攻撃</u></p> <p><u>エ ダムの破壊等</u></p> <p><u>② 留意点</u></p> <p><u>ア 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害</u></p> <p><u>(ア) 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被曝する。</u></p> <p><u>(イ) 汚染された飲食物を摂取した住民が被曝する。</u></p> <p><u>イ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害</u></p> <p><u>爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。</u></p> <p><u>ウ 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害</u></p> <p><u>危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。</u></p> <p><u>エ ダムが破壊された場合の主な被害</u></p> <p><u>ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</u></p> <p><u>(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</u></p> <p><u>① 事態例</u></p> <p><u>ア 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</u></p> <p><u>イ 列車等の爆破</u></p> <p><u>② 留意点</u></p> <p><u>大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</u></p> | | | 埼玉県計画と整合性を図るために新規に追加するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|----------|---|---|-------|---------------------------|
| 19 | P.12 | 第1編 | 第6章 | 第2節 2 | <p>攻撃手段による分類</p> <p><u>2 攻撃手段による分類</u></p> <p>(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p> <p>① 事態例</p> <p>ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</p> <p>イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</p> <p>ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</p> <p>エ 水源地に対する毒素等の混入</p> <p>② 留意点</p> <p>ア 放射能の拡散</p> <p>(ア) ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。</p> <p>(イ) ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。</p> <p>(ウ) 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。</p> <p>イ 生物剤(毒素を含む。)による攻撃</p> <p>生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>ウ 化学剤による攻撃</p> <p>(ア) 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は、下をはうように広がる。</p> <p>(イ) 生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。</p> <p>(2) 破壊の手段として交通機関等を用いた攻撃が行われる事態</p> <p>① 事態例</p> <p>ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</p> <p>イ 弹道ミサイル等の飛来</p> <p>② 留意点</p> <p>ア 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</p> <p>イ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</p> <p>ウ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。</p> | | | 埼玉県計画と整合性を図るために新規に追加するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|-----|-----|--------------------------|--|----------------|---------------------------|
| 20 | P.13 | 第2編 | 第1章 | 情報収集、伝達体制の構築 | 第1章 情報収集、伝達体制の構築 | | 埼玉県計画と整合性を図るため新規に追加するもの。 |
| 21 | P.13 | 第2編 | 第1章 | 第1節 連絡体制・通信体制の整備 | <p><u>第1節 連絡体制・通信体制の整備</u> <u>住民の避難や救援を円滑に実施していくために</u> <u>は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。</u> <u>特に、市内に陸上自衛隊朝霞駐屯地が所在する</u> <u>という特性に鑑み、市は、迅速な情報収集のため、あらかじめ県の連絡窓口、連絡方法を把握しておくとともに、自衛隊駐屯地及び北関東防衛局との直接の連絡体制の整備を図る。</u> <u>また、市は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。</u></p> | | 埼玉県計画と整合性を図るため新規に追加するもの。 |
| 22 | P.13 | 第2編 | 第1章 | 第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備 | <p><u>第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備</u> <u>市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるよう努めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。</u></p> | | 埼玉県計画と整合性を図るため新規に追加するもの。 |
| 23 | P.13 | 第2編 | 第1章 | 第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 | <p><u>第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</u> <u>市は、収集した情報を整理し提供できるよう、以下の準備を行うほか、安否情報システムの習熟に努めるものとする。</u> <u>(1)市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定める。</u> <u>(2)市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報(所在、連絡先等)について、あらかじめ把握する。</u></p> | | 埼玉県計画と整合性を図るため新規に追加するもの。 |
| 24 | P.14 | 第2編 | 第2章 | 迅速な初動体制の確立 | 第2章 迅速な初動体制の確立 | 第1章 迅速な初動体制の確立 | 埼玉県計画と整合性を図るため章番号を変更するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|-----|-----|-------------|--|---|---|
| 25 | P.14 | 第2編 | 第2章 | 第1節 即応体制の確立 | <p>第1節 即応体制の確立 武力攻撃事態等における警報や避難の指示が、時間的な余裕をもって国から発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合も、迅速かつ的確な措置を実施することが可能な体制を整備しておかなければならぬ。 市は、夜間、休日等においても情報伝達等について24時間対応ができる体制を整備する。 <u>また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。</u></p> | <p>第1節 即応体制の確立 武力攻撃事態等における警報や避難の指示が、時間的な余裕をもって国から発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合も、迅速かつ的確な措置を実施することが可能な体制を整備しておかなければならぬ。 市は、夜間、休日等においても情報伝達等について24時間対応ができる体制を整備する。 <u>また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の導入、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な導入に努める。</u></p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 26 | P.15 | 第2編 | 第3章 | 警報の住民への周知 | <p>第3章 警報の住民への周知 <u>1 市は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。</u> <u>2 市は、防災行政無線の放送や市ホームページの掲載、広報車の使用、自治会組織を経由した伝達、公共施設への掲示等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。</u></p> | <p>第2章 警報の住民への周知 <u>(1)市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達、公共施設への掲示等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。</u> <u>(2)市は、地域におけるケーブルテレビ会社と、警報の緊急放送に関して調整を図るよう努める。</u> <u>(3)市は、外国人への警報の周知を図るため、多言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。</u></p> | 埼玉県計画と整合性を図るために章番号を変更するもの。 現状に合わせた表現の適正化(消防庁通知(Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進)との整合を図るため)及び埼玉県計画と整合性を図るもの |
| 27 | P.15 | 第2編 | 第4章 | | 第4章 避難の指示 | 第3章 避難の指示 | 埼玉県計画と整合性を図るために章番号を変更するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|------------------------------------|--|---|--|--------------------------|
| 28 | P.15 | 第2編 | 第4章 | 第1節 避難の指示の伝達 | <p>第1節 避難の指示の伝達</p> <p>国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域を管轄する都道府県知事に避難措置を指示する。知事は、避難路、交通手段等を明示して市長を通じ住民に避難を指示する。市長は、直ちに避難実施要領を定め、職員を指揮し埼玉県南西部消防局長(以下「消防局長」という。)と協力して避難住民を誘導するとともに、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、朝霞警察署長(以下「警察署長」という。)又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請するものとする。</p> <p>このため、市は、警報の場合に準じて、避難の指示の確実な伝達体制の整備を進めるものとする。</p> | | | 埼玉県計画と整合性を図るため新規に追加するもの。 |
| 29 | P.15 | 第2編 | 第4章 | 第2節 モデル避難実施要領の作成 | 第2節 モデル避難実施要領の作成 | 第1節 モデル避難実施要領の作成 | 埼玉県計画と整合性を図るため節番を変更するもの。 | |
| 30 | P.15 | 第2編 | 第4章 | 第2節 1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項 | <p>1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項 (略)</p> <p>なお、実施要領に定める基本的な事項は、次のとおりとし、自ら避難することが困難な要配慮者の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮する。</p> | <p>1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項 (略)</p> <p>なお、実施要領に定める基本的な事項は、次に掲げるとおりとし、自ら避難することが困難な災害時要援護者の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮する。</p> | 平成25年6月の災害対策基本法の一部改正を踏まえ、「災害時要援護者」の記述を「要配慮者」に変更するもの。 | |
| 31 | P.16 | 第2編 | 第4章 | 第2節 3 武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成 | 3 武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成 | 3 モデル避難実施要領の作成パターン | | |
| 32 | P.16 | 第2編 | 第4章 | 第2節 3(1) ③ 着上陸侵攻からの避難 | <p>③ 避難住民の誘導に当たっては、移動中における食料等の配給、要配慮者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。</p> | <p>③ 避難住民の誘導に当たっては、移動中における食料等の配給、災害時要援護者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。</p> | 平成25年6月の災害対策基本法の一部改正を踏まえ、「災害時要援護者」の記述を「要配慮者」に変更するもの。 | |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|------------------|-----|--|--|-----------------|
| 33 | P.16 | 第2編 | 第4章 | 第2節 3(2) ① | 着弾前 | <p>① 着弾前</p> <p>弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民ができるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。</p> <p><u>攻撃を受けた時の状態に応じて以下の留意事項を、避難実施要領に盛り込むものとする。</u></p> <p>ア 屋外にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直ちに堅ろうな建物や地下に逃げこむこと。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。 ○ (略) ○ <u>時間に余裕があれば、穴を掘って簡易シェルターとすること。</u> <p>イ 屋内にいる場合</p> <p>(略)</p> <p>ウ 乗り物の中にいた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車の中にいた場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所(やむを得ず道路上に駐車して避難するときは、できるだけ道路の左側)に駐車し、キーをつけたままドアはロックしないこと。 ○ 電車内にいた場合 <p>(略)</p> | <p>通常弾頭によるミサイル攻撃、核、生物、化学物質を弾頭に搭載したNBC兵器を用いたミサイル攻撃からの避難の複数パターンについて作成するものとする。避難実施要領に盛り込む内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>① 弾道ミサイル攻撃全般及び通常弾頭によるミサイル攻撃の場合</p> <p>ア 屋外にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直ちに堅牢な建物や地下に逃げ込むこと。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。 ○ (略) <p>イ 屋内にいる場合</p> <p>(略)</p> <p>ウ 乗り物の中にいた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車の中にいた場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ 車を乗り捨てる必要がある場合には、キーをかけたままロックせずに放置する。 ○ 電車内にいた場合 <p>(略)</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|------------------|--------------------|--|---|-----------------|
| 34 | P.17 | 第2編 | 第4章 | 第2節 3(2) ② | 着弾後 | <p>② 着弾後 <u>着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。NB C兵器を搭載した弾頭と判明した場合は以下とおり。</u></p> <p>ア 核兵器の場合 (削除)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 放射性降下物による外部被曝、内部被曝を避けるため、避難に<u>あたっては</u>、以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風下を避け手袋、帽子、雨ガッパ等を着用することで外部被曝を抑制する。 ・ 内部被曝を避けるため、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。また、安定ヨウ素剤の服用等医療機関等から指示があった場合には、指示に従うものとする。 <p>○ (略)</p> <p>イ 生物兵器の場合 (略)</p> <p>ウ 化学兵器の場合 (略)</p> | <p>② NBC兵器を搭載した弾頭を使用した攻撃の場合</p> <p>ア 核兵器の場合</p> <p>○ 核爆発による熱線、衝撃波等を回避するため、基本的に建物の地下へ避難する。このため、住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 放射性降下物による外部被ばく、内部被ばくを避けるため、避難に<u>当たっては</u>、以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風下を避け手袋、帽子、雨ガッパ等を着用することで外部被ばくを抑制する。 ・ 内部被ばくを避けるため、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。汚染された疑いのある水や食物の摂取をさける。また、安定ヨウ素剤の服用等医療機関等から指示があった場合には、指示に従うものとする。 <p>○ (略)</p> <p>イ 生物兵器の場合 (略)</p> <p>ウ 化学兵器の場合 (略)</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 35 | P.18 | 第2編 | 第4章 | 第2節 3(3) | ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難 | <p>① 攻撃開始前 <u>必要に応じて事前に退避の指示を行う。</u></p> <p>② 攻撃開始後 <u>攻撃当初は、屋内に一時避難させ、移動の安全が確認された場合は、関係機関と連携して、適当な避難先に移動させる。</u></p> | <p>市長は、必要に応じて退避の指示を行う。攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関と連携して安全の措置を講じつつ、適当な避難地に移動等させる。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 36 | P.20 | 第2編 | 第4章 | 第2節 表 | 横4マス目 縦3マス目 | <p>・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。</p> | <p>・着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|----------|--------------------|---|--|----------------------------|
| 37 | P.20 | 第2編 | 第4章 | 第2節 表 | 横3マス目 縦4マス目 | ・(削除) ・攻撃当初は(略) | ・ゲリラの活動区域を特定し、退避の指示を行う。 ・攻撃当初は(略) | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 38 | P.21 | 第2編 | 第4章 | 第3節 | 避難人数の把握 | 第3節 避難人数の把握 | 第2節 避難人数の把握 | 埼玉県計画と整合性を図るために節番号を変更するもの。 |
| 39 | P.21 | 第2編 | 第4章 | 第3節 1 | 町・丁目別の人口の把握 | 1 町・丁目別の人口の把握 市が住民を迅速かつ的確に避難させるためには、避難住民の人数を詳細に把握することが重要である。 そのため、市はあらかじめ、町・丁目別の人口の把握の区域の人口を把握しておく。 | 1 自治会単位の人口の把握 市が住民を迅速かつ的確に避難させるためには、避難住民の人数を詳細に把握することが重要である。 そのため、市(総務部)はあらかじめ、自治会単位の区域の人口を把握しておく。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 40 | P.21 | 第2編 | 第4章 | 第3節 2 | 各施設における避難人 数の把握 | 2 各施設における避難人数の把握 市内の大学に通学する学生、高等学校及び中学校に通学する生徒、小学校に通学し、幼稚園に通園し、又は放課後児童クラブに通所する児童について、市は人数の把握に努める。 | 2 各施設における避難人数の把握 市内の大学に通学する学生、高等学校及び中学校に通学する生徒、小学校に通学し、幼稚園若しくは保育園に通園し、又は放課後児童クラブに通所する児童及び児童館を利用する者について、市(学校教育部・福祉部)は人数の把握に努める。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 41 | P.21 | 第2編 | 第4章 | 第3節 3 | 要配慮者の把握 | 3 要配慮者の把握 (1) 医療機関入院患者数及び社会福祉施設等利用者について 市は、医療機関入院患者及び社会福祉施設等利用者の人数の把握に努める。 (2) 在宅の要配慮者について 市は、在宅の要配慮者の状況や緊急連絡先の把握に努める。 (3) 外国人の人数等について 市は、管内の外国人の人数(言語別)の把握に努める。 ※社会福祉施設は、老人福祉センターや特別養護老人ホームなどの老人福祉施設、障害者支援施設、保育所や児童館などの児童福祉施設をいう。 | 3 災害時要援護者の把握 (1) 病院入院患者数及び社会福祉施設等入所者数について 市(福祉部・健康づくり部)は、病院入院患者数及び社会福祉施設等入所者数の把握に努める。 (2) 在宅の災害時要援護者について 市(福祉部・健康づくり部)は、在宅の災害時要援護者の状況や緊急連絡先の把握に努める。 (3) 外国人の人数等について 市(市民環境部)は、管内の外国人の人数(言語別)の把握に努める。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 42 | P.21 | 第2編 | 第4章 | 第4節 | 避難の指示の周知体制 | 第4節 避難の指示の周知体制 | 第3節 避難指示の周知 | 埼玉県計画と整合性を図るために節番号を変更するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|-------------|--------------------------|--|--|-----------------|
| 43 | P.21 | 第2編 | 第4章 | 第4節 1(1) | 住民への周知方法 | <p>(1) 住民への周知方法</p> <p>① 市は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。</p> <p>② 市は、あらかじめ防災行政無線の放送や市ホームページの掲載、広報車の使用、自治会組織を経由した伝達、公共施設への掲示等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。</p> <p>③ 市は、外国人への周知を図るため多言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。</p> | <p>(1) 住民への周知方法</p> <p>① 市(総務部)は、あらかじめ防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達、公共施設への掲示等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。</p> <p>② 市(総務部)は、地域におけるケーブルテレビ会社と、避難の指示の緊急放送に関して、調整を図るよう努める。</p> <p>③ 市(総務部)は、外国人への周知を図るため多言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 44 | P.21 | 第2編 | 第4章 | 第4節 1(2) | 各施設等における通学、通園、利用者等への周知方法 | <p>(2) 各施設等における通学、通園、利用者等への周知方法</p> <p>市は、市内の小・中学校、高等学校及び大学、幼稚園、放課後児童クラブなど、当該管理者と避難の周知方法について定めておく。</p> <p>また、各施設等の管理者は、学生、生徒、児童及び利用者に対して迅速かつ的確な周知が行われるよう体制の整備に努める。</p> | <p>(2) 各施設等における通学、通園、利用者等への周知方法</p> <p>市(学校教育部・福祉部・健康づくり部)は、市内の小・中学校、高等学校及び大学、幼稚園、保育園、児童館、放課後児童クラブなど、当該管理者と避難の周知方法について定めておく。</p> <p>また、各施設等の管理者は、学生、生徒、児童及び利用者に対して迅速かつ的確な周知が行われるよう体制の整備に努める。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|-------------|---------------------|--|--|----------------------------|
| 45 | P.22 | 第2編 | 第4章 | 第4節 1(3) | 要配慮者への周知方法 | <p>(3) 要配慮者への周知方法</p> <p>① 病院、社会福祉施設等利用者への周知方法等 市は、管轄する地域の病院及び社会福祉施設等の管理者と協議の上、あらかじめ避難の周知方法について定めておく。</p> <p>また、病院及び社会福祉施設等の管理者は、入院患者、入所者等利用者に対して迅速かつ的確な周知が行われるよう体制の整備に努める。</p> <p>② 在宅の要配慮者への周知方法 市は、在宅の要配慮者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、民生委員児童委員協議会、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。</p> <p>③ 外国人への周知方法 市は、外国語による防災行政無線での放送や広報車での広報、掲示板の設置等について準備しておき、外国人住民への避難の周知方法について明らかにしておく。</p> | <p>(3) 災害時要援護者への周知方法</p> <p>① 病院、社会福祉施設等利用者への周知方法等 市(福祉部・健康づくり部)は、管轄する地域の病院及び社会福祉施設等の管理者と協議の上、あらかじめ避難の周知方法について定めておく。</p> <p>また、病院及び社会福祉施設等の管理者は、入院患者、入所者等利用者に対して迅速かつ的確な周知が行われるよう体制の整備に努める。</p> <p>② 在宅の災害時要援護者への周知方法 市(福祉部・健康づくり部)は、在宅の災害時要援護者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、民生委員児童委員協議会、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。</p> <p>③ 外国人への周知方法 市(総務部)は、外国語による防災行政無線での放送や広報車での広報、掲示板の設置等について準備しておき、外国人住民への避難の周知方法について明らかにしておく。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 46 | P.22 | 第2編 | 第4章 | 第4節 2 | 情報通信機器の活用 | <p>2 情報通信機器の活用 市は、住民に対して避難の指示の周知を図るために、国及び県と協力して情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図っていくものとする。</p> | <p>(5) 情報通信機器の活用 市(総務部)は、住民に対して避難の指示の周知を図るために、国及び県と協力して情報通信機器を活用した新たなシステムの整備に努める。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 47 | P.22 | 第2編 | 第4章 | 第5節 | 避難住民集合場所の指定 | 第5節 避難住民集合場所の指定 | 第9節 避難住民集合場所の指定 | 埼玉県計画と整合性を図るために節番号を変更するもの。 |
| 48 | P.23 | 第2編 | 第4章 | 第5節 2 | 避難住民集合場所の周知 | <p>2 避難住民集合場所の周知 市は、避難住民集合場所を定めたときには、以下の方法等により地域住民に周知する。</p> | <p>2 避難住民集合場所の周知 市(総務部)は、避難住民集合場所を定めたときには、以下の方法等により地域住民に周知する。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 49 | P.23 | 第2編 | 第4章 | 第6節 | 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制 | 第6節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制 | 第7節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制 | 埼玉県計画と整合性を図るために節番号を変更するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|-----|-----|--------------------------|--|--|--------------------------------|
| 50 | P.23 | 第2編 | 第4章 | 第6節 1 避難施設の指定への協力 | <p>1 避難施設の指定への協力 市は、県の避難施設の指定に協力する。 <u>また、県は、避難施設の指定に際して、避難施設に住民を可能な限り受け入れができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努めることとなっていることから、市は、県が行う以下の指定要件を満たす避難施設の指定に対して協力する。</u> 【避難施設の指定要件】 (1)公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。 (2)爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。 (3)避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。 (4)物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。 (5)危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。 (6)車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。</p> <p>なお、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え、県に届け出るときには、市を経由するものとする。</p> | <p>1 避難施設の指定への協力 市は、県の避難施設の指定に協力する<u>とともに、多数の避難住民の受入れの必要が生じた場合、指定している避難施設だけでは容量が不足すると考えられることから、日頃から公共施設、福祉施設等の受入れ可能な施設を把握し、県と連携してこれらの施設管理者と避難住民受入れの協力関係を構築するよう努める。</u></p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 51 | P.24 | 第2編 | 第4章 | 第6節 3 避難施設の運営マニュアルの整備 | 3 避難施設の運営マニュアルの整備 市は、県と協力し、避難施設の運営マニュアルの整備や、住民に対し、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。 | 3 避難施設の運営マニュアルの整備 市(福祉部・健康づくり部)は、県と協力し、避難施設の運営マニュアルの整備や、住民に対し、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 52 | P.24 | 第2編 | 第4章 | 第6節 4 避難施設の周知 | 4 避難施設の周知 市は、以下の方法等により避難施設の所在地等について住民への周知徹底に努める。 | 4 避難施設の周知 市(総務部)は、以下の方法等により避難施設の所在地等について住民への周知徹底に努める。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 53 | P.24 | 第2編 | 第4章 | 第7節 避難のための交通手段の確保 | <u>第7節 避難のための交通手段の確保</u> | <u>第4節 避難交通手段の決定</u> | 埼玉県計画と整合性を図るために節番号及び文言を変更するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|----------|-------------|--|---|-------------------------------|
| 54 | P.24 | 第2編 | 第4章 | 第7節 1 | 交通手段選択の基本方針 | <p>1 交通手段選択の基本方針</p> <p>避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。</p> <p>なお、要配慮者の移動に関しては、必要に応じて自家用自動車、市の公用車等を使用できるものとする。</p> <p><u>市は、こうした基本方針に基づき、避難の交通手段について避難実施要領に定め、住民に周知する。</u></p> | <p>1 交通手段選択の基本方針</p> <p>避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、原則禁止とするが、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。</p> <p>なお、災害時要援護者の移動に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用できるものとする。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 55 | P.24 | 第2編 | 第4章 | 第7節 2 | 交通手段の確保方法 | <p>2 交通手段の確保方法</p> <p>(1) 鉄道</p> <p><u>市は、区域内における各鉄道事業者の輸送能力及び各駅の連絡先を把握する。</u></p> <p>(2) バス</p> <p><u>市は、区域内におけるバス事業者の輸送能力、連絡先について把握する。</u></p> <p>また、市は、県がバス事業者である指定公共機関、指定地方公共機関と協力して選定したバス運送の拠点となる場所を把握しておく。</p> <p>(3) タクシー事業者</p> <p><u>市は、あらかじめタクシー事業者と避難住民の運送に関する協定を締結するよう努める。</u></p> <p>協定を締結したタクシー事業者は、配車や人員配置などあらかじめ運送体制の整備に努める。</p> <p>(4) 市が保有する車両</p> <p><u>市は、その保有する全車両を把握しておく。</u></p> <p>(5) 要配慮者への配慮</p> <p><u>鉄道、バスの避難用車両については、すべての要配慮者に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。</u></p> | <p>2 交通手段の確保方法</p> <p>(1) 鉄道</p> <p><u>市(都市建設部)は、区域内における各鉄道事業者の輸送能力及び各駅の連絡先を把握する。</u></p> <p>(2) バス</p> <p><u>市(都市建設部)は、区域内におけるバス事業者の輸送能力、連絡先について把握する。</u></p> <p>また、市は、県がバス事業者である指定公共機関、指定地方公共機関と協力して選定したバス運送の拠点となる場所を把握しておく。</p> <p>(3) タクシー事業者</p> <p><u>市(都市建設部)は、あらかじめタクシー事業者と避難住民の運送に関する協定を締結するよう努める。</u></p> <p>協定を締結したタクシー事業者は、配車や人員配置などあらかじめ運送体制の整備に努める。</p> <p>(4) 市が保有する車両</p> <p><u>市(総務部)は、その保有する全車両を把握しておく。</u></p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 56 | P.25 | 第2編 | 第4章 | 第8節 | 避難候補路の選定 | <u>第8節 避難候補路の選定</u> | <u>第5節 避難路の選定</u> | 埼玉県計画と整合性を図るため節番号及び文言を変更するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|-----|-----|----------------------|---|---|---------------------------------|
| 57 | P.25 | 第2編 | 第4章 | 第8節 1 避難候補路の選定の基準 | <p>1 避難候補路の選定の基準</p> <p>武力攻撃等の態様は多種多様であり、それによって引き起こされる武力攻撃災害についても様々な態様が考えられる。また、道路についても、避難路や自衛隊の使用する道路、緊急物資の運送路等といった様々な利用が考えられる。</p> <p>このため、あらかじめ特定の道路を避難路として決定しておくことは困難であると考えられ、市は、避難候補路(以下「候補路」という。)を次の基準により定める。</p> <p>(1)県が指定した候補路に接続する主要な市町村道</p> <p>(2)県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路</p> <p>① 第2編第4章第6節に規定する避難施設</p> <p>② 市防災活動拠点</p> <p>③ 市臨時ヘリポート</p> <p>(3)候補路沿いには、火災・爆発等の危険性が高い場所がないように配慮する。</p> | <p>1 避難候補路の選定</p> <p>武力攻撃等の態様は多種多様であり、それによって引き起こされる武力攻撃災害についても様々な態様が考えられる。また、道路についても、避難路や自衛隊の使用する道路、緊急物資の運送路等といった様々な利用が考えられる。</p> <p>このため、避難候補路の選定に当たっては、<u>市地域防災計画に定められた緊急輸送道路を基本</u>とし、それを避難候補路として定める。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 58 | P.25 | 第2編 | 第4章 | 第8節 2 関係機関との調整等 | <p>2 関係機関との調整等</p> <p><u>市は避難候補路を定めようとするときには県と協議するとともに、朝霞警察署(以下「警察署」という。)と調整する。</u></p> <p>(略)</p> <p>また、自衛隊の行動と住民の避難行動が交錯することも考えられるが、自衛隊との調整は主に県で実施するため、<u>市はあらかじめ県の連絡窓口、連絡方法等を把握しておくこととする。</u></p> <p>また、県との連絡が途絶した場合等に備え、自衛隊駐屯地等との直接の連絡体制についても確保しておくものとする。</p> | <p>2 関係機関との調整等</p> <p><u>市(総務部)は避難候補路を定めようとするときは県と協議するとともに、市を管轄する警察署とも調整する。</u></p> <p>(略)</p> <p>また、自衛隊の行動と住民の避難行動が交錯することも考えられるが、自衛隊との調整は主に県で実施するため、<u>市(総務部)はあらかじめ県の連絡窓口、連絡方法等を把握しておくこととする。</u></p> <p>また、県との連絡が途絶した場合等に備え、自衛隊基地等との直接の連絡体制についても確保しておくものとする。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。また、管轄警察署を標記するもの。 |
| 59 | P.25 | 第2編 | 第4章 | 第9節 避難住民の運送順序 | <p><u>第9節 避難住民の運送順序</u></p> <p><u>避難住民の運送は、原則として、次の順序で行うものとする。</u></p> <p>(1)重病者、重傷者、障害者、妊産婦</p> <p>(2)高齢者、乳幼児、児童(保護者及び介護者を含む)</p> <p>(3)その他の住民</p> | <p><u>第6節 運送時の配慮</u></p> <p><u>災害時要援護者の避難運送方法については、あらかじめ定めておくなど、配慮して行うものとする。</u></p> | 埼玉県計画と整合性を図るため節番号及び文言を変更するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|-----|-----|------|--|--|-------------------------------|
| 60 | P.25 | 第2編 | 第4章 | 第10節 | 道路啓開の準備 第10節 道路啓開の準備 武力攻撃の状況により、道路上には乗り捨てられた自動車や倒壊建物等の廃棄物が散乱していることも想定され、これらの障害物を除去し、破損箇所を補修するなど迅速な対応が要求される。 市が管理する道路については、 <u>市長</u> は、あらかじめ 道路啓開 の実施計画を作成し、必要な資機材について整備を進める。 なお、実際の 啓開 作業には重機などの特殊な機材が必要であるため、建設業関係団体と協定を締結するなどして、 <u>武力攻撃事態等における道路啓開</u> 、 <u>応急復旧</u> に備える。 | 第10節 道路の応急復旧 武力攻撃の状況により、道路上には乗り捨てられた自動車や倒壊建物が散乱していることも想定され、これらの障害物を除去し、破損箇所を補修するなど迅速な対応が要求される。 市が管理する道路については、 <u>市長(道路管理者)</u> は、あらかじめ 道路の応急復旧 の実施計画を作成し、必要な資機材について整備を進める。 なお、実際の 復旧 作業には重機などの特殊な機材が必要であるため、建設業関係団体と協定を締結するなどして、応急復旧に備える。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 61 | - | | | | (削除) 第11節 退避場所の把握 市(総務部)は、武力攻撃事態等の態様に応じて適切な退避場所についてあらかじめ調査し、把握するよう努める。 | | 埼玉県計画と整合性を図るため削除するもの。 |
| 62 | P.26 | 第2編 | 第4章 | 第11節 | 避難住民等に対する住宅の確保 第11節 避難住民等に対する住宅の確保 武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。 そのため、 <u>市</u> は、県があらかじめ定めた 避難住民等住宅供給計画 に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定める。 なお、その際には、 <u>要配慮者</u> 対策について配慮する。 また、 <u>市</u> は、建設業関係団体との間に、応急仮設住宅用資機材等の調達が円滑に進むように、 <u>武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定</u> を締結するよう努める。 | 第8節 被災者に対する住宅供給対策 武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。 そのため、 <u>市(総務部)</u> は、県があらかじめ定めた「 <u>被災者住宅供給計画</u> 」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定める。 なお、その際には、 <u>高齢者や障害者等の災害時要援護者</u> 対策について配慮する。 また、 <u>市(総務部)</u> は、建設業関係団体との間に、応急仮設住宅用資機材等の調達が円滑に進むように武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定を締結するよう努める。 | 埼玉県計画と整合性を図るため節番号及び文言を変更するもの。 |

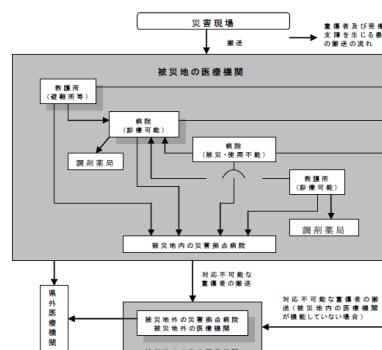
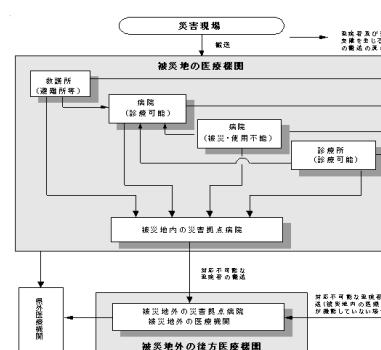
朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|-----|-----|----------------------|---|--|----------------------------|
| 63 | P.26 | 第2編 | 第5章 | 緊急物資の備蓄等 | 第5章 緊急物資の備蓄等 | 第4章 緊急物資の備蓄等 | 埼玉県計画と整合性を図るために章番号を変更するもの。 |
| 64 | P.26 | 第2編 | 第5章 | 第1節 緊急物資の備蓄 | <p>第1節 緊急物資の備蓄</p> <p>1 備蓄する緊急物資の種類・数量</p> <p>市は、食料、生活必需品等必要な物資の備蓄、飲料水の供給体制の確立に努めることとするが、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があり、住民自らの取り組みが必要である。</p> <p>このため、備蓄に当たっては、市、県、住民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、市は、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 備蓄品の管理</p> <p>備蓄品の品目及び数量等は、関係各部が全体を掌握しておくものとする。</p> <p>管理場所は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校防災倉庫 (2) 市民センター等</p> | <p>第1節 緊急物資の備蓄</p> <p>1 備蓄する緊急物資の種類・数量</p> <p>市(関係各部)は、食料、生活必需品等必要な物資の備蓄、飲料水の供給体制の確立に努めることとするが、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があり、住民自らの取り組みが必要である。</p> <p>このため、備蓄に当たっては、市、住民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、市(関係各部)は、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 備蓄品の管理</p> <p>備蓄品の品目及び数量等は、関係各部が全体を掌握しておくものとする。</p> <p>管理場所は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 各小学校防災倉庫 (2) 市民センター等</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 65 | P.27 | 第2編 | 第5章 | 第3節 2 復旧のための各種資料の整備等 | 2 復旧のための各種資料の整備等 市は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、地籍調査の結果に基づく土地等の権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努めるものとする。 | 2 復旧のための各種資料の整備等 市は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するための各種資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を行うよう努める。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 66 | P.27 | 第2編 | 第6章 | 緊急物資運送計画の策定 | 第6章 緊急物資運送計画の策定 | 第5章 緊急物資運送計画の策定 | 埼玉県計画と整合性を図るために章番号を変更するもの。 |
| 67 | P.27 | 第2編 | 第6章 | 第1節 1 緊急物資運送候補路の選定 | <p>1 緊急物資運送候補路の選定</p> <p>武力攻撃事態発生時には、避難経路や自衛隊の使用する道路の指定状況を考慮し、運送路を決定することとなる。</p> <p>このため、市は、県があらかじめ定めた緊急物資運送候補路とネットワークを構築するため、鉄道運送の拠点や緊急物資の備蓄場所、物資の集積場所、避難施設の場所などを考慮して、以下の運送方法による緊急物資運送候補路をあらかじめ定める。</p> | <p>1 緊急物資運送候補路の選定</p> <p>武力攻撃事態発生時には、避難経路や自衛隊の使用する道路の指定状況を考慮し、運送路を決定することとなる。</p> <p>このため、市(都市建設部)は、県があらかじめ定めた緊急物資運送候補路とネットワークを構築するため、鉄道運送の拠点や緊急物資の備蓄場所、物資の集積場所、避難施設の場所などを考慮して、以下の運送方法による緊急物資運送候補路をあらかじめ定める。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|----------|------------------------|---|--|-----------------|
| 68 | P.27 | 第2編 | 第6章 | 第1節 2 | 運送道路の応急復旧 | 2 運送道路の <u>道路啓閉</u> 緊急物資運送道路の <u>道路啓閉</u> の準備は、第2編 <u>第4章</u> 第10節と同様に行う。 | 2 運送道路の応急復旧 緊急物資運送道路の応急復旧の準備は、第2編 第3章第10節と同様に行う。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 69 | P.27 | 第2編 | 第6章 | 第2節 1 | 物資集積地の決定及び受入れ情報提供場所の選定 | 1 物資集積地の決定及び受入れ情報提供場所の選定 (略) 物資集積地までの運送を円滑かつ迅速に実施するため、市は県と協力して応援物資を運送してきた者に対して、配送する物資集積地までの地図等必要な情報を事前に提供するよう努める。 <u>このため、市は、県がこうした情報を提供する場所を、あらかじめ選定するために協力する。情報提供場所は、主に以下のとおりである。</u> <u>(1)高速道路のパーキングエリア又は料金所</u> <u>(2)主要な国道の隣接地</u> | 1 物資集積地の決定及び受入れ情報提供場所の選定 (略) 物資集積地までの運送を円滑かつ迅速に実施するため、市は県と協力して応援物資を運送してきた者に対して、配送する物資集積地までの地図等必要な情報を事前に提供する。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 70 | P.28 | 第2編 | 第6章 | 第2節 2 | 情報提供体制の整備 | 2 情報提供体制の整備 <u>市</u> は、受入れ情報提供場所の職員の配置や情報の提供方法を定めるなど、情報の提供体制を整備するよう努める。 | 2 情報提供体制の整備 <u>市(市民環境部)</u> は、受入れ情報提供場所の職員の配置や情報の提供方法を定めるなど、情報の提供体制を整備するよう努める。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 71 | P.28 | 第2編 | 第6章 | 第2節 3 | 仕分け、配達体制の整備 | 3 仕分け、配達体制の整備 <u>市</u> は、物資集積所における応援物資の仕分けを円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や配達方法等について整備するよう努める。 | 3 仕分け、配達体制の整備 <u>市(市民環境部)</u> は、物資集積所における応援物資の仕分けを円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や配達方法等について整備するよう努める。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|-------------|---|---|--|-----------------|
| 72 | P.28 | 第2編 | 第7章 | 医療体制の整備 | <p>第7章 医療体制の整備 武力攻撃災害発生時の医療体制は、負傷者等に対して応急的な医療処置を講じる初期医療体制、重傷者や特殊医療を要する患者に医療処置を講じる後方医療体制及び搬送体制の三つを確立し、それぞれ連携させて行っていくものとする。 なお、NBC攻撃による武力攻撃災害が発生した場合には、<u>2次災害</u>が発生する危険性が高いため、活動する職員の安全確保に十分配慮するものとする。</p> <p>【武力攻撃災害時医療体制の流れ】</p>  | <p>第6章 医療体制の整備 武力攻撃災害発生時の医療体制は、負傷者等に対して応急的な医療処置を講じる初期医療体制、重傷者や特殊医療を要する患者に医療処置を講じる後方医療体制及び搬送体制を連携させて行っていくものとする。</p> <p>なお、NBC兵器による武力攻撃災害が発生した場合には、<u>二次災害</u>が発生する危険性が高いため、活動する職員の安全確保にも十分配慮する。</p> <p>【武力攻撃災害時医療体制の流れ】</p>  | 埼玉県計画と整合性を図るために章番号、文言及び表を変更するもの。 | |
| 73 | P.29 | 第2編 | 第7章 | 第1節 1(1) | 武力攻撃事態等における救急救助応援体制の確保 | (1) 武力攻撃事態等における救急救助応援体制の確保 武力攻撃災害発生時には、一つの消防機関では対処できない <u>といった場合も</u> 考えられる。このため、救急救助に関する相互応援体制について <u>整備しておくものとする</u> 。 | (1) 武力攻撃事態等における救急救助応援体制の確保 武力攻撃災害発生時には、一つの消防機関では対処できない <u>可能性が高いと</u> 考えられる。このため、救急救助に関する相互応援体制について <u>整備する</u> 。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 74 | P.30 | 第2編 | 第7章 | 第1節 1(4) | トリアージ訓練の実施 | (4) トリアージ訓練の実施 多数の負傷者が発生した場合には、傷病の緊急度や重症度に応じて治療の優先順位を決定(トリアージ)することとなる。救急医療機関等までの搬送、 <u>または</u> 医師が到着するまでは、救急隊が実施することとなるため、こうした訓練を実施し、医師の検証を受けるなどしてトリアージの精度を向上させていく。 | (4) トリアージ訓練の実施 多数の負傷者が発生した場合には、傷病の緊急度や重症度に応じて治療の優先順位を決定(トリアージ)することとなる。救急医療機関等までの搬送 <u>又は</u> 医師が到着するまでは、救急隊が <u>処置</u> を実施することとなるため、こうした訓練を実施し、医師の検証を受けるなどしてトリアージの精度を向上させる。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|----------|----------------|--|--|-----------------|
| 75 | P.30 | 第2編 | 第7章 | 第1節 2 | 医療救護班の編成 | <p>2 医療救護班の編成等</p> <p>(1) 医療救護班の編成</p> <p>① 医療救護班の編成・出動手順の策定</p> <p>市は、あらかじめ県(保健所)、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、事前に以下の項目について定めておくものとする。</p> <p>② 連絡窓口等の把握</p> <p>市は、あらかじめ関係機関との連絡方法を把握するとともに、要請等の手続について定める。</p> <p>(2) 医療救護所設置及び運営について</p> <p>市は、県(保健所)、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関などと協議し、事前に以下の項目について定める。</p> <p>(略)</p> | <p>2 医療救護班の編成等</p> <p>(1) 医療救護班の編成</p> <p>① 医療救護班の編成・出動手順の策定</p> <p>市(健康づくり部)は、あらかじめ県(保健所)、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、事前に以下の項目について定めておくものとする。</p> <p>② 連絡窓口等の把握</p> <p>市(健康づくり部)は、あらかじめ関係機関との連絡方法を把握するとともに、要請等の手続について定める。</p> <p>(2) 医療救護所設置及び運営について</p> <p>市(健康づくり部)は、県(保健所)、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関などと協議し、事前に以下の項目について定める。</p> <p>(略)</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 76 | P.30 | 第2編 | 第7章 | 第1節 3 | NBC災害への医療体制の整備 | 3 NBC災害への医療体制の整備 核、生物、化学物質を使用したNBC攻撃の場合には、特殊な治療を必要とする負傷者等が多数発生する事態が予想されるため、 市 はNBC災害に対処できるよう努めるとともに、毒性物質の効果、効用等について知識の習得に努める。 | 3 NBC災害への医療体制の整備 核、生物、化学物質を使用したNBC攻撃の場合には、特殊な治療を必要とする負傷者等が多数発生する事態が予想されるため、 市(健康づくり部) はNBC災害に対処できるよう努めるとともに、毒性物質の効果、効用等について知識の習得に努める。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 77 | P.31 | 第2編 | 第7章 | 第2節 2 | 民間事業者との協力 | 2 民間事業者との協力 大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、 消防局 だけで傷病者を搬送することは困難と考えられるため、 消防局 は、民間の患者等搬送事業者等と、傷病者搬送体制の協力体制の構築に努めるものとする。 | 2 民間事業者との協力 大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、 消防本部及び朝霞市消防団(以下「消防機関」といふ。) だけで傷病者を搬送することは困難と考えられるため、 消防本部 は、民間の患者等搬送事業者等と傷病者搬送体制の協力体制の構築に努める。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|-----|-----|--------------------|---|---|-----------------|
| 78 | P.31 | 第2編 | 第7章 | 第3節 1 健康相談体制の整備 | <p>第3節 保健衛生体制の整備 1 健康相談体制の整備 市は、武力攻撃災害発生時には、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難所が多数設置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制を整備する。</p> <p style="color:red;"><u>また、武力攻撃事態等による被災者の精神的ショックや、厳しい避難生活による精神的ストレスをケアするため、精神保健体制を日本赤十字社等と連携し、整備しておくものとする。</u></p> | <p>第3節 保健衛生体制の整備 1 健康相談体制の整備 市(健康づくり部)は、武力攻撃災害発生時には、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難所が多数設置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制を整備する。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 79 | P.31 | 第2編 | 第7章 | 第3節 2 防疫活動体制の整備 | <p>2 防疫活動体制の整備 市は、武力攻撃事態等が発生した季節及び武力攻撃災害の規模に応じた防疫活動ができるように、人員の動員、資機材の備蓄や調達について定める。</p> | <p>3 防疫活動体制の整備 市(市民環境部)は、武力攻撃事態等が発生した季節及び武力攻撃災害の規模に応じた防疫活動ができるように、人員の動員、資機材の備蓄や調達について定める。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 80 | P.31 | 第2編 | 第7章 | 第3節 3 栄養指導対策 | <p>3 栄養指導対策 市は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養管理、栄養相談及び指導を行う体制を整備する。</p> | <p>2 栄養指導対策 市(健康づくり部)は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養管理、栄養相談及び指導を行う体制を整備する。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 81 | P.31 | 第2編 | 第7章 | 第3節 4 埋・火葬対策 | <p>4 埋・火葬対策 大規模な武力攻撃災害が発生したときには、火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。 このため市は、埼玉県が定めた「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき、埋・火葬対策を実施する。</p> | <p>4 埋・火葬対策 大規模な武力攻撃災害が発生した時には、柩等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。 このため市(市民環境部)は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「広域火葬計画」に基づき、次の対策を講じる。 (1) 遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議する。 (2) 近隣市町村の火葬場経営者と、死体の火葬に関して協定等を締結する。 (3) 墓地経営許可区域及び納骨堂を把握する。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|-----|-----|--------------------------------|---|--|----------------------------|
| 82 | P.32 | 第2編 | 第8章 | 第1節 生活関連等施設の管理体制の充実 | <p>第8章 生活関連等施設の管理体制の充実</p> <p>第1節 生活関連等施設の管理体制の整備 有事の際には、浄水施設などの国民生活に関連を有する施設や毒劇物等の危険物質等を取り扱う施設(以下「生活関連等施設」という。)は、攻撃目標とされやすいと考えられることから、管理体制の充実に努めるものとする。</p> | <p>第7章 生活関連等施設の管理体制の充実</p> <p>第1節 生活関連等施設の管理体制の整備 有事の際には、浄水施設などの国民生活に関連を有する施設や毒劇物等を取り扱う施設(以下「生活関連等施設」という。)は、攻撃目標とされやすいと考えられることから、関係機関との連絡体制の整備に努める。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 83 | P.32 | 第2編 | 第8章 | 第1節 1 生活関連等施設の実態把握 | <p>1 生活関連等施設の実態把握 市は、県及び消防機関等と連携し、生活関連等施設の以下の項目について把握し、これらの情報を県、市、自衛隊、警察、消防機関で共有する。 なお、情報の管理には万全を期することとする。</p> | <p>1 生活関連等施設の実態把握 市(総務部)は、県及び消防機関等と連携し、生活関連等施設の以下の項目について把握し、これらの情報を県、市、自衛隊、警察、消防機関で共有する。 なお、情報の管理には万全を期することとする。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 84 | P.32 | 第2編 | 第8章 | 第1節 2 生活関連等施設の管理体制の充実 | <p>2 生活関連等施設の管理体制の充実 市は、生活関連等施設の管理者に対し、管理体制の充実について要請する。 また、市は、市内の生活関連施設の安全確保の留意点について、施設管理者と情報交換等をすることで明確にしておくとともに、留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施方法について定める。 また、市は、県と協力して、市内の危険物に関する専門機関の把握に努める。</p> | <p>2 生活関連等施設の管理体制の充実 市(総務部)は、生活関連等施設の管理者に対し、管理体制の充実について要請する。 また、市は、市内の生活関連施設の安全確保の留意点について、施設管理者と情報交換等をすることで明確にしておくとともに、留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施方法について定める。 また、市は、県と協力して、市内の危険物に関する専門機関の把握に努める。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 85 | P.33 | 第2編 | 第8章 | 第2節 核燃料物質・放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等 | <p>第2節 核燃料物質・放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等 (略) このため市は、原子力規制庁、国土交通省、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど連携体制の整備に努める。</p> | <p>第2節 核燃料物質・放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等 (略) このため市は、国土交通省、経済産業省、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど連携体制の整備に努める。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 86 | P.33 | 第2編 | 第9章 | 文化財保護対策の準備 | 第9章 文化財保護対策の準備 | 第8章 文化財保護対策の準備 | 埼玉県計画と整合性を図るために章番号を変更するもの。 |
| 87 | P.33 | 第2編 | 第9章 | 1 現況の把握 | <p>1 現況の把握 市は、管内の重要文化財等の所有者、保管場所、保存状況等について把握する。</p> | <p>1 現況の把握 市(生涯学習部)は、管内の重要文化財等の所有者、保管場所、保存状況等について把握する。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|-----|------|-------------------------|---|---|--------------------------------|
| 88 | P.33 | 第2編 | 第9章 | 2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備 | <p>2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備</p> <p><u>市</u>は武力攻撃災害の発生に備え、以下の関係機関等の連絡窓口を把握しておくなど、連携体制を整備する。</p> <p>(1)文化庁及び県の担当部署 <u>(2)消火等のため出動を要請する消防機関</u> <u>(3)重要文化財等を一時的に避難させる施設</u></p> | <p>2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備</p> <p><u>市(生涯学習部)</u>は武力攻撃災害の発生に備え、以下の関係機関等の連絡窓口を把握しておくなど、連携体制を整備する。</p> <p>(1)文化庁及び県の担当部署 (2)重要文化財等を一時的に避難させる施設</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 89 | P.33 | 第2編 | 第9章 | 3 対応マニュアルの作成、訓練の実施 | <p>3 対応マニュアルの作成、訓練の実施</p> <p><u>市</u>は、県とともに、重要文化財等の保護のための対応マニュアルを作成し、訓練を実施する。</p> | <p>3 対応マニュアルの作成、訓練の実施</p> <p><u>市(生涯学習部)</u>は、県とともに、重要文化財等の保護のための対応マニュアルを作成し、訓練を実施する。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 90 | P.33 | 第2編 | 第10章 | 職員の研修の実施 | <p><u>第10章</u> 職員の研修の実施</p> <p><u>市</u>は、国民保護措置に関して、国や県における研修を有効に活用するなどして職員の研修機会の確保に努め、また、危険物に対する知識の普及啓発を行い、その内容、責務等を職員に対して周知するよう努める。</p> | <p><u>第9章</u> 職員の研修の実施</p> <p><u>市(総務部)</u>は、国民保護措置に関して、国や県における研修を有効に活用するなどして職員の研修機会の確保に努め、また、危険物に対する知識の普及啓発を行い、その内容、責務等を職員に対して周知するよう努める。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るために章番号及び文言を変更するもの。 |
| 91 | P.34 | 第2編 | 第11章 | 訓練の実施等 | <p><u>第11章</u> 訓練の実施等 (略)</p> <p>そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。</p> <p><u>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮するものとする。</p> | <p><u>第10章</u> 訓練の実施等 (略)</p> <p>そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。</p> <p>なお、こうした訓練は、<u>効率を考え</u>災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るために章番号及び文言を変更するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|------|----------|-----------|--|--|-----------------|
| 92 | P.34 | 第2編 | 第11章 | 第1節 | 市の訓練 | <p>第1節 市の訓練</p> <p><u>市は、本計画に基づき、住民の参加と協力を得て、訓練の実施に努めるとともに、国や県等との合同訓練の実施に努める。</u></p> <p><u>1 実動訓練</u></p> <p><u>(1) 非常参集、対策本部設置訓練</u> 緊急事態発生時における迅速な職員参集と、対策本部の設置訓練を行う。</p> <p><u>(2) 警報、避難指示の伝達訓練</u> 警報、避難指示の住民に対する周知徹底について、防災行政無線や広報車の使用など、あらかじめ本計画で定めた方法を用いて実施し、検証を行う。</p> <p><u>(3) 避難誘導訓練</u> 警察、消防機関等関係機関や住民の参加と協力を得て、避難、退避の誘導訓練を行う。</p> <p><u>2 図上訓練</u> 関係機関からの情報の収集や対策本部における意思決定訓練(情報収集伝達等訓練)を行う。</p> <p><u>3 訓練結果等の検証</u> 市は、訓練に参加した各関係機関の実施状況等を検証し、必要に応じて、国民保護措置の実施方法を見直すものとする。</p> <p><u>また、過去の災害等の情報についても収集・保存し、検証することで、対処能力の向上に努めるものとする。</u></p> | <p>第1節 市の訓練</p> <p><u>市(総務部)は、本計画に基づき、住民の参加と協力を得て、訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>① 非常参集、対策本部設置訓練</u> <u>② 警報、避難指示の伝達訓練</u> <u>③ 避難誘導訓練</u> <u>④ その他の訓練</u></p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 93 | P.35 | 第2編 | 第11章 | 第2節 1 | 民間における訓練等 | <p>第2節 民間ににおける訓練等</p> <p><u>1 事業所における訓練への支援等</u> 市は、事業所から武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に関し要請があったときには、職員の派遣など必要な支援を行うものとする。</p> <p><u>また、市は、事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人・物的ネットワークとの連携の確保を図るものとする。</u></p> | <p>第2節 民間ににおける訓練等</p> <p><u>1 事業所における訓練への支援等</u> 市(総務部)は、事業所から武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に関し要請があったときには、職員の派遣など必要な支援を行うものとする。</p> <p><u>また、訓練の指導等を要する場合など、消防機関の職員の派遣を必要とする場合は、市(総務部)は、消防本部に職員の派遣を要請するものとする。</u></p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|------|----------|--|---|--|-----------------|
| 94 | P.35 | 第2編 | 第11章 | 第2節 2 | 学校、病院、社会福祉施設、大規模集客施設等における救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等 (1)学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設の管理者は、武力攻撃事態等の発生時における職員の初動対応や指揮命令系統、施設利用者の救助及び避難誘導等を定めたマニュアルの策定に努めるものとする。 (2)各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、要配慮者、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。 | 2 学校、病院、社会福祉施設、駅等の救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等 (1)学校、病院、社会福祉施設、駅等の管理者は、武力攻撃事態等の発生時における職員の初動対応や指揮命令系統、施設利用者の救助及び避難誘導等を定めたマニュアルの策定に努めるものとする。 (2)各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、災害時要援護者、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防機関等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 | |
| 95 | P.35 | 第2編 | 第12章 | | 第12章 住民との協力関係の構築 | 第11章 住民との協力関係の構築 | 埼玉県計画と整合性を図るため章番号を変更するもの。 | |
| 96 | P.35 | 第2編 | 第12章 | 第1節 | 消防団の充実・活性化の促進 | 第1節 消防団の充実・活性化の促進 消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、市は、住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図る。 | 第1節 消防団の充実・活性化の促進 消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、市(総務部)は、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図る。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 97 | P.35 | 第2編 | 第12章 | 第2節 | 自主防災組織との協力関係の構築 | 第2節 自主防災組織との協力関係の構築 住民の自発的な活動が組織的な行動になることにより、より大きな効果が期待できるため、市は、自主防災組織に対して必要な支援を行い、その育成に努める。 (略) <u>1市が実施する支援等</u> (1)自主防災組織の結成促進 結成への指導 (2)自主防災組織の育成 リーダー研修の実施、訓練への支援等 (3)活動のための環境整備 資機材の整備補助、訓練用の場所の貸与等 (4)組織の活性化の促進 助言・指導、先進団体の取組の紹介等 <u>2自主防災組織に協力を求める事項</u> (1)住民の避難に関する訓練への参加 (2)避難住民の誘導への協力 (3)救援への協力 (4)消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力 (5)保健衛生の確保への協力 | 第2節 自主防災組織との協力関係の構築 住民の自発的な活動が組織的な行動になることにより、より大きな効果が期待できるため、市(総務部)は、自主防災組織に対して必要な支援を行い、その育成に努める。 (略) <u>また、多数の避難住民を受け入れる場合には、市全体で対応することとなり、避難者受け入れのためには、自主防災組織の協力を得ることが重要となるため、避難所の運営等の救援への協力に対して、日ごろから自主防災組織との協力関係を構築しておくよう努める。</u> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|-----|------|------------------------|--|---|-------------------------|
| 98 | P.36 | 第2編 | 第12章 | 第3節 ボランティアとの協力関係の構築 | <p>第3節 ボランティアとの協力関係の構築 武力攻撃事態等において、市はボランティアに対して、その安全確保に十分配慮しながら、以下に掲げる協力を求める場合もある。このため、<u>市</u>は、ボランティアを円滑に受入れ、その活動が効果的なものになるように、県、日本赤十字社埼玉県支部及び市社会福祉協議会などと連携を図り、<u>その受け入れ体制を整備するよう努めるものとする。</u> なお、協力を求める場合には、ボランティア自身が取得している資格等を十分考慮し、専門知識や技能を十分発揮できるように配慮する。 また、災害ボランティアセンターの運営はボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となってを行い、<u>市</u>は、県と調整を図りながら必要な支援を行う。 (略)</p> | <p>第3節 ボランティアとの協力関係の構築 武力攻撃事態等において、市はボランティアに対して、その安全確保に十分配慮しながら、以下に掲げる協力を求める場合もある。このため、<u>市(福祉部)</u>は、ボランティアを円滑に受入れ、その活動が効果的なものになるように、県、日本赤十字社埼玉県支部及び市社会福祉協議会などと連携を図り、<u>その受け入れ体制を整備する。</u> なお、協力を求める場合には、ボランティア自身が取得している資格等を十分考慮し、専門知識や技能を十分発揮できるように配慮する。 また、ボランティアセンターの運営はボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となってを行い、<u>市(福祉部)</u>は、県と調整を図りながら必要な支援を行う。 (略)</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 99 | P.37 | 第3編 | | 武力攻撃事態等対処編 | <p>武力攻撃事態等において、市は、直ちに初動体制を整え、国、県及び関係機関と連携を図りながら、住民への警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導、救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を迅速かつ的確に実施しなければならない。 そのため、情報の的確な伝達や対策本部の迅速な設置、職員の動員配置が実施できる<u>24時間即応可能な体制</u>を整備しておく必要がある。 また、武力攻撃災害が既に発生している場合には、情報を迅速に収集し、被害等の拡大の防止や、一刻も早い人命の救助・救命、医療の実施などを行うとともに、消火等の必要な武力攻撃災害対処の措置を実施して被害の拡大防止に全力を上げなければならない。 本編では、こうした措置の実施体制、住民の避難及び救援の実施方法、武力攻撃災害への対処方法などについて定めるものである。 また、こうした措置を迅速かつ円滑に実施するため、市は具体的な実施内容を定めた「国民保護実施マニュアル」を策定する。</p> | <p>武力攻撃事態等において、市は、直ちに初動体制を整え、国、県及び関係機関と連携を図りながら、住民への警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導、救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を迅速かつ的確に実施しなければならない。 そのため、情報の的確な伝達や対策本部の迅速な設置、職員の動員配置が実施できる<u>即応可能な体制</u>を整備しておく必要がある。 また、武力攻撃災害が既に発生している場合には、情報を迅速に収集し、被害等の拡大の防止や、一刻も早い人命の救助・救命、医療の実施などをを行うとともに、消火等の必要な武力攻撃災害対処の措置を実施して被害の拡大防止に全力を上げなければならない。 本編では、こうした措置の実施体制、住民の避難及び救援の実施方法、武力攻撃災害への対処方法などについて定めるものである。 また、こうした措置を迅速かつ円滑に実施するため、市は具体的な実施内容を定めた「国民保護実施マニュアル」を策定する。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 100 | - | | | | (削除) | <p>④ 市は、市内に直接武力攻撃災害が発生していないが、多数の避難住民を受け入れる事態が予測される場合においても、救援等が円滑にできるよう、市危機対策本部を設置し対処する。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るために、削除するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | | | | | | |
|------|-------------------|-----|-----|----------|--------------------|---|---|-----------------|-----|-------------------|------|----------|-------------------------|
| 101 | P.38 | 第3編 | 第1章 | 第1節 2 | 市国民保護対策本部の設置と職員の配備 | <p>2 市国民保護対策本部の設置と職員の配備 国から国民保護対策本部の設置の指定があった場合には、市長は市国民保護対策本部を設置し、職員を配備する。</p> <p>第2編第2章第2節に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があったときには、直ちに次の場所に参集して初動対応等を行うものとする。</p> <p>なお、武力攻撃事態の状況等により、所定の場所に参集できない場合は、次の順に最寄りの非常参集場所に参集する。</p> | <p>2 市国民保護対策本部の設置と職員の配備 国から国民保護対策本部の設置の指定があった場合には、市長は市国民保護対策本部を設置し、職員を配備する。</p> <p>第2編第1章に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があったときには、直ちに次の場所に参集して初動対応等を行うものとする。</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 | | | | | |
| 102 | - | | | | (削除) | <p>また、市国民保護対策本部は、原則として市庁舎に設置するが、市庁舎が被災又は被災のおそれがあり、設置が困難な場合には、第2編第1章第5節に基づき、次の候補場所から、最も適切な場所を選定する。</p> <p>《設置場所》</p> <table border="1"> <tr> <td>市 庁</td> <td></td> </tr> </table> <p>《候補場所》</p> <table border="1"> <tr> <td>市庁舎</td> <td>中央公民館・コミュニティーセンター</td> </tr> <tr> <td>市民会館</td> <td>産業文化センター</td> </tr> </table> | 市 庁 | | 市庁舎 | 中央公民館・コミュニティーセンター | 市民会館 | 産業文化センター | 埼玉県計画と整合性を図るために、削除するもの。 |
| 市 庁 | | | | | | | | | | | | | |
| 市庁舎 | 中央公民館・コミュニティーセンター | | | | | | | | | | | | |
| 市民会館 | 産業文化センター | | | | | | | | | | | | |
| 103 | P.38 | 第3編 | 第1章 | 第2節 | 市国民保護対策本部の組織及び担当業務 | <p>1 市国民保護対策本部の組織及び担当業務 (1)組織の体系について ア 国民保護対策本部の組織は別表のとおりとする。</p> <p>イ 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。</p> <p>(ア) 本部長 市長 (イ) 副本部長 副市長 (ウ) 本部員 危機管理監、市長公室長、総務部長、市民環境部長、福祉部長、こども・健康部長、都市建設部長、会計管理者、上下水道部長、議会事務局長、学校教育部長、生涯学習部長、監査委員事務局長、審議監、朝霞消防署長、消防団長</p> | <p>1 市国民保護対策本部における、配備体制及び配備基準 市国民保護対策本部の配備体制は、おむね次の配備基準とする。</p> <p>【表は本文参照】</p> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 | | | | | |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|-------------|---------------------|--|--|---------------------|
| 104 | P.39 | 第3編 | 第1章 | 第2節 (1)① | 《本部長、副本部長、本部員の事務分掌》 | 本文参照 | 本文参照 | 現在の機構に即した形で変更するもの |
| 105 | P.40 | 第3編 | 第1章 | 第2節 (1)② | 《市国民保護対策本部の組織》 | 本文参照 | 本文参照 | 現在の機構に即した形で変更するもの |
| 106 | P.40 | 第3編 | 第1章 | 第2節 3 | 《国民保護対策本部事務分掌》 | 本文参照 | 本文参照 | 現在の機構に即した形で変更するもの |
| 107 | P.45 | 第3編 | 第1章 | 第2節 4 | 本部会議の開催場所の決定 | 4 本部会議の開催場所の決定 <u>(1)</u> 本部会議は、原則として市庁舎内で開催する。 <u>(2)</u> 市庁舎が被災又は被災のおそれがあり、設置が困難な場合には、市長が別途開催場所を決定する。 | 4 本部会議の開催場所の決定 本部会議は、原則として市庁舎内で開催する。市庁舎が被災又は被災のおそれがあり、設置が困難な場合には、市長が別途開催場所を決定する。 | 埼玉県計画と標記の整合性を図るもの。 |
| 108 | P.46 | 第3編 | 第1章 | 第3節 3 | 国民保護派遣の要請 | 3 国民保護派遣の要請 | 3 国民保護のための自衛隊部隊等への派遣要請 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 109 | P.47 | 第3編 | 第1章 | 第3節 5 | 現地調整所の設置 | 市長は、(略)、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。 <u>ただし、市長は市が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、国民保護措置が市の区域を越えて実施される場合等、現地関係機関の調整に県が最も適切に対処しうると判断されるときは、県知事と調整のうえ、現地調整所の設置を県に要請する。この場合、必要に応じ県に職員を派遣する。</u> | 市長は、(略)、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。 <u>また、県が現地調整所を設置した場合は、必要に応じて県に職員を派遣する。</u> | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 110 | P.47 | 第3編 | 第1章 | 第4節 | 市国民保護対策本部の廃止 | 第4節 市国民保護対策本部の廃止 市長は内閣総理大臣から、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定について、解除の通知を受けたときは、速やかに市国民対策本部を廃止する。 | 第4節 市国民保護対策本部の廃止 市長は、国から、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに市国民保護対策本部を廃止し、市長は市議会にこの旨を連絡する。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 111 | P.47 | 第3編 | 第1章 | 第5節 | 住民との連携 | (略)あらかじめ定めるところにより日本赤十字社埼玉県支部、市社会福祉協議会等と連携を図り、災害ボランティアセンターを設置する。 なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第 <u>12</u> 章第2節に、(略) | (略)あらかじめ定めるところにより日本赤十字社埼玉県支部、市社会福祉協議会等と連携を図り、ボランティアセンターを設置する。 なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第 <u>11</u> 章第2節に、(略) | 参照元の章番号変更に伴い修正するもの。 |
| 112 | P.48 | 第3編 | 第2章 | 第1節 (1) | 特殊標章 | ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める(略) | ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める(略) | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|-----|-----|--------------------|----------------------|--|---|-----------------|
| 113 | P.50 | 第3編 | 第2章 | 第2節 (参考) (1) | 標章 | ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める(略) | ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める(略) | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 114 | P.51 | 第3編 | 第2章 | 一 | 標章の図 | (削除) | 赤のライオン及び太陽から成る標章 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 115 | P.52 | 第3編 | 第3章 | 第1節 1 | 県からの警報の通知の受け入れ方法 | 1 県からの警報の通知の受け入れ方法 (略) (1) 勤務時間内 ① 県からの警報の通知は、 危機管理室 が受信する。 ② 危機管理室 は、受信した旨を直ちに県(危機管理課)へ返信する。 (2) 勤務時間外 ① 県(宿日直者)からの警報の通知は、庁舎管理責任者が受信する。 ② 庁舎管理責任者は、受信した旨を直ちに県(宿日直者)へ返信するとともに、 危機管理室長 を通じて市長に連絡する。 | 1 県からの警報の通知の受け入れ方法 (略) (1) 勤務時間内 ① 県からの警報の通知は、総務部危機管理課が受信する。 ② 総務部危機管理課は、受信した旨直ちに県(危機管理課)へ返信する。 (2) 勤務時間外 ① 県(宿日直者)からの警報の通知は、庁舎管理責任者が受信する。 ② 庁舎管理責任者は、受信した旨直ちに県(宿日直者)へ返信するとともに、総務部危機管理課長を通じて市長に連絡する。 | 現在の機構名称に変更するもの。 |
| 116 | P.52 | 第3編 | 第3章 | 第1節 2 | 市の他の執行機関、議会、消防機関への伝達 | 2 市の他の執行機関、 議会 、消防機関への伝達 市は県から警報の通知を受けたときは、市の他の執行機関(教育委員会、公平委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、 固定資産評価審査委員会)、市議会、消防機関、自治会・町内会、自主防災組織、市社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会、 並びに社会福祉施設 等に対して直ちに警報を伝達する。 | 2 市の他の執行機関、消防機関への伝達 市は県から警報の通知を受けたときは、市の他の執行機関(教育委員会、公平委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会)、市議会、消防機関、自治会・町内会、自主防災組織、市社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会等に対して直ちに警報を伝達する。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 117 | P.52 | 第3編 | 第3章 | 第1節 3(1) | 住民への伝達 | (1) 住民への伝達 市 は、県から警報の通知を受けた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、以下のとおりである。 | (1) 住民への伝達 市(総括部) は、県から警報の通知を受けた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、以下のとおりである。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 118 | P.53 | 第3編 | 第3章 | 第1節 3(2) | 大規模集客施設等の管理者への連絡 | (2) 大規模集客施設等の管理者への連絡 市 は、市が所管する大規模集客施設等の管理者に対して、警報の 伝達に努める 。 | (2) 大規模集客施設等の管理者への連絡 市(総括部) は、市が所管する大規模集客施設等の管理者に対して、警報を伝達する。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|-------------------|---------------------|--|--|--------------------------|
| 119 | P.53 | 第3編 | 第3章 | 第1節 4 | 警報の解除の伝達 | 4 警報の解除の伝達 警報の解除の伝達については、上記に定める警報の発令の場合に準じて行うものとする。ただし、 <u>武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において</u> サイレンは使用しないこととする。 | 4 警報の解除の伝達 警報の解除の伝達については、上記に定める警報の発令の場合に準じて行うものとする。ただし、サイレンは使用しないこととする。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 120 | P.53 | 第3編 | 第3章 | 第3節 1 | 避難の指示の受入れ・伝達等 | 1 避難の指示の受入れ・伝達等 国の 対策本部長 は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、基本指針の定めるところにより、知事に対して住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示し、知事は関係市町村長に通知する。 | 1 避難の指示の受入れ・伝達等 国の 武力攻撃事態等対策本部長 は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、基本方針の定めるところにより、知事に対して住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示し、知事は関係市町村長に通知する。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 121 | P.54 | 第3編 | 第3章 | 第3節 1(2) ①ア | 避難実施要領の作成 | ① 避難実施要領の作成 ア 第1段階の避難指示があったとき 市長は、第2編 第4章第2節 に定める、あらかじめ作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。 | ① 避難実施要領の作成 ア 第1段階の避難指示があったとき 市長は、第2編 第3章第1節 に定める、あらかじめ作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。 | 参照元の章番号及び節番号変更に伴い修正するもの。 |
| 122 | P.54 | 第3編 | 第3章 | 第3節 1(2) ①イ | 第2段階の避難指示が あったとき | イ 第2段階の避難指示があったとき (略) <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○要配慮者への対応 <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○(略) 市長 は、避難実施要領を完成させたときは、住民へ周知するとともに、消防機関等と連携して迅速かつ的確に住民を避難誘導する。 | イ 第2段階の避難指示があったとき (略) <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○災害時要援護者への対応 <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○(略) <input type="radio"/> ○(略) 市 は、避難実施要領を完成させたときは、住民へ周知するとともに、消防機関等と連携して迅速かつ的確に住民を避難誘導する。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 123 | P.55 | 第3編 | 第3章 | 第3節 1(2) ② | 住民への周知内容及び方法 | ② 住民への周知内容及び方法 市長は、第2編 第4章第4節 で定めた内容を、一般住民、 要配慮者 に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。 なお、自衛隊施設、危険物施設の周辺の住民から周知するなど配慮する。 | ② 住民への周知内容及び方法 市長は、第2編 第3章第3節 で定めた内容を、一般住民、 災害時要援護者 に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。 なお、自衛隊施設、危険物施設の周辺の住民から周知するなど配慮する。 | 参照元の章番号及び節番号変更に伴い修正するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|------------------|-------------------|--|--|--------------------------|
| 124 | P.55 | 第3編 | 第3章 | 第3節 1(4) ① | 避難の指示を周知すべき施設 | 市内 小・中学校 、高等学校及び大学 市内幼稚園、 放課後児童クラブ 市内病院 市内社会福祉施設等 上記以外の市内公共施設 | 市内 各小・中 、高等学校及び大学 市内 各保育園 、幼稚園 市内各児童館及び放課後児童クラブ 市内 各 病院 市内 各 社会福祉施設等 上記以外の市内公共施設 | 文言を統一するもの。 |
| 125 | P.55 | 第3編 | 第3章 | 第3節 1(4) ② | 避難住民の誘導の協力を要請する機関 | 市内自治会・町内会 市内農業協同組合 市社会福祉協議会 市民生委員児童委員協議会 市内自主防災組織 | 市内 各 自治会・町内会 市内 各 農業協同組合 市社会福祉協議会 市民生委員児童委員協議会 市内 各 自主防災組織 | 文言を統一するもの。 |
| 126 | P.56 | 第3編 | 第3章 | 第4節 | 避難住民の運送手段の確保 | 要避難地域における避難住民の輸送手段については、第2編 第4章第7節 にある「交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。 | 要避難地域における避難住民の輸送手段については、第2編 第3章第4節 にある「交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。 | 参照元の章番号及び節番号変更に伴い修正するもの。 |
| 127 | P.56 | 第3編 | 第3章 | 第4節 1 | 運送手段の選択方法 | 1 運送手段の選択方法 (1) 避難誘導拠点の決定 市 は、地域の安全を確認し、周辺の交通事情を考慮した上、避難誘導の拠点を決定する。 (2) 要配慮者 の避難 市 は、あらかじめ第2編 第4章第7節 で定めた方法により 要配慮者 の避難を実施する。 | 1 運送手段の選択方法 (1) 避難誘導拠点の決定 市(総括部、建設復旧部) は、地域の安全を確認し、周辺の交通事情を考慮した上、避難誘導の拠点を決定する。 (2) 災害時要援護者の避難 市(福祉環境部) は、あらかじめ第2編 第3章第4節 で定めた方法により災害時要援護者の避難を実施する。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 128 | P.56 | 第3編 | 第3章 | 第4節 2 | 運送事業者への協力要請 | 2 運送事業者への協力要請 市 は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編 第4章第7節 により、下記の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。 | 2 運送事業者への協力要請 市(建設復旧部) は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編 第3章第4節 により、下記の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 129 | P.57 | 第3編 | 第3章 | 第5節 | 避難路の選定と避難経路の決定 | 第5節 避難路の選定と避難経路の決定 避難の指示があった場合には、 市 は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編 第4章第8節 により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。 | 第5節 避難路の選定と避難経路の決定 避難の指示があった場合には、 市(総括部) は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編 第3章第5節 により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 130 | P.57 | 第3編 | 第3章 | 第6節 1 | 警察署長への交通規制の要請 | 1 警察署長への交通規制の要請 市長は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ安全に実施するため 朝霞 警察署長に対し、必要な交通規制を要請する。 | 1 警察署長への交通規制の要請 市長は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ安全に実施するため警察署長に対し、必要な交通規制を要請する。 また、市(建設復旧部) は交通規制等の情報を関係機関から収集する。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|-----|-----|-----------------------------|--|---|------------------------|
| 131 | P.57 | 第3編 | 第3章 | 第6節 3 関係機関による道路啓開 | 3 関係機関による道路啓開 市長は、被害状況を把握し、迅速な 道路啓開を行う 。 | 3 道路応急復旧の実施 市長は、被害状況を把握し、 建設復旧部による 迅速な 道路応急復旧を行うものとする。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 132 | P.57 | 第3編 | 第3章 | 第7節 1 避難誘導の実施 | 1 避難誘導の実施 市長は、避難実施要領を定め、市職員、消防団長を指揮するとともに、 消防局長 と協力して住民の避難誘導を行い、必要があると認める時には、 朝霞警察署長 又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊の長に対し、警察官又は自衛官による住民の避難誘導を行うように要請する。 | 1 避難誘導の実施 市長は、避難実施要領を定め、市職員、消防団長を指揮するとともに、 朝霞消防署長 と協力して住民の避難誘導を行い、必要があると認める時には、 警察署長 又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊の長に対し、警察官又は自衛官による住民の避難誘導を行うように要請する。 | 埼玉県計画と整合性を図るもの。 |
| 133 | - | | | | (削除) | 2 災害時要援護者への避難誘導の実施 災害時には、高齢者・障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、自治会・町内会、自主防災組織、市社会福祉協議会、市民生委員児童委員協議会、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。 | 埼玉県計画と整合性を図るため、削除するもの。 |
| 134 | P.58 | 第3編 | 第3章 | 第7節 2 県への支援の求め | 2 県への支援の求め 市長は、住民の避難誘導の状況について県へ報告するとともに、県職員の派遣や食料、飲料水、医療及び情報等の提供などについて、知事に必要な支援を求める。 | 3 県への支援の求め 市長は、住民の避難誘導の状況について県へ報告するとともに、県職員の派遣や食料、飲料水、医療及び情報等の提供などについて、知事に必要な支援を求める。 | 埼玉県計画と記述順の整合を図るもの。 |
| 135 | P.58 | 第3編 | 第3章 | 第7節 3 県、自衛隊、警察からの情報収集、提供 | 3 県、自衛隊、警察からの情報収集、提供 避難誘導する際に住民の安全を確保する必要があるため、市はあらかじめ定め | 4 県、自衛隊、警察からの情報収集、提供 避難誘導する際に住民の安全を確保する必要があるため、市はあらかじめ定め | 埼玉県計画と記述順の整合を図るもの。 |
| 136 | - | | | | (削除) | 第9節 避難誘導の実施の補助 市は、多数の避難住民を受入れる場合は、要避難地域の避難住民の円滑な避難施設への誘導を補助する。また、食料、飲料水、情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。 | 埼玉県計画と整合性を図るため、削除するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|-----|-----|----------------------------|---|--|-------------------|
| 137 | P.58 | 第3編 | 第4章 | 避難住民等の救援措置 | <p>第4章 避難住民等の救援措置 避難住民等の救援は、市と県が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施するものとする。</p> <p>救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成25年内閣府告示第229号)」に定めるところによる。</p> <p>また、救援の期間については、救援の指示があつた日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。</p> <p>(1)収容施設の供与 (略)</p> | <p>第4章 避難住民等の救援措置 避難住民等の救援は、市と県が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施するものとする。</p> <p>(1)収容施設の供与 (略) (9)住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去</p> <p>救援の程度、方法については、「平成16年厚生労働省告示第343号」に定めるところによる。</p> <p>また、救援の期間については、救援の指示があつた日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。</p> | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 138 | P.59 | 第3編 | 第4章 | 1(1) 避難所の決定方法等 | (1) 避難所の決定方法等 避難所については、知事があらかじめ指定した避難施設の中から市長と調整して決定するとともに専門知識を有する職員の派遣等必要な支援を要請することとする。 | (1) 収容施設の決定方法等 避難所については、知事があらかじめ指定した避難施設の中から市長と調整して決定する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 139 | P.59 | 第3編 | 第4章 | 1(2) 避難施設の管理者への通知 | (2)避難施設の管理者への通知 市は、避難所の指定にあたっての県の通知を、避難施設の管理者へ伝達する。 | (2)避難施設の管理者への通知 市(総括部)は、指定にあたっての県の通知を、避難施設の管理者へ伝達する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 140 | P.59 | 第3編 | 第4章 | 1(3) ① 避難所の運営 | ① 避難所の運営 避難所の運営は、第2編 第4章第6節 であらかじめ定めた「避難所運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された市及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するよう努める。ただし、配置される市及び県の職員が到着するまでの間は、応急的に 避難施設 の管理者が運営するよう努める。 | ① 避難所の運営 避難所の運営は、第2編 第3章第7節 であらかじめ定めた「避難所運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された市及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するよう努める。ただし、配置される市及び県の職員が到着するまでの間は、応急的に 避難所 の管理者が運営するよう努める。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 141 | P.59 | 第3編 | 第4章 | 2 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与 | 2 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与 市は、県と協力して、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施する。 | 2 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与 市(福祉環境部)は、県と協力して、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|-----|-----|--------------------------|--|--|----------------------|
| 142 | P.59 | 第3編 | 第4章 | 2(1) 必要物資の報告 | (1) 必要物資の報告 <u>市</u> は、それぞれの避難所等において、救援に必要な食料品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告する。 | (1) 必要物資の報告 <u>市(福祉環境部)</u> は、それぞれの避難所等において、救援に必要な食料品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 143 | P.59 | 第3編 | 第4章 | 2(2) 応援物資の集積等 | (2) 応援物資の集積等 <u>市</u> は、第2編 <u>第6章</u> 第2節、第3節に定める体制に基づき、救援物資を集積及び仕分けし、配達又は発送するものとする。 | (2) 応援物資の集積等 <u>市(福祉環境部)</u> は、第2編 <u>第5章</u> 第2節、第3節に定める体制に基づき、救援物資を集積及び仕分けし、配達又は発送するものとする。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 144 | P.60 | 第3編 | 第4章 | 2(3) ① 運送方法 | ① 運送方法 <u>市</u> は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通状況や運送物資の優先順位等を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。 また、 <u>市</u> は、必要に応じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送を要請する。 | ① 運送方法 <u>市(福祉環境部)</u> は、武力攻撃事態等の状況地域の交通状況や運送物資の優先順位等を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。 また、 <u>市(福祉環境部)</u> は、必要に応じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送を要請する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 145 | P.60 | 第3編 | 第4章 | 2(4) ① 県国民保護対策本部との調整 | ① 県国民保護対策本部との調整 <u>市</u> は、緊急物資の運送道路を決定する際には県国民保護対策本部長と必要な調整をする。 | ① 県国民保護対策本部との調整 <u>市(建設復旧部)</u> は、緊急物資の運送道路を決定する際には県国民保護対策本部長と必要な調整をする。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 146 | P.60 | 第3編 | 第4章 | 2(4) ② 警察との調整 | ② 警察との調整 <u>市</u> は、緊急物資運送路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施するため、緊急物資の運送道路を決定する際には警察署と調整をする。 | ② 警察との調整 <u>市(建設復旧部)</u> は、緊急物資運送路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施するため、緊急物資の運送道路を決定する際には警察署と調整をする。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 147 | P.60 | 第3編 | 第4章 | 2(5) 受け入れを希望する救援物資情報の発信等 | (5)受け入れを希望する救援物資情報の発信等 <u>市は自主防災組織等の協力を得ながら、避難住民が希望する緊急物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法等について、自ら及び県国民保護対策本部を通じて、講評するよう努める。</u> <u>また、市が被災地又は避難先地域に該当しない場合には、必要に応じて緊急物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。</u> | (5)受け入れを希望する救援物資情報の発信等 <u>市(福祉環境部)は、避難住民が希望する救援物資を把握し県に報告する。</u> <u>また、本市が被災地又は避難先地域に該当しない場合でも、被災地又は避難先地域での必要に応じた救援物資が受け入れられるよう、県と調整を行う。</u> | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 148 | P.60 | 第3編 | 第4章 | 3 医療の提供及び助産 | 3 医療の提供及び助産 武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第2編 <u>第7章</u> に定めるところによる。 | 3 医療の提供及び助産 武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第2編 <u>第6章</u> に定めるところによる。 | 参照元の章番号の変更に伴い修正するもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|------------|-----------------|---|---|----------------------|
| 149 | P.60 | 第3編 | 第4章 | 3(1) ①イ | 救急救助活動の優先順位の基準 | イ 救急救助活動の優先順位の基準 (略) ○(略) ○ 高齢者、乳幼児等 抵抗力が低い者 を優先する。 ○(略) ○(略) | イ 救急救助活動の優先順位の基準 (略) ○(略) ○ 高齢者、 障害者 、乳幼児等を優先する。 ○(略) ○(略) | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 150 | P.61 | 第3編 | 第4章 | 3(1) ②イ | 傷病者搬送の要請 | ○ (略) ○ 消防機関だけで対応できない場合には、第2編 第7章 第2節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。 ○ (略) | ○ (略) ○ 消防機関だけで対応できない場合には、第2編 第6章 第2節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。 ○ (略) | 参照元の章番号の変更に伴い修正するもの。 |
| 151 | P.61 | 第3編 | 第4章 | 3(2) ① | 医療救護班の編成手順と派遣方法 | ① 医療救護班の編成手順と派遣方法 市(福祉環境部) は、第2編 第7章第2節 により定めた方法により、医療救護班を編成し派遣する。 | ① 医療救護班の編成手順と派遣方法 市(福祉環境部) は、第2編 第6章第1節2 により定めた方法により、医療救護班を編成し派遣する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 152 | P.61 | 第3編 | 第4章 | 3(2) ② | 医療資機材等の調達 | ② 医療資機材等の調達 市(福祉環境部) は、医療救護班の使用する医療資機材等が不足する場合においては、県に調達を要請する。 | ② 医療資機材等の調達 市(福祉環境部) は、医療救護班の使用する医療資機材等が不足する場合においては、県に調達を要請する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 153 | P.61 | 第3編 | 第4章 | 3(3) | 医療救護所の設置 | (3)医療救護所の設置 市(福祉環境部) は、第2編 第7章第1節2 で定めた方法により、医療救護所を設置する。 | (3)医療救護所の設置 市(福祉環境部) は、第2編 第6章第1節2 で定めた方法により、医療救護所を設置する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 154 | P.62 | 第3編 | 第3章 | 4 | 被災者の搜索及び救出 | 4 被災者の搜索及び救出 市(福祉環境部) は、県、警察、自主防災組織、ボランティアと協力し、救急救助活動を実施する消防機関と連携しながら、被災者の搜索及び救出を実施する。 | 4 被災者の搜索及び救出 市(福祉環境部) は、県、警察、自主防災組織、ボランティアと協力し、救急救助活動を実施する消防機関と連携しながら、被災者の搜索及び救出を実施する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 155 | P.62 | 第3編 | 第4章 | 4(1) | 被災情報等の把握 | (1)被災情報等の把握 市(福祉環境部) は、県と協力し、安否情報、被災情報の収集を行う。 収集した情報は、逐次県国民保護対策本部へ報告する。 | (1)被災情報等の把握 市(福祉環境部) 及び 消防機関 は、県と協力し、安否情報、被災情報の収集を行う。 収集した情報は、逐次県国民保護対策本部へ報告する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 156 | P.62 | 第3編 | 第4章 | 4(2) | 被災地における搜索・救助の実施 | (2)被災者の搜索・救助の実施 ① 市 は、被災情報に基づき、被災者の搜索及び救出を行う。また、自主防災組織、住民が独立で搜索・救助が可能と思われる場合は、自主防災組織等に搜索・救助を依頼する。 ② 市 は、被災情報、搜索・救助の状況について、逐次県国民保護対策本部に連絡し、指示を受ける。 | (2)被災地における搜索・救助の実施 ① 消防機関 は、被災情報に基づき、被災者の搜索及び救出を行う。また、自主防災組織、住民が独立で搜索・救助が可能と思われる場合は、自主防災組織等に搜索・救助を依頼する。 ② 搜索・救助の状況について、逐次県国民保護対策本部に連絡し、指示を受ける。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|-----|-----|--------------------------|--|--|-------------------|
| 157 | P.62 | 第3編 | 第4章 | 4(3) 救助資機材の調達 | (3)救助資機材の調達 <u>市</u> は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。 | (3)救助資機材の調達 <u>消防機関</u> は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 158 | P.62 | 第3編 | 第4章 | 5 死体の搜索、処理及び埋・火葬 | 5 死体の搜索、処理及び埋・火葬 <u>市</u> は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、 <u>武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者</u> の搜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。 | 5 死体の搜索、処理及び埋・火葬 <u>市(福祉環境部)</u> は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、 <u>武力攻撃事態等において発生した死体の</u> 搜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 159 | P.62 | 第3編 | 第4章 | 5(1) 死体の搜索 | (5)死体の搜索 <u>市</u> は、県や警察などの関係機関の協力の下に死体の搜索を実施するものとする。 ただし、NBC攻撃災害により、死体に付着した危険物質等の洗浄等が必要な場合には、自衛隊など専門知識を有する機関に依頼するものとする。 | (5)死体の搜索 <u>消防機関</u> は、県や警察などの関係機関の協力の下に死体の搜索を実施するものとする。 ただし、NBC攻撃災害により、死体に付着した危険物質等の洗浄等が必要な場合には、自衛隊など専門知識を有する機関に依頼するものとする。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 160 | P.62 | 第3編 | 第4章 | 5(2) 死体の処理 | (2)死体の処理 <u>市</u> は、県が行う次に掲げる死体の処理に協力する。(略) | (2)死体の処理 <u>市(福祉環境部)</u> は、県が行う次に掲げる死体の処理に協力する。(略) | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 161 | P.63 | 第3編 | 第4章 | 5(3) 埋・火葬対策 | (3)埋・火葬対策 ① 被害状況の把握 <u>市</u> は、死者数を県に報告する。 ② 埋・火葬の実施 市は、第2編第 <u>7</u> 章第3節により定める「 <u>埼玉県広域火葬実施要領</u> 」に基づき、 <u>県と協力して</u> 火葬を実施する。 | (3)埋・火葬対策 ① 被害状況の把握 <u>市(総括部)</u> は、死者数を県に報告する。 ② 埋・火葬の実施 <u>乙</u> 市は、第2編第 <u>6</u> 章第3節により定める「 <u>広域火葬計画</u> 」に基づき、火葬を実施する。 <u>イ</u> 市のみでは火葬の実施が困難な場合には、 <u>県</u> に対して火葬の実施に必要な措置を講じるよう要請する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 162 | P.64 | 第3編 | 第4章 | 8 学用品の貸与 | 8 学用品の貸与 <u>市</u> は、県と協力して、武力攻撃事態等により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。 | 8 学用品の貸与 <u>市(教育対応部)</u> は、県と協力して、武力攻撃事態等により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 163 | P.64 | 第3編 | 第4章 | 9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去 | 9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去 <u>市</u> は県と協力して、武力攻撃事態等により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行うものとする。 | 9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去 <u>市(建設復旧部)</u> は県と協力して、武力攻撃事態等により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行うものとする。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|-------------|-----------------|---|--|---------------------------|
| 164 | P.65 | 第3編 | 第5章 | 第2節 1(1) | 退避の指示 | 市長は、(略) また、市は、第2編第4章第4節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し退避の指示を周知する。 | 市長は、(略) また、市は、第2編第3章第3節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し退避の指示を周知する。 | 参照元の章番号及び節番号の変更に伴い修正するもの。 |
| 165 | P.65 | 第3編 | 第5章 | 第2節 1(2) | 警戒区域の設定 | 市長は、(略) また、市長は、第2編第4章第4節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し設定された警戒区域を周知する。 | 市長は、(略) また、市長は、第2編第3章第3節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し設定された警戒区域を周知する。 | 参照元の章番号及び節番号の変更に伴い修正するもの。 |
| 166 | P.65 | 第3編 | 第5章 | 第2節 3(1) | 危険物質等の安全確保 | (1)危険物質等の安全確保 危険物質等の状況について、「 <u>2 生活関連等施設の状況の把握</u> 」に準じて把握する。 | (1)危険物質等の安全確保 危険物質等の状況について、 <u>上記2の「生活関連等施設の状況の把握」</u> に準じて把握する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 167 | P.66 | 第3編 | 第5章 | 第2節 4 | 武力攻撃原子力災害への対処措置 | 4 武力攻撃原子力災害への対処措置 本市には原子力災害対策特別措置法の規定する原子力事業者は存在しないが、市内を核燃料物質運送車両が通過し、武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出される <u>おそれのある</u> 事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、市は、市地域防災計画に定めるところに準じて措置を実施する。 | 4 武力攻撃原子力災害への対処措置 本市には原子力災害対策特別措置法の規定する原子力事業者は存在しないが、市内を核燃料物質運送車両が通過し、武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出される事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、市は、市地域防災計画に定めるところに準じて措置を実施する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|------------------|---|---|-------|-------------------|
| 168 | P.67 | 第3編 | 第5章 | 第2節 5(4) ① | <p>対応時の留意事項</p> <p>(4) 対応時の留意事項</p> <p>① 核兵器等</p> <p>核兵器を用いた攻撃による被害は、主に以下のとおりと考えられる。</p> <p>ア 核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線</p> <p>イ 爆発時に生じた放射能をもった灰(放射性降下物)からの放射線</p> <p>ウ 初期放射線を吸収した建築物や土壤から発する放射線</p> <p>このため、市は、次に掲げる事項に留意の上、県が行う措置に協力するものとする。</p> <p>(ア) 上記ア及びウは、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力する。</p> <p>(イ) 市は、県が実施する熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療に協力する。</p> <p>(ウ) イの放射性降下物による被害には、皮膚に付着して被ばくする「外部被ばく」及び降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することで被ばくする「内部被ばく」がある。このため、住民等の避難誘導に当たっては、こうした点に十分配慮して実施するものとする。</p> <p>(エ) ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、ア、イ及びウに準じた医療措置、避難誘導等が必要となる。</p> <p>(オ) 核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。</p> | | | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|-------------------------|--|---|---|--|
| 169 | P.67 | 第3編 | 第5章 | 第2節 5(4) ②③ | <p>② 生物兵器 <u>生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。</u> <u>ア 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置、消毒等の措置に協力する。</u> <u>イ 市は、県による対処要員に対するワクチン接種など、所要の防護措置を講じた上で、県が行う患者の移送に協力する。</u></p> <p>③ 化学兵器 <u>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。</u> <u>また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。</u> <u>ア 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力し、住民等を安全な風上の高台に誘導する等避難措置に協力する。</u> <u>イ 市は、県が行う原因物質の特性に応じた救急医療に協力する。</u></p> | | | |
| 170 | P.68 | 第3編 | 第5章 | 第3節 保健衛生対策の実施 | 第3節 保健衛生対策の実施 <u>市は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第7章第3節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施するものとする。</u> | 第3節 保健衛生対策の実施 <u>市(福祉環境部)は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第6章第3節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施するものとする。</u> | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 参照元の章番号の変更に伴い修正するもの。 | |
| 171 | P.68 | 第3編 | 第5章 | 第4節 動物保護対策の実施 | 第4節 動物保護対策の実施 <u>市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、次に掲げる事項等について、所要の措置を講ずるものとする。</u> (1) 危険動物等の逸走対策 (2) 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等 | 第4節 動物保護対策の実施 <u>市(福祉環境部)は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、次に掲げる事項等について、所要の措置を講ずるものとする。</u> (1) 危険動物等の逸走対策 (2) 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 | |
| 172 | P.68 | 第3編 | 第5章 | 第5節 1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理 | 1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理 <u>市は、その特殊性に配慮しながら「埼玉県災害廃棄処理指針」に準じて、廃棄物対策を実施する。</u> | 1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理 <u>市(福祉環境部・建設復旧部)は、その特殊性に配慮し、廃棄物対策を実施する。</u> | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 | |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|---------------|------------|--|---|---|---|
| 173 | P.68 | 第3編 第5章 第5節 2 | し尿処理 | 2 し尿処理 市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないよう努める。 また、市は、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。 | 2 し尿処理 市(福祉環境部)は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないよう努める。 また、市(福祉環境部)は、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。 | 2 し尿処理 市(福祉環境部)は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないよう努める。 また、市(福祉環境部)は、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 174 | P.69 | 第3編 第5章 第6節 | 文化財保護対策の実施 | 第6節 文化財保護対策の実施 市は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害状況を把握し、第2編第9章に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。 | 第6節 文化財保護対策の実施 市(教育対応部)は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害状況を把握し、第2編第8章に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。 | 第6節 文化財保護対策の実施 市(教育対応部)は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害状況を把握し、第2編第8章に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 参照元の章番号の変更に伴い修正するもの。 |
| 175 | P.69 | 第3編 第6章 第1節 | 被災情報の収集・提供 | 第1節 被災情報の収集・提供 1 情報の収集 市は、武力攻撃が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。 2 県への報告 市は、上記1で収集した被災情報を、県に報告する。 3 情報の提供 市は、定期的に記者会見を行うなどして、収集した情報を住民に提供する。 | 第1節 被災情報の収集・提供 1 情報の収集 市(総括部)は、武力攻撃が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。 2 県への報告 市(総括部)は、上記1で収集した被災情報を、県に報告する。 3 情報の提供 市(総括部)は、定期的に記者会見を行うなどして、収集した情報を住民に提供する。 | 第1節 被災情報の収集・提供 1 情報の収集 市(総括部)は、武力攻撃が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。 2 県への報告 市(総括部)は、上記1で収集した被災情報を、県に報告する。 3 情報の提供 市(総括部)は、定期的に記者会見を行うなどして、収集した情報を住民に提供する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 176 | P.69 | 第3編 第6章 第2節 1 | 情報の収集 | 1 情報の収集 市は、次のとおり避難住民等の安否情報を収集し、整理に努める。 市は、他部より収集した安否情報を取りまとめ、県に報告する。 (1) 避難所等において避難住民等から収集する主な情報 ① 氏名 ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所 ⑤ 国籍(日本国籍を有していない者に限る。) ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) ⑦ 居所 | 1 情報の収集 市(各部)は、次のとおり避難住民等の安否情報を収集し、整理に努める。 市(総括部)は、他部より収集した安否情報を取りまとめ、県に報告する。 (1) 避難所等において避難住民等から収集する主な情報 ① 氏名 ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所 ⑤ 国籍(日本国籍を有していない者に限る。) ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) ⑦ 居所 | 1 情報の収集 市(各部)は、次のとおり避難住民等の安否情報を収集し、整理に努める。 市(総括部)は、他部より収集した安否情報を取りまとめ、県に報告する。 (1) 避難所等において避難住民等から収集する主な情報 ① 氏名 ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所 ⑤ 国籍(日本国籍を有していない者に限る。) ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) ⑦ 居所 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 | |
|------|--------|-----|-----|-------------|-----------------|--|--|-------------------|
| 177 | P.70 | 第3編 | 第6章 | 第2節 1(2) | 死亡した住民に関し収集する情報 | (2) 死亡した住民に関し収集する情報 上記①～⑥に加えて ⑦ 死亡の日時、場所及び状況 ⑧ 死体の所在 ⑨ 連絡先のほか、必要な情報 ⑩ 照会に対する同意の有無 | (2) 死亡した住民に関し収集する情報 上記①～⑥に加えて ⑦ 死亡の日時、場所及び状況 ⑧ 死体の所在 ⑨ 連絡先のほか、必要な情報 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 178 | P.70 | 第3編 | 第6章 | 第2節 2(1) | 安否情報の照会の受付 | (1) 安否情報の照会の受付 ① 市は、安否情報の照会窓口、その電話及びFAX番号並びにメールアドレスについて、住民に周知する。 ② 住民からの安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口に、総務省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付けるものとする。ただし、書面の提出によることができない場合であって、市長が特に必要と認めるときは、電話及びFAX並びにメールでの照会も受け付ける。 ③ 市は、安否情報の照会を行う者に対し、照会をする理由、氏名及び住所(法人等にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求める。 ただし、電話による照会にあっては、その内容を聴取する。 | (1) 安否情報の照会の受付 ① 市(福祉環境部) は、安否情報の照会窓口を設置する。 ② 住民からの安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口に、総務省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付けるものとする。ただし、書面の提出によることができない場合であって、市長が特に必要と認めるときは、電話及びFAX並びにメールでの照会も受け付ける。 ③ 市(福祉環境部) は、安否情報の照会を行う者に対し、照会をする理由、氏名及び住所(法人等にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求める。ただし、電話による照会にあっては、その内容を聴取する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|------------------|------------------|--|---|---|-------------------|
| 179 | P.70 | 第3編 第6章 第2節 2(2) | 安否情報の回答 | (2)安否情報の回答 ① 市 は、安否情報の照会があったときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答するものとする。 ア 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か イ 武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否か ② 市 は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答する。 ア 照会に係る者の氏名、生年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報 イ 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報 ウ 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、個人を識別するための情報、死亡の日時、場所及び状況、死体の所在 ③ 市 は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。 | (2)安否情報の回答 ① 市(福祉環境部) は、安否情報の照会があったときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答するものとする。 ア 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か イ 武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否か ② 市(福祉環境部) は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答する。 ア 照会に係る者の氏名、生年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報 イ 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報 ウ 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、個人を識別するための情報、死亡の日時、場所及び状況、死体の所在 ③ 市(福祉環境部) は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。 | (2)安否情報の回答 ① 市(福祉環境部) は、安否情報の照会があったときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答するものとする。 ア 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か イ 武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否か ② 市(福祉環境部) は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答する。 ア 照会に係る者の氏名、生年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報 イ 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報 ウ 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、個人を識別するための情報、死亡の日時、場所及び状況、死体の所在 ③ 市(福祉環境部) は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 180 | P.71 | 第3編 第6章 第2節 3 | 外国人に関する安否情報 | 3 外国人に関する安否情報 市 は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集に対して、必要な協力をする。 | 3 外国人に関する安否情報 市(福祉環境部) は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集に対して、必要な協力をする。 | 3 外国人に関する安否情報 市(福祉環境部) は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集に対して、必要な協力をする。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 181 | P.71 | 第3編 第6章 第3節 | 各措置機関における安否情報の収集 | 第3節 各措置機関における安否情報の収集 市 は、国民保護措置従事者の安否情報を収集するよう努める。 | 第3節 各措置機関における安否情報の収集 市(各部) は、国民保護措置従事者の安否情報を収集するよう努める。 | 第3節 各措置機関における安否情報の収集 市(各部) は、国民保護措置従事者の安否情報を収集するよう努める。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 182 | P.72 | 第4編 第1章 | 物価安定のための措置 | 第1章 物価安定のための措置 市 は、生活関連物資等の需給・價格動向や、実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図るものとする。 | 第1章 物価安定のための措置 市(福祉環境部) は、生活関連物資等の需給・價格動向や、実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図るものとする。 | 第1章 物価安定のための措置 市(福祉環境部) は、生活関連物資等の需給・價格動向や、実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図るものとする。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|-----|-----|-----------------|--|--|-------------------|
| 183 | P.72 | 第4編 | 第2章 | 2 就労状況の把握と雇用の確保 | 2 就労状況の把握と雇用の確保 市 は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その地域の実情等に応じた雇用の確保に努めるものとする。 | 2 就労状況の把握と雇用の確保 市(福祉環境部) は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その地域の実情等に応じた雇用の確保に努めるものとする。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 184 | P.72 | 第4編 | 第3章 | 生活基盤等の確保のための措置 | 第3章 生活基盤等の確保のための措置 市 は、その所管する河川管理施設、道路、水道などのライフライン施設が、武力攻撃事態等の発生時においてもその機能が十分に発揮されるよう、当該施設の安全の確保及び適切な管理に努める。 また、市内の電気・ガス・電気通信事業者等のライフライン事業者の営業所等との連携体制の確立に努める。 | 第3章 生活基盤等の確保のための措置 市(建設復旧部・給水部) は、その所管する河川管理施設、道路、水道などのライフライン施設が、武力攻撃事態等の発生時においてもその機能が十分に発揮されるよう、当該施設の安全の確保及び適切な管理に努める。 また、市内の電気・ガス・電気通信事業者等のライフライン事業者の営業所等との連携体制の確立に努める。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 185 | P.73 | 第4編 | 第4章 | 応急復旧措置の実施 | 第4章 応急復旧措置の実施 市 は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害が発生したときは、関係機関と協力して以下により、応急の復旧のための措置を講じる。 | 第4章 応急復旧措置の実施 市(各部) は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害が発生したときは、関係機関と協力して以下により、応急の復旧のための措置を講じる。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 186 | P.73 | 第4編 | 第4章 | 1 被害状況の把握 | 1 被害状況の把握 市 は、所管する施設・設備等の損壊状況を早期に把握する。 | 1 被害状況の把握 市(各部) は、所管する施設・設備等の損壊状況を早期に把握する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 187 | P.73 | 第4編 | 第4章 | 2 応急復旧計画の策定 | 2 応急復旧計画の策定 市 は、施設・設備等の被害の程度、緊急性を十分調査・検討し、優先順位を定めた応急復旧計画を策定して、応急復旧措置を実施する。 この場合、被害の拡大防止及び被災者の生活確保のための復旧や避難住民の運送等を行うための運送路の復旧を優先するよう配慮するとともに、被災原因や被災状況等を的確に把握し、二次災害の防止に努め、関係機関と十分連絡調整を図り事業期間の短縮に努める。 | 2 応急復旧計画の策定 市(各部) は、施設・設備等の被害の程度、緊急性を十分調査・検討し、優先順位を定めた応急復旧計画を策定して、応急復旧措置を実施する。 この場合、被害の拡大防止及び被災者の生活確保のための復旧や避難住民の運送等を行うための運送路の復旧を優先するよう配慮するとともに、被災原因や被災状況等を的確に把握し、二次災害の防止に努め、関係機関と十分連絡調整を図り事業期間の短縮に努める。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 188 | P.73 | 第4編 | 第4章 | 3 通信機器の応急の復旧 | 3 通信機器の応急の復旧 市 は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等の通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県にその状況を連絡する。 | 3 通信機器の応急の復旧 市(総括部) は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等の通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県にその状況を連絡する。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------|-----|-----|---------------|---|--|-------------------|
| 189 | P.73 | 第4編 | 第4章 | 4 件に対する支援要請 | 4 県に対する支援要請 市 は、応急復旧の措置を講ずるに当たり、必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関して支援を求めるものとする。 | 4 県に対する支援要請 市(各部) は、応急復旧の措置を講ずるに当たり、必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関して支援を求めるものとする。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 190 | P.73 | 第4編 | 第4章 | 5 業務の継続 | 5 業務の継続 市 は、建物、機器等の損壊により、業務の遂行に支障を生じるときには、近隣の公的機関の協力を得るなどして、業務の継続に努める。 | 5 業務の継続 市(各部) は、建物、機器等の損壊により、業務の遂行に支障を生じるときには、近隣の公的機関の協力を得るなどして、業務の継続に努める。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 191 | P.74 | 第5編 | 第2章 | 損害補償 | 第2章 損害補償 市 は、その要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、死亡、負傷等をしたときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い補償する。 補償の対象となる協力は、以下のとおりである。 (略) | 第2章 損害補償 市(総務部) は、その要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、死亡、負傷等をしたときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い補償する。 補償の対象となる協力は、以下のとおりである。 (略) | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 192 | P.74 | 第5編 | 第3章 | 被災者の公的徴収金の減免等 | 第3章 被災者の公的徴収金の減免等 1 市 は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を講ずるものとする。 <u>そのほか、市が徴収する介護保険料等についても同様の措置を講ずるものとする。</u> 2 市 は、必要に応じて、避難住民等の生活の安定のための貸付資金、被災した農林漁業者及び中小企業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。 3 市 は、避難住民や被災中小企業等への支援措置について、広く広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。 | 第3章 被災者の公的徴収金の減免等 1 市(関係部) は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を講ずるものとする。 2 市(市民環境部・福祉部) は、必要に応じて、避難住民等の生活の安定のための貸付資金、被災した農林漁業者及び中小企業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。 3 市(市民環境部・福祉部) は、避難住民や被災中小企業等への支援措置について、広く広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |

朝霞市国民保護計画 新旧対照表

| 一連番号 | 計画該当部分 | | | 項目名 | 新 | 旧 | 変更の理由 |
|------|--------------------|-----|-----|-----------------|---|--|-------------------|
| 193 | P.75 | 第5編 | 第4章 | 1 国に対する負担金の請求方法 | 1 国に対する負担金の請求方法 <u>市</u> は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行うものとする。 | 1 国に対する負担金の請求方法 <u>市(総務部)</u> は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行うものとする。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 194 | P.75 | 第5編 | 第4章 | 2 関係書類の保管 | 2 関係書類の保管 <u>市</u> は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を適正に保管しておくものとする。 | 2 関係書類の保管 <u>市(各部)</u> は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を適正に保管しておくものとする。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 195 | P.76 | 第6編 | | 緊急対処事態対処編 | 第6編 緊急対処事態対処編 我が国に対して、 <u>着上陸侵攻などの本格的な武力攻撃事態等が</u> 、直ちに起きるとは考えにくいが、大規模テロ等の緊急対処事態については発生する危険性が <u>高い</u> と考えられる。 | 第6編 緊急対処事態対処編 我が国に対して <u>武力攻撃事態等が</u> 直ちに起きるとは考えにくいが、大規模テロ等の緊急対処事態については発生する可能性が <u>ある</u> と考えられる。 | 埼玉県計画と記述の整合を図るもの。 |
| 196 | P.77 ～ P.97 | | | 資料集 | 本文参照 | 本文参照 | 計画改定に併せて変更 |
| 197 | P.98 ～ P.105 | | | 用語集 | 本文参照 | 本文参照 | 計画改定に併せて変更 |

庁議資料（令和4年4月21日）

- 1 弾道ミサイル落下時の避難行動の住民への周知
- 2 情報伝達手段の多重化等の推進
- 3 避難施設の確保
- 4 避難施設の指定要件
- 5 武力攻撃事態等に特有な訓練の実施
- 6 武力攻撃原子力災害時における避難退域時検査等の実施

(参考資料) 武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み

朝霞市国民保護計画

朝 霞 市

平成 19 年 4 月
(令和 4 年 月 変更)

∽∽ 目 次 ∽∽

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1編 総 則 | 1 |
| 第1章 計画策定の目的 | 1 |
| 第2章 計画策定の背景・経緯 | 1 |
| 第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方 | 2 |
| 第4章 朝霞市の概況 | 3 |
| 第1節 地理的特性 | 3 |
| 第2節 社会的特性 | 4 |
| 第5章 国民保護の実施体制 | 4 |
| 第1節 市の責務 | 5 |
| 第2節 関係機関との連携 | 7 |
| 第3節 他の市町村との連携 | 7 |
| 第4節 公共的団体との協力体制 | 7 |
| 第5節 住民の協力 | 8 |
| 第6節 事業所等との協力関係 | 8 |
| 第6章 本計画が対象とする事態 | 9 |
| 第1節 武力攻撃事態 | 9 |
| 第2節 緊急対処事態 | 11 |
| 第2編 平時における準備編 | 13 |
| 第1章 情報収集、伝達体制の構築 | 13 |
| 第1節 連絡体制・通信体制の整備 | 13 |
| 第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備 | 13 |
| 第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 | 13 |
| 第2章 迅速な初動体制の確立 | 14 |
| 第1節 即応体制の確立 | 14 |
| 第2節 職員配備計画の作成 | 14 |
| 第3節 職員の指定と伝達手段の整備 | 14 |
| 第4節 交代要員等の確保 | 14 |
| 第5節 市国民保護対策本部の設置場所 | 14 |
| 第3章 警報の住民への周知 | 15 |
| 第4章 避難の指示 | 15 |
| 第1節 避難の指示の伝達 | 15 |
| 第2節 モデル避難実施要領の作成 | 15 |
| 第3節 避難人数の把握 | 21 |

| | | |
|------------|----------------------------|----|
| 第4節 | 避難指示の周知体制 | 21 |
| 第5節 | 避難住民集合場所の指定 | 22 |
| 第6節 | 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制 | 23 |
| 第7節 | 避難のための交通手段の確保 | 24 |
| 第8節 | 避難候補路の選定 | 25 |
| 第9節 | 避難住民の運送順序 | 25 |
| 第10節 | 道路啓開の準備 | 25 |
| 第11節 | 避難住民等に対する住宅の確保 | 26 |
| 第5章 | 緊急物資の備蓄等 | 26 |
| 第1節 | 緊急物資の備蓄 | 26 |
| 第2節 | 装備品の整備 | 27 |
| 第3節 | 市が管理する施設及び設備の整備等 | 27 |
| 第6章 | 緊急物資運送計画の策定 | 27 |
| 第1節 | 運送路の決定基準 | 27 |
| 第2節 | 応援物資の受入れ体制の整備 | 27 |
| 第3節 | 応援物資の発送体制の整備 | 28 |
| 第7章 | 医療体制の整備 | 28 |
| 第1節 | 初期医療体制の整備 | 29 |
| 第2節 | 傷病者搬送体制の整備 | 31 |
| 第3節 | 保健衛生体制の整備 | 31 |
| 第8章 | 生活関連等施設の管理体制の充実 | 32 |
| 第1節 | 生活関連等施設の管理体制の整備 | 32 |
| 第2節 | 核燃料物質・放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等 | 33 |
| 第9章 | 文化財保護対策の準備 | 33 |
| 第10章 | 職員の研修の実施 | 33 |
| 第11章 | 訓練の実施等 | 34 |
| 第1節 | 市の訓練 | 34 |
| 第2節 | 民間における訓練等 | 35 |
| 第12章 | 住民との協力関係の構築 | 35 |
| 第1節 | 消防団の充実・活性化の促進 | 35 |
| 第2節 | 自主防災組織との協力関係の構築 | 35 |
| 第3節 | ボランティアとの協力関係の構築 | 36 |
| 第4節 | 市民の意識啓発等 | 36 |
| 第3編 | 武力攻撃事態等対処編 | 37 |
| 第1章 | 実施体制の確保 | 37 |
| 第1節 | 全庁的な体制の整備 | 37 |

| | |
|------------------------------|----|
| 第2節 市国民保護対策本部の組織等 | 38 |
| 第3節 関係機関との連携体制の確保 | 46 |
| 第4節 市国民保護対策本部の廃止 | 47 |
| 第5節 住民との連携 | 47 |
| 第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策 | 48 |
| 第1節 特殊標章等の交付 | 48 |
| 第2節 安全確保のための情報提供 | 49 |
| 第3章 住民の避難措置 | 52 |
| 第1節 警報の通知の受入れ・伝達 | 52 |
| 第2節 緊急通報の伝達 | 53 |
| 第3節 避難の指示等 | 53 |
| 第4節 避難住民の運送手段の確保 | 56 |
| 第5節 避難路の選定と避難経路の決定 | 57 |
| 第6節 避難路の交通対策の実施 | 57 |
| 第7節 避難誘導の実施 | 57 |
| 第8節 避難の指示の解除 | 58 |
| 第4章 避難住民等の救援措置 | 58 |
| 第5章 武力攻撃災害への対処措置 | 64 |
| 第1節 対処体制の確保 | 64 |
| 第2節 応急措置等の実施 | 65 |
| 第3節 保健衛生対策の実施 | 68 |
| 第4節 動物保護対策の実施 | 68 |
| 第5節 廃棄物対策の実施 | 68 |
| 第6節 文化財保護対策の実施 | 68 |
| 第6章 情報の収集・提供 | 69 |
| 第1節 被災情報の収集・提供 | 69 |
| 第2節 安否情報の収集・提供 | 69 |
| 第3節 各措置機関における安否情報の収集 | 71 |
| 第4編 市民生活の安定編 | 72 |
| 第1章 物価安定のための措置 | 72 |
| 第2章 避難住民等の生活安定措置 | 72 |
| 第3章 生活基盤等の確保のための措置 | 72 |
| 第4章 応急復旧措置の実施 | 73 |
| 第5編 財政上の措置編 | 74 |
| 第1章 損失補償 | 74 |
| 第2章 損害補償 | 74 |

| | |
|---|-----------|
| 第3章 被災者の公的徴収金の減免等 | 74 |
| 第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等 | 75 |
| 第6編 緊急対処事態対処編 | 76 |
| 第1章 想定する緊急対処事態とその対処措置 | 76 |
| 資料集 | 77 |
| 1 朝霞市国民保護協議会条例 | 77 |
| 2 朝霞市国民保護対策本部及び朝霞市緊急対処事態対策本部条例 | 78 |
| 3 朝霞市国民保護協議会委員一覧 | 80 |
| 4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 | 81 |
| 5 動物の保護等について地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方 | 89 |
| 6 避難場所一覧 | 91 |
| 7 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民） | 93 |
| 8 安否情報収集様式（死亡住民） | 94 |
| 9 安否情報報告書様式 | 95 |
| 10 安否情報照会書様式 | 95 |
| 11 安否情報回答書様式 | 97 |
| 用語集 | 98 |

第1編 総 則

第1章 計画策定の目的

武力攻撃事態等が発生した場合、市は、住民を安全に避難させ救援する重要な責務を担うこととなる。とりわけ住民の避難・救援を的確に実施するため、市は、平素から国、県、指定公共機関・指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携するとともに、住民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の体制を整備しておくことが必要である。

この計画は、我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、住民の生命、身体、財産を保護するための、必要な事項を定めるものである。

なお、住民の安全を確保するためには、実施する国民保護措置についても絶えず検証がなされていくべきものであり、市は、その検証結果に基づき、必要に応じてこの計画の変更を行うものとする。

第2章 計画策定の背景・経緯

第2次世界大戦から70年以上を経過し、また、冷戦の終結により世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教や民族間の対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化している。こうした中、平成13年9月11日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人命が奪われ、世界中の人々を震撼させた。その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けている。

我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、近海に武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの脅威に依然として脅かされているのが現状である。

国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、我が国への脅威を未然に防ぐことが何より重要である。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を整えておくことは、大変重要なことである。

こうしたことから、平成15年6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「事態対処法」という。平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。)が、そして、平成16年6月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。

第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方

本計画を策定するに当たり、その基本的な考え方は以下のとおりである。

1 基本人権の尊重

国民の自由と権利への制限は、必要最小限度のものに限られ、かつ、適正な手続の下に行われるものとし、国民の基本的人権の尊重に最大限配慮する。

2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、住民に対応するための総合窓口を開設し、その処理については、必要に応じて外部の専門家等の協力を得るなどして迅速に行うものとする。

また市は、これらの手続に関する文書を適切に保管するものとする。

3 情報の伝達と共有化の確保

住民への警報や避難の指示を正確かつ迅速に伝達するための体制や実施方法の確立を図る。

4 国民保護措置実施体制の確立及び連携

市は、国民保護対策本部等の設置等による国民保護措置実施体制の整備と国や県、指定地方公共機関等との連携方法の確立を図る。

5 住民の自助・共助

武力攻撃災害時には大規模な被害が発生するおそれがあり、被害の防止又は軽減を図るため、行政や関係機関のみならず、日頃からの住民の自主的な備えや、地域での助け合いの充実を図る。

6 指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑みその自主性を尊重する。

また、市は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送については、放送の自律を保障

することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

7 要配慮者の保護

高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の積極的な避難・救援対策を実施する。

8 国際人道法の的確な実施の確保

市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じた安全の確保に十分に配慮するものとする。

10 準備体制の充実

武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。

11 外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第4章 朝霞市の概況

第1節 地理的特性

本市は、埼玉県の南中部に位置し、東西4.6km、南北6.3km、総面積18.38km²で、県都さいたま市から9km、東京都心から20kmの位置にあり、北は志木市、さいたま市、東は和光市、戸田市、南は東京都練馬区、西は新座市に接している。

本市の地形は、北東部を荒川と新河岸川が流れ、中央部を黒目川が南西から北東方向に流れ新河岸川と合流している。また、武蔵野台地約70%と荒川低地約30%からなっており、最大高低差は約40mで、変化に富んだ地形となっている。

交通は、北部をJR武蔵野線、中央部を東武東上線が通り、また、東京と川越を結ぶ幹線道路の国道254号線が南部を通り、交通の利便性に恵まれている。

このような地理的特性から、近隣市を始め東京都民等も本市に避難、または避難路として本市を通過することが想定される。

第2節 社会的特性

本市は、都心から20km圏に位置するという地理的条件にも恵まれ、武蔵野の面影を残している住宅都市として着実に発展を遂げてきた。市街地は、台地部を中心に広がっており、鉄道駅を中心に商業地が、その周辺を住宅地が取り囲んでいる。また、黒目川と新河岸川に沿った地域には、減少しつつあるがいまだに田畠も残っている。

首都圏に人口が集中し始めた昭和30年代から、本市の人口は増加が顕著であり、その後もJR武蔵野線の開通とそれに伴う北朝霞駅の設置や東武東上線朝霞台駅の開設、東京メトロ有楽町線及び副都心線の開通などにより、さらに人口が増え続けている。令和4年4月1日現在の総人口は143,926人で、そのうち外国人は3,976人である。人口動態の観点から見ると、平均的に一年間で人口の約1割が転出入する社会移動の激しい都市の特性を示しており、その他の要因とあいまって地域コミュニティが希薄化の傾向にあるとともに、都心への通勤、通学者が多いことも特徴となっている。また、人口の構成をみると、若年層が多く、子供も増えているため、少子化には歯止めがかかっているものの、いわゆる団塊の世代の市民が今後高齢世代となることから全般的には高齢化が進むものと思われる。

また、市内に陸上自衛隊朝霞駐屯地等の施設が所在することなども配慮する必要がある。

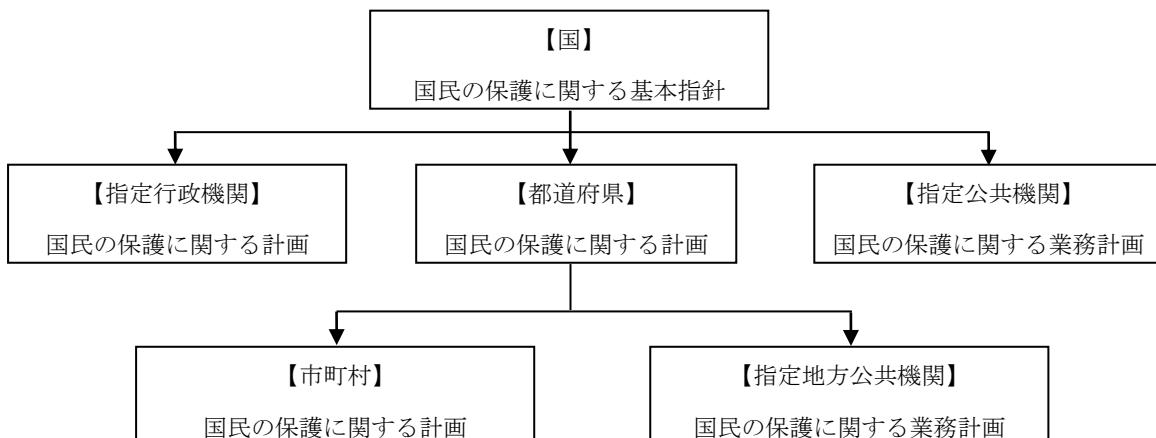
このような特性を踏まえた上で、多数の市民を避難誘導することなども想定しなければならない。

第5章 国民保護の実施体制

国民保護措置は、国、県、市町村、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関がそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施していくものである。

こうした措置を実施するため、国は「国民の保護に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)を定めた。

この基本指針に基づき、埼玉県が「国民保護に関する埼玉県計画」を策定したが、市はその計画に基づき、「朝霞市国民保護計画」を策定する。



第1節 市の責務

市は、県や国、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に連携し、国民保護措置を実施するが、市の責務とされているものは、主に次に掲げるとおりである。

(1) 基本的事項

- ① 国、県等他の地方公共団体、その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する。
- ② 国があらかじめ定める基本指針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- ③ 市の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ④ 市長は、国民の保護に関する埼玉県計画と整合性を図り、市としての国民の保護に関する計画を作成する。

(2) 市が実施する主な措置

- ① 警報、避難の指示の住民への伝達
- ② 避難住民の誘導
- ③ 避難住民等の救援
- ④ 安否情報の収集及び提供
- ⑤ 退避の指示
- ⑥ 警戒区域の設定
- ⑦ 消防
- ⑧ 水の安定供給等市民生活の安定に関する措置

<参考>

1 国の責務

(1) 基本的事項

- ① 基本指針を定めること。
- ② 武力攻撃事態等が発生した場合には、その組織及び機能のすべてを挙げて国民保護措置を的確かつ迅速に実施すること。
- ③ 地方公共団体、指定公共機関の実施する国民保護措置を的確かつ迅速に支援すること。
- ④ 国民保護措置に関し国費による適切な措置を講じること。

(2) 国が実施する主な措置

- ① 警報の発令、避難措置の指示
- ② 武力攻撃事態等の情報の提供
- ③ 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集・提供
- ④ 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示
- ⑤ 生活関連等施設の安全確保に関する措置

- ⑥ 放射性物質等を用いた攻撃（N B C攻撃）により生ずる汚染の拡大を防止するための措置
- ⑦ 危険物質等に関する被害の防止
- ⑧ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置
- ⑨ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 県の責務

(1) 基本的事項

- ① 国及び他の地方公共団体、その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する。
- ② 国があらかじめ定める基本指針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- ③ 県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ④ 知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

(2) 県が実施する主な措置

- ① 警報の市町村への通知
- ② 住民への避難の指示
- ③ 県の区域を越える住民の避難に関する措置
- ④ 避難住民等の救援
- ⑤ 安否情報の収集及び提供
- ⑥ 緊急通報の発令
- ⑦ 武力攻撃災害を防除し、及び軽減するための措置
- ⑧ 生活関連等施設の安全確保
- ⑨ 保健衛生の確保
- ⑩ 生活関連物資等の価格の安定等市民生活安定に関する措置

3 指定公共機関・指定地方公共機関の責務

(1) 基本的事項

指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、その業務に関して必要な国民保護措置を実施することとされている。

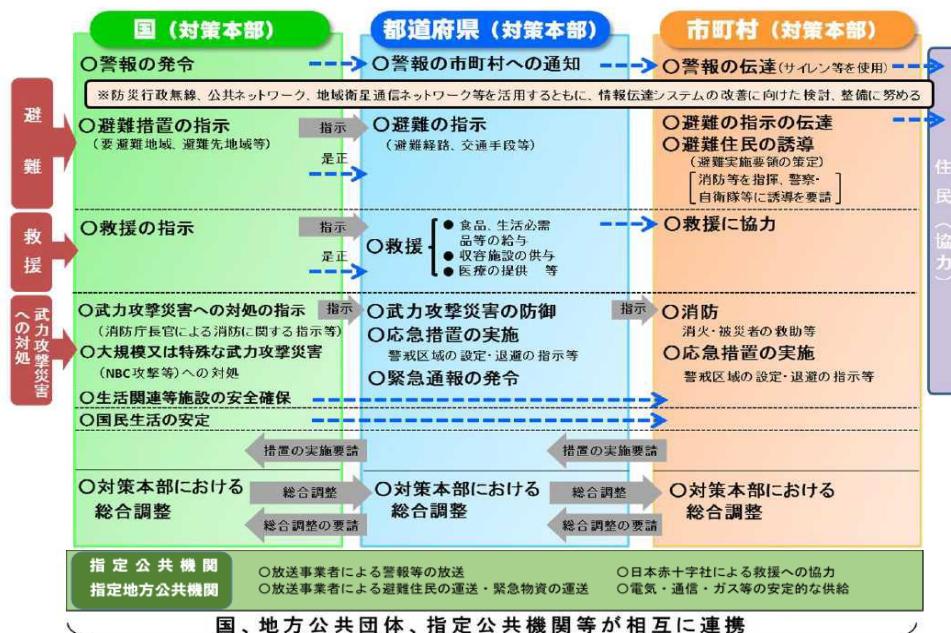
(2) 指定公共機関、指定地方公共機関が実施する主な措置

- ① 放送事業者
警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送
- ② 運送事業者
避難住民、緊急物資の運送
- ③ 医療事業者

医療の実施

- ④ ライフライン事業者
電気、ガス、飲料水等の安定供給
- ⑤ 電気通信事業者
通信の確保

武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



第2節 関係機関との連携 [TOPに戻る](#)

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等については、いつ発せられるかわからない。このため、市はいつでも速やかに国民保護措置が実施できる体制を整備するものとする。

また、市は、武力攻撃事態等が発生した時に、国民保護措置を迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ国、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、手続について把握するとともに、訓練を実施するなどして円滑な運営体制の整備を図るものとする。

第3節 他の市町村との連携

武力攻撃事態等発生時には、市域を越える避難や救援が想定されるので、その実施方法等について明らかにしておく。

第4節 公共的団体との協力体制

市が、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施する上で、農業協同組合や社会福祉協議会のような公共的団体との協力は重要である。市は、公共的団体との相互の連携を密にし、協力体制の整備を図る。

第5節 住民の協力

武力攻撃事態等が発生した場合、市は、警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集、武力攻撃災害への対処等といった多くの業務を実施することとなり、住民の自発的な協力が必要になると考えられる。

このため、市は、こうした住民相互の自発的な協力組織やボランティア等に対し、必要な支援を行うよう努めていく。

一方、住民自らも日頃から近隣住民とのコミュニケーションづくりに努め、非常時には近隣住民と協力して地域を守るほか、武力攻撃事態等に備えて食料や飲料水等を備蓄するなど、地域住民自らの被害への対応策も求められる。

ただし、住民の協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、強制するがあつてはならない。

また、二次災害を避ける意味からも、市が、住民に協力を求める場合には、その安全確保に十分配慮する。

第6節 事業所等との協力関係

多くの従業員が従事する事業所や、住民及び他市からの多数の利用者が滞在する集客施設については、武力攻撃事態等において、より迅速な対応が必要である。また、同時に、従業員等による住民等の避難誘導や救援について協力が必要になると考えられる。

このため、市は、事業所の管理者等と相互の連携を密にし、協力体制の整備に努める。また、要介護者や障害者の避難や救援について介護保険事業者等の協力が必要になると考えられ、市は当該事業者等との協力体制の整備に努める。

第6章 本計画が対象とする事態

第1節 武力攻撃事態

本計画では、武力攻撃事態として、基本指針において想定されている事態を対象とする。

1 着上陸侵攻の場合

(1) 特徴

- ① 我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- ② 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- ③ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

(2) 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

(1) 特徴

- ① 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じることも考えられる。
- ② 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合も考えられる。

(2) 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県、市、消

防機関、警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事は緊急通報を発令し、市長又は知事は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。

3 弹道ミサイル攻撃の場合

(1) 特徴

① 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、N B C 弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

② 通常弾頭の場合には、N B C 弾頭の場合と比較して被害は局限化され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。

(2) 留意点 T O Pに戻る

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、**県及び市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める**ものとする。通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。N B C 弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。

4 航空攻撃の場合

(1) 特徴

① 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

② 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

③ 航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

④ 通常爆弾の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(2) 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。

生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあ

るため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

第2節 緊急対処事態

本計画では、緊急対処事態として、第6編第1章において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

① 事態例

- ア 原子力事業所等の破壊
- イ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ウ 危険物積載船への攻撃
- エ ダムの破壊等

② 留意点

ア 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害

- (ア) 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
- (イ) 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

イ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

ウ 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害

危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。

エ ダムが破壊された場合の主な被害

ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

① 事態例

- ア 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- イ 列車等の爆破

② 留意点

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

① 事態例

- ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- エ 水源地に対する毒素等の混入

② 留意点

ア 放射能の拡散

(ア) ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

(イ) ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

(ウ) 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

イ 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

ウ 化学剤による攻撃

(ア) 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は、下をはうように広がる。

(イ) 生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。

(2) 破壊の手段として交通機関等を用いた攻撃が行われる事態

① 事態例

- ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- イ 弹道ミサイル等の飛来

② 留意点

ア 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

イ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

ウ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

第2編 平時における準備編

武力攻撃事態等が発生した場合、住民を迅速かつ的確に避難させ救援していくため、市は、県や国、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、住民との協力関係をあらかじめ構築する。また、緊急物資の備蓄等について平時から十分整備する。

第1章 情報収集、伝達体制の構築

第1節 連絡体制・通信体制の整備

住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。

特に、市内に陸上自衛隊朝霞駐屯地が所在するという特性に鑑み、市は、迅速な情報収集のため、あらかじめ県の連絡窓口、連絡方法を把握しておくとともに、自衛隊駐屯地及び北関東防衛局との直接の連絡体制の整備を図る。

また、市は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）及び緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるよう努めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

市は、収集した情報を整理し提供できるよう、以下の準備を行うほか、安否情報システムの習熟に努めるものとする。

- (1) 市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定める。
- (2) 市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報（所在、連絡先等）について、あらかじめ把握する。

第2章　迅速な初動体制の確立

第1節　即応体制の確立

武力攻撃事態等における警報や避難の指示が、時間的な余裕をもって国から発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合も、迅速かつ的確な措置を実施することが可能な体制を整備しておかなければならぬ。

市は、夜間、休日等においても情報伝達等について24時間対応ができる体制を整備する。また、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）及び緊急情報ネットワークシステム（E m-N e t）の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第2節　職員配備計画の作成

朝霞市国民保護対策本部(以下「市国民保護対策本部」という。)の各部の部長、現地対策本部長に充てられる者は、それぞれの担当業務を遂行するため、必要な動員職員数を算出して職員配備計画を作成し、職員に周知するとともに、市長に報告する。

なお、配備計画には、市幹部職員及び国民保護担当職員が交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な事態に備え、代わりに参集すべき職員について定めておく。

また、多数の避難住民を受け入れる場合、長期間にわたる対応が必要と考えられることから、交代要員の確保等を考慮して職員の動員配置の体制を整備するものとする。

第3節　職員の指定と伝達手段の整備

市国民保護対策本部の部長に充てられる者は、情報収集や関係機関との連絡調整等を行う職員を確保するため、上記の職員配備計画を作成する際は、近隣等に居住する職員の中から、役職等を考慮して決定するよう努める。

なお、部長及び担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

第4節　交代要員等の確保

市は、市国民保護対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう以下の項目について、あらかじめ定めておく。

- (1) 交代要員の確保、その他職員の配備
- (2) 食料、燃料等の備蓄
- (3) 自家発電設備の確保
- (4) 仮眠設備等の確保

第5節　市国民保護対策本部の設置場所

市国民保護対策本部を設置するに当たっては、あらかじめ、複数の設置候補場所を

指定しておくものとする。

第3章 警報の住民への周知

- 1 市は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。
- 2 市は、防災行政無線の放送や市ホームページの掲載、広報車の使用、自治会組織を経由した伝達、公共施設への掲示等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。

第4章 避難の指示

第1節 避難の指示の伝達

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域を管轄する都道府県知事に避難措置を指示する。知事は、避難路、交通手段等を明示して市長を通じ住民に避難を指示する。市長は、直ちに避難実施要領を定め、職員を指揮し埼玉県南西部消防局長(以下「消防局長」という。)と協力して避難住民を誘導するとともに、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、朝霞警察署長(以下「警察署長」という。)又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請するものとする。

このため、市は、警報の場合に準じて、避難の指示の確実な伝達体制の整備を進めるものとする。

第2節 モデル避難実施要領の作成

1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項

市長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の様相に応じた複数パターンのモデル実施要領を作成し、住民に対して周知する。

なお、実施要領に定める基本的な事項は、次のとおりとし、自ら避難することが困難な要配慮者の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮する。

【実施要領に定める基本的事項】

- (1) 避難の経路及び手段
- (2) 防災行政無線の使用など避難の指示の住民への周知に関する事項
- (3) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項

- (4) 迅速に関係機関の意見を聴取する方法
- (5) 住民が避難のために準備しておくべき物資等
- (6) 住民に対する注意事項
- (7) 上記のほか、避難の実施に関し必要な事項

2 自衛隊施設、危険物施設所在地域として盛り込む事項

- (1) 武力攻撃災害に関する情報を収集するため、県、自衛隊、警察、消防機関、危険物施設管理者の連絡窓口、連絡方法等
- (2) 避難誘導中の避難住民に対する武力攻撃等の情報提供体制
- (3) 自衛隊施設、危険物施設等の周辺の住民から優先的に避難させるなど、地域別の優先順位に関する事項

3 武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成

(1) 着上陸侵攻からの避難

大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。そのため、他都道府県への避難も含めて、大規模かつ長期の避難を想定したモデル避難実施要領とする。また、主に以下の事項について、避難実施要領に盛り込むこととする。

- ① 市は、避難先地域において本市の住民の受入れが完了するまで避難住民の誘導を行う。
- ② 避難住民の誘導は、できる限り自治会・町内会を単位として実施するよう努める。
- ③ 避難住民の誘導に当たっては、移動中における食料等の配給、要配慮者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。

(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難

① 着弾前

弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民ができるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。

攻撃を受けた時の状態に応じて以下の留意事項を、避難実施要領に盛り込むものとする。

ア 屋外にいる場合

- 直ちに堅ろうな建物や地下に逃げ込むこと。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。

- 近くに適当な建物や地下室などが無いときには、むやみに走り回らず頭を守って伏せること。

- 時間に余裕があれば、穴を掘って簡易シェルターとすること。

イ 屋内にいる場合

- 鉄筋コンクリートなど堅牢な場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より堅牢な建物や地下に避難する。

- 基本的に地下に移動する。地下室が無い場合には、1階に移動する。

- ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。

- 太い柱や柱の多い場所に、衣類や持ち物で頭部を保護して伏せる。

ウ 乗り物の中にいた場合

○ 車の中にいた場合

- ・ むやみに車で移動せず、ラジオ等で正確な情報収集に努める。また、むやみに車外へ出ない。
- ・ 大きな建物がある場合には、その陰に移動し、建物がない場合には、電柱や鉄塔など不安定な構造物を避けて、道路の左側に停車する。
- ・ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所（やむを得ず道路上に駐車して避難するときは、できるだけ道路の左側）に駐車し、キーをつけたままドアはロックしないこと。

○ 電車内にいた場合

- ・ 車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努める。
- ・ 乗務員の指示に従って行動する。むやみに車外に出ない。また、周囲の人たちと協力して行動する。
- ・ 地下鉄で攻撃にあった場合には、比較的被害が少ないと考えられるので、外部の様子が判明するまでその場所に留まる。

② 着弾後

着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。N B C兵器を搭載した弾頭と判明した場合は以下のとおり。

ア 核兵器の場合

- 核攻撃後は放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。

- ・ 被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに地上に脱出しない。

- ・ 安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。

- 放射性降下物による外部被曝、内部被曝を避けるため、避難にあたって

は、以下の事項に留意する。

- ・ 風下を避け手袋、帽子、雨ガッパ等を着用することで外部被曝を抑制する。
- ・ 内部被曝を避けるため、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。汚染された疑いのある水や食物の摂取をさける。また、安定ヨウ素剤の服用等医療機関等から指示があった場合には、指示に従うものとする。
- ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近くの地下施設等に避難する。

イ 生物兵器の場合

- 攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。
- ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、市は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずるものとする。

ウ 化学兵器の場合

- 風向きを確認し、風下を避け武力攻撃が行われた場所から直ちに離れる。
- 外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は高所に避難する。密閉性の低い部屋に避難した場合には、すべての窓を閉め切り、ガムテープなどで外気が漏れてこないように補強する。また、空調は停止させる。
- ラジオ等により情報の収集に努め、除染等が終了し安全が確認されるまでの間、むやみに外に出るなどの行動をしない。
- 化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による除染等の措置を受けるなど、指示に従う。

(3) ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難

① 攻撃開始前

必要に応じて事前に退避の指示を行う。

② 攻撃開始後

攻撃当初は、屋内に一時避難させ、移動の安全が確認された場合は、関係機関と連携して、適当な避難先に移動させる。

また、必要に応じて警戒区域の設定等を行う。

ゲリラや特殊部隊がN B C兵器を使用して攻撃した場合の避難については「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて行う。

(4) 航空攻撃からの避難

① 兆候を事前に察知できる場合

着上陸侵攻と同様に大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲に

わたる可能性がある。このため、市は「（1）着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。

② 兆候を事前に察知できない場合

対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なるのは、
弾道ミサイル攻撃の場合と同様であると考えられる。

このため、市は「（2）弾道ミサイル攻撃からの避難」に適用されるモデル
避難実施要領を作成するものとする。

<避難実施要領の作成パターンについて>

| 類型 項目 | 着上陸侵攻 からの避難 | ゲリラや特殊部隊 等からの避難 | 航空攻撃からの避難 | |
|---------------|---|--|---|---|
| | | | 兆候がある場合 | 兆候がない場合 |
| 攻撃の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・秘匿した行動を取るため事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム鉄道などの重要施設が標的となる可能性が高い。 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。 |
| 避難時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。 |
| 避難実施要領に規定する内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域的、長期的な非難方法について盛り込む。 | <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・着上陸侵攻に準じて広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 | <ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて避難方法について盛り込む。 |

| 類型 項目 | 弾道ミサイル攻撃からの避難 | | | |
|--|--|---|---|---|
| | 通常弾頭である場合 | 核弾頭である場合 | 生物剤弾頭である場合 | 化学物質弾頭である場合 |
| 攻撃の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ・発射の段階で攻撃目標を特定することは困難 | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・核爆発による熱線、爆風放射性降下物による被害がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短期間で発生する。 |
| 避難時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・極めて短時間で被害が発生することが考えられため、避難時間はあまりない。 | | | |
| 避難先 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。 | | | |
| ①屋外にいた場合 ②屋内にいた場合 ③乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について規定する。 | | | | |
| 避難実施要領に規定する内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。 | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・手袋、カッパ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。 ・タオル、マスクの使用等の内部被曝を避ける方策について盛り込む。 | <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・風向きが非常に重要なので、第一に風向きを確認する。 ・外気からの密閉性の高い部屋等に避難する。 ・ガムテープ等で目張り等をする。 |

第3節 避難人数の把握

1 町・丁目別の人団の把握

市が住民を迅速かつ的確に避難させるためには、避難住民の人数を詳細に把握することが重要である。

そのため、市はあらかじめ、町・丁目別の区域の人口を把握しておく。

2 各施設における避難人数の把握

市内の大学に通学する学生、高等学校及び中学校に通学する生徒、小学校に通学し、幼稚園に通園し、又は放課後児童クラブに通所する児童について、市は人数の把握に努める。

3 要配慮者の把握

(1) 医療機関入院患者数及び社会福祉施設等入所者数について

市は、医療機関入院患者及び社会福祉施設等利用者の人数の把握に努める。

(2) 在宅の要配慮者について

市は、在宅の要配慮者の状況や緊急連絡先の把握に努める。

(3) 外国人の人数等について

市は、管内の外国人の人数(言語別)の把握に努める。

※社会福祉施設は、老人福祉センターや特別養護老人ホームなどの老人福祉施設、障害者支援施設、保育所や児童館などの児童福祉施設をいう。

第4節 避難指示の周知体制

1 住民への周知方法、周知内容

(1) 住民への周知方法

① 市は、**全国瞬時警報システム（J－A L E R T）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。** TOPに戻る

② 市は、あらかじめ防災行政無線の放送や市ホームページの掲載、広報車の使用、自治会組織を経由した伝達、公共施設への掲示等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。

③ 市は、外国人への周知を図るために多言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。

(2) 各施設等における通学、通園、利用者等への周知方法

市は、市内の小・中学校、高等学校及び大学、幼稚園、放課後児童クラブなど、当該管理者と避難の周知方法について定めておく。

また、各施設等の管理者は、学生、生徒、児童及び利用者に対して迅速かつ的確

な周知が行われるよう体制の整備に努める。

(3) 要配慮者への周知方法

① 病院、社会福祉施設等利用者への周知方法等

市は、管轄する地域の病院及び社会福祉施設等の管理者と協議の上、あらかじめ避難の周知方法について定めておく。

また、病院及び社会福祉施設等の管理者は、入院患者、入所者等利用者に対して迅速かつ的確な周知が行われるよう体制の整備に努める。

② 在宅の要配慮者への周知方法

市は、在宅の要配慮者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、民生委員児童委員協議会、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。

③ 外国人への周知方法

市は、外国語による防災行政無線での放送や広報車での広報、掲示板の設置等について準備しておき、外国人住民への避難の周知方法について明らかにしておく。

(4) 周知内容

主に以下の事項を、避難住民へ周知する。

- ① 避難指示の理由
- ② 住民避難が必要な地域
- ③ 住民の避難先となる地域
- ④ 避難場所
- ⑤ 主要な避難の経路
- ⑥ 避難のための交通手段、集合場所
- ⑦ 注意事項(戸締り、携行品、服装等)

2 情報通信機器の活用

市は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図っていくものとする。

第5節 避難住民集合場所の指定

1 集合場所の選定基準

避難住民は、単独で行動するよりも、自治会や町内会単位で集合して、運送拠点となる鉄道運送の拠点やバス運送の拠点に移動したほうが、互いに助け合うこともでき、また家族の離散を防ぐとともに、安否情報の収集のためにも有効である。

こうしたことから、市は、主に以下の基準に基づき、地域の避難住民が一次的に集合する避難住民集合場所を指定する。

(1) 地震等自然災害発生時に避難場所として指定されている場所

(2) その他地域の実情に応じて市が指定する場所

2 避難住民集合場所の周知

市は、避難住民集合場所を定めたときには、以下の方法等により地域住民に周知する。

(1) 広報紙

(2) 避難住民集合場所マップの作成

(3) ホームページへの掲載等インターネットの利用

第6節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制

1 避難施設の指定への協力

市は、県の避難施設の指定に協力する。

また、県は、避難施設の指定に際して、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努めることとなっていることから、市は、県が行う以下の指定要件を満たす避難施設の指定に対して協力する。 [TOPに戻る](#)

【避難施設の指定要件】

- (1) 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。
- (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。
- (3) 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。
- (4) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有すること。
- (5) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。
- (6) 車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。

なお、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え、県に届け出るときには、市を経由するものとする。

【届出が必要な施設改築基準】

当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更とすること。

2 避難施設の管理者との連絡体制

市は、各避難施設の管理者との24時間の連絡体制をあらかじめ把握するよう努め

る。

3 避難施設の運営マニュアルの整備

市は、県と協力し、避難施設の運営マニュアルの整備や、住民に対し、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。

4 避難施設の周知

市は、以下の方法等により避難施設の所在地等について住民への周知徹底に努める。

- (1) 広報紙
- (2) 避難所マップの作成及び配布
- (3) ホームページへの掲載等インターネットの利用

第7節 避難のための交通手段の確保

1 交通手段選択の基本方針

避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。

なお、要配慮者の移動に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用できるものとする。

市は、こうした基本方針に基づき、避難の交通手段について避難実施要領に定め、住民に周知する。

2 交通手段の確保方法

(1) 鉄道

市は、区域内における各鉄道事業者の輸送能力及び各駅の連絡先を把握する。

(2) バス

市は、区域内におけるバス事業者の輸送能力、連絡先について把握する。

また、市は、県がバス事業者である指定公共機関、指定地方公共機関と協力して選定したバス運送の拠点となる場所を把握しておく。

(3) タクシー事業者

市は、あらかじめタクシー事業者と避難住民の運送に関する協定を締結するよう努める。

協定を締結したタクシー事業者は、配車や人員配置などあらかじめ運送体制の整備に努める。

(4) 市が保有する車両

市は、その保有する全車両を把握しておく。

(5) 要配慮者への配慮

鉄道、バスの避難用車両については、すべての要配慮者に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。

第8節 避難候補路の選定

1 避難候補路の選定の基準

武力攻撃等の態様は多種多様であり、それによって引き起こされる武力攻撃災害についても様々な態様が考えられる。また、道路についても、避難路や自衛隊の使用する道路、緊急物資の運送路等といった様々な利用が考えられる。

このため、あらかじめ特定の道路を避難路として決定しておくことは困難であると考えられ、市は、避難候補路（以下「候補路」という。）を次の基準により定める。

- (1) 県が指定した候補路に接続する主要な市町村道
- (2) 県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路
 - ① 第2編第4章第6節に規定する避難施設
 - ② 市防災活動拠点
 - ③ 市臨時ヘリポート
- (3) 候補路沿いには、火災・爆発等の危険性が高い場所がないように配慮する。

2 関係機関との調整等

市は避難候補路を定めようとするときには県と協議するとともに、朝霞警察署（以下「警察署」という。）と調整する。

また、避難候補路を決定した場合には、県、警察署、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に通知する。

また、自衛隊の行動と住民の避難行動が交錯することも考えられるが、自衛隊との調整は主に県で実施するため、市はあらかじめ県の連絡窓口、連絡方法等を把握しておくこととする。

また、県との連絡が途絶した場合等に備え、自衛隊駐屯地等との直接の連絡体制についても確保しておくものとする。

第9節 避難住民の運送順序

避難住民の運送は、原則として、次の順序で行うものとする。

- (1) 重病者、重傷者、障害者、妊産婦
- (2) 高齢者、乳幼児、児童（保護者及び介護者を含む）
- (3) その他の住民

第10節 道路啓開の準備

武力攻撃の状況により、道路上には乗り捨てられた自動車や倒壊建物等の廃棄物が散乱していることも想定され、これらの障害物を除去し、破損箇所を補修するなど迅速な対応が要求される。

市が管理する道路については、市長は、あらかじめ道路啓開の実施計画を作成し、必要な資機材について整備を進める。

なお、実際の啓開作業には重機などの特殊な機材が必要であるため、建設業関係団体と協定を締結するなどして、武力攻撃事態等における道路啓開、応急復旧に備える。

第11節 避難住民等に対する住宅の確保

武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。

そのため、市は、県があらかじめ定めた避難住民等住宅供給計画に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定める。

なお、その際には、要配慮者対策について配慮する。

また、市は、建設業関係団体との間に、応急仮設住宅用資機材等の調達が円滑に進むように、武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定を締結するよう努める。

第5章 緊急物資の備蓄等

第1節 緊急物資の備蓄

1 備蓄する緊急物資の種類・数量

市は、食料、生活必需品等必要な物資の備蓄、飲料水の供給体制の確立に努めることとするが、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があり、住民自らの取り組みが必要である。

このため、備蓄に当たっては、市、県、住民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、市は、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努める。

災害対策の備蓄と国民保護のための備蓄は相互に兼ねることができるとされており、当面は武力攻撃事態等における備蓄についても、市地域防災計画上の備蓄品、給水体制を活用するものとするが、救援の期間が長期に渡る場合のあることや、他機関から緊急物資等を受け入れることが困難となる場合も考えられることから、その充実を図る。

なお、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めることとされているので、市としては、国や県の対応を踏まえ検討する。

2 備蓄品の管理

備蓄品の品目及び数量等は、関係各部が全体を掌握しておくものとする。

管理場所は以下のとおりとする。

- (1) 小学校防災倉庫
- (2) 市民センター等

第2節 装備品の整備

市は、関係機関との調整を図り、国民保護措置を実施する際に必要となる防護服等装備品の整備に努める。

第3節 市が管理する施設及び設備の整備等

1 施設及び設備の整備等

市は、その管理する施設及び設備について、定期的に整備し、点検を行うとともに、代替施設の確保に努める。

2 復旧のための各種資料の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、地籍調査の結果に基づく土地等の権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を行うよう努める。

第6章 緊急物資運送計画の策定

第1節 運送路の決定基準

1 緊急物資運送候補路の選定

武力攻撃事態発生時には、避難経路や自衛隊の使用する道路の指定状況を考慮し、運送路を決定することとなる。

このため、市は、県があらかじめ定めた緊急物資運送候補路とネットワークを構築するため、鉄道運送の拠点や緊急物資の備蓄場所、物資の集積場所、避難施設の場所などを考慮して、以下の運送方法による緊急物資運送候補路をあらかじめ定める。

- (1) 道路、鉄道を利用した陸上運送
- (2) ヘリポート等を利用した航空運送

2 運送道路の道路啓開

緊急物資運送道路の道路啓開の準備は、第2編第4章第10節と同様に行う。

第2節 応援物資の受入れ体制の整備

1 物資集積地の決定及び受入れ情報提供場所の選定

県は、他の地方自治体、国民、企業等からの応援物資(以下「応援物資」という。)を直接避難施設へ運送するのではなく、まず以下の大規模な物資集積地で受け入れ、その後、必要性に応じて避難施設まで運送することとしている。

- (1) 防災基地
- (2) 防災拠点校
- (3) 大規模施設(さいたまスーパーアリーナ、さいたまスタジアム 2002)

物資集積地までの運送を円滑かつ迅速に実施するため、市は県と協力して応援物資を運送してきた者に対して、配送する物資集積地までの地図等必要な情報を事前に提供するよう努める。

このため、市は、県がこうした情報を提供する場所を、あらかじめ選定するために協力する。情報提供場所は、主に以下のとおりである。

- (1) 高速道路のパーキングエリア又は料金所
- (2) 主要な国道の隣接地

2 情報提供体制の整備

市は、受入れ情報提供場所の職員の配置や情報の提供方法を定めるなど、情報の提供体制を整備するよう努める。

3 仕分け、配達体制の整備

市は、物資集積所における応援物資の仕分けを円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や配達方法等について整備するよう努める。

第3節 応援物資の発送体制の整備

本市が被災地及び避難先地域に該当せず、県からの協力の要請があった場合には、本市から応援物資を円滑に発送することができるよう努める。

1 物資集積地の決定

原則として物資集積地に他の市町村、民間企業、住民からの応援物資を集積する。

2 仕分け、発送体制の整備

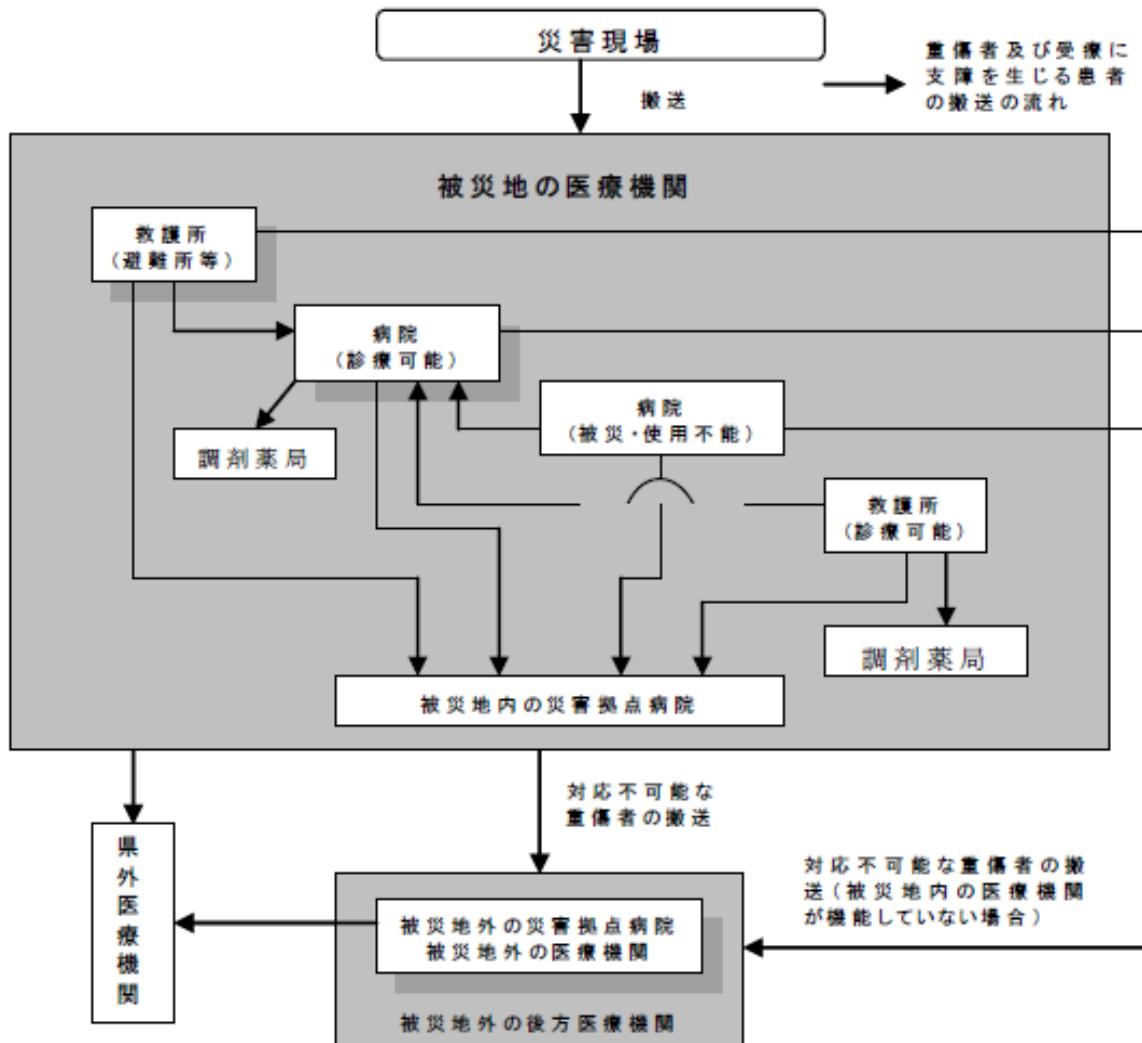
物資集積所における応援物資の仕分けを円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や発送方法等について整備するよう努める。

第7章 医療体制の整備

武力攻撃災害発生時の医療体制は、負傷者等に対して応急的な医療処置を講じる初期医療体制、重傷者や特殊医療を要する患者に医療処置を講じる後方医療体制及び搬送体制の三つを確立し、それぞれ連携させて行っていくものとする。

なお、N B C兵器による武力攻撃災害が発生した場合には、2次災害が発生する危険性が高いため、活動する職員の安全確保にも十分配慮する。

【武力攻撃災害時医療体制の流れ】



第1節 初期医療体制の整備

1 救急救助体制の整備

武力攻撃事態等の発生時は、同時に多数の負傷者等の発生が予想され、迅速な医療の実施が必要とされる。

このため、埼玉県南西部消防局(以下「消防局」という。)は、県や救急医療機関等の関係機関との密接な連携により、以下の事項に留意の上、救急救助体制の整備に万全を期する。

(1) 武力攻撃事態等における救急救助応援体制の確保

武力攻撃災害発生時には、一つの消防機関では対処できないといった場合も考えられる。このため、救急救助に関する相互応援体制について整備しておくものとする。

(2) 救急機材等の整備

高規格救急車及び高度救急処置用資機材の整備と医療救護所に必要な資機材等を計画的に整備する。

(3) 応急手当用品の確保

多数の負傷者に対応できるように応急手当用品の計画的な配備を進める。

(4) トリアージ訓練の実施

多数の負傷者が発生した場合には、傷病の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定(トリアージ)することとなる。救急医療機関等までの搬送、または医師が到着するまでは、救急隊が実施することとなるため、こうした訓練を実施し、医師の検証を受けるなどしてトリアージの精度を向上させる。

(5) 住民に対する応急手当普及啓発の推進

武力攻撃災害時に負傷者が多数発生することが予想されることから、多くの住民が応急手当ができるように救命講習を実施する。

2 医療救護班の編成等

(1) 医療救護班の編成

① 医療救護班の編成・出動手順の策定

市は、あらかじめ県(保健所)、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、事前に以下の項目について定めておくものとする。

ア 医療救護班の編成方法

イ 医療救護班の出動手順

ウ 医療救護班の行う業務内容(トリアージの実施、傷病者への応急処置、助産等)

② 連絡窓口等の把握

市は、あらかじめ関係機関との連絡方法を把握するとともに、要請等の手続について定める。

(2) 医療救護所設置及び運営について

市は、県(保健所)、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関などと協議し、事前に以下の項目について定める。

① 医療救護所の設置場所

② 医療救護所の運営方法

③ 医療救護所で使用する備蓄医薬品の種類及び数量の確保方法

3 N B C 災害への医療体制の整備

核、生物、化学物質を使用したN B C 攻撃の場合には、特殊な治療を必要とする負傷者等が多数発生する事態が予想されるため、市はN B C 災害に対処できるよう努め

るとともに、毒性物質の効果、効用等について知識の習得に努める。

第2節 傷病者搬送体制の整備

1 搬送先順位、経路の決定

消防局は、医療機関の規模、位置、診療科目等に基づき、およそその搬送先順位を決定する。

また、道路が被害を受けた場合を考慮し、医療機関への搬送経路を複数検討する。

2 民間事業者との協力

大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、消防局だけで傷病者を搬送することは困難と考えられるため、消防局は、民間の患者等搬送事業者等と傷病者搬送体制の協力体制の構築に努める。

第3節 保健衛生体制の整備

1 健康相談体制の整備

市は、武力攻撃災害発生時には、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難所が多数設置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制を整備する。

また、武力攻撃事態等による被災者の精神的ショックや、厳しい避難生活による精神的ストレスをケアするため、精神保健体制を日本赤十字社等と連携し、整備しておくものとする。

2 防疫活動体制の整備

市は、武力攻撃事態等が発生した季節及び武力攻撃災害の規模に応じた防疫活動ができるように、人員の動員、資機材の備蓄や調達について定める。

3 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養管理、栄養相談及び指導を行う体制を整備する。

4 埋・火葬対策

大規模な武力攻撃災害が発生した時には、火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。

このため市は、埼玉県が定めた「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき、埋・火葬対策を実施する。

第8章 生活関連等施設の管理体制の充実

第1節 生活関連等施設の管理体制の整備

有事の際には、浄水施設などの国民生活に関連を有する施設や毒劇物等の危険物質等を取り扱う施設(以下「生活関連等施設」という。)は、攻撃目標とされやすいと考えられることから、管理体制の充実に努めるものとする。

1 生活関連等施設の実態把握

市は、県及び消防機関等と連携し、生活関連等施設の以下の項目について把握し、これらの情報を県、市、自衛隊、警察、消防機関で共有する。

なお、情報の管理には万全を期することとする。

(1) 生活関連等施設

- ① 生活関連等施設の位置、構造及び設備の内容
- ② 施設の警備対策
- ③ 緊急時の連絡窓口

(2) 危険物質等取り扱い施設の状況

- ① 危険物質等取り扱い施設の位置、構造及び設備の内容、危険物質等の種類・数量
- ② 危険物質等取り扱い施設の警備対策
- ③ 緊急時の連絡窓口

2 生活関連等施設の管理体制の充実

市は、生活関連等施設の管理者に対し、管理体制の充実について要請する。

また、市は、市内の生活関連施設の安全確保の留意点について、施設管理者と情報交換等をすることで明確にしておくとともに、留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施方法について定める。

また、市は、県と協力して、市内の危険物に関する専門機関の把握に努める。

3 危険物施設に関する住民への連絡体制の確立

危険物施設が被災した場合に備え、市は、関係する自治会、学校、大規模集客施設等との連絡体制を確立する。

第2節 核燃料物質・放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等

本市には、核燃料物質を使用している事業所はないが、放射性同位元素を使用している試験研究機関等がある。

放射性同位元素の取扱い等を規制することは、国の所掌事項(医療機関については、一部県及び保健所設置市が所掌)であるが、市、消防機関は所管地域内の放射性同位元素使用施設の所在等を把握しておくとともに、その施設の担当部署、連絡窓口、連絡手段についても把握しておくものとする。

また本市内の道路を使用して核燃料物質が運送されている核燃料物質運送中の車両に対して、武力攻撃又は大規模テロが行われた場合には、迅速かつ的確な初動対応が必要とされる。

このため市は、原子力規制庁、国土交通省、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど連携体制の整備に努める。

第9章 文化財保護対策の準備

1 現況の把握

市は、管内の重要文化財等の所有者、保管場所、保存状況等について把握する。

2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備

市は武力攻撃災害の発生に備え、以下の関係機関等の連絡窓口を把握しておくなど、連携体制を整備する。

- (1) 文化庁及び県の担当部署
- (2) 消火等のため出動を要請する消防機関
- (3) 重要文化財等を一時的に避難させる施設

3 対応マニュアルの作成、訓練の実施

市は、県とともに、重要文化財等の保護のための対応マニュアルを作成し、訓練を実施する。

第10章 職員の研修の実施

市は、国民保護措置に関して、国や県における研修を有効に活用するなどして職員の研修機会の確保に努め、また、危険物に対する知識の普及啓発を行い、その内容、責務等を職員に対して周知するよう努める。

第1章 訓練の実施等

武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携していかなければならない。

そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、N B C攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。 [TOPに戻る](#)

なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮するものとする。

第1節 市の訓練

市は、本計画に基づき、住民の参加と協力を得て、訓練の実施に努めるとともに、国や県等との合同訓練の実施に努める。

1 実動訓練

(1) 非常参集、対策本部設置訓練

緊急事態発生時における迅速な職員参集と、対策本部の設置訓練を行う。

(2) 警報、避難指示の伝達訓練

警報、避難指示の住民に対する周知徹底について、防災行政無線や広報車の使用など、あらかじめ本計画で定めた方法を用いて実施し、検証を行う。

(3) 避難誘導訓練

警察、消防機関等関係機関や住民の参加と協力を得て、避難、退避の誘導訓練を行う。

2 図上訓練

関係機関からの情報の収集や対策本部における意思決定訓練（情報収集伝達等訓練）を行う。

3 訓練結果等の検証

市は、訓練に参加した各関係機関の実施状況等を検証し、必要に応じて、国民保護措置の実施方法を見直すものとする。

また、過去の災害等の情報についても収集・保存し、検証することで、対処能力の向上に努めるものとする。

第2節 民間における訓練等

1 事業所における訓練への支援等

市は、事業所から武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に関し要請があったときは、職員の派遣など必要な支援を行うものとする。

また、市は、事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図るものとする。

2 学校、病院、社会福祉施設、大規模集客施設等における救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等

(1) 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設の管理者は、武力攻撃事態等の発生時における職員の初動対応や指揮命令系統、施設利用者の救助及び避難誘導等を定めたマニュアルの策定に努めるものとする。

(2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、要配慮者、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。

第12章 住民との協力関係の構築

第1節 消防団の充実・活性化の促進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、市は、住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図る。

第2節 自主防災組織との協力関係の構築

住民の自発的な活動が組織的な行動になることにより、より大きな効果が期待できるため、市は、自主防災組織に対して必要な支援を行い、その育成に努める。

自主防災組織を育成するためには、組織の中心となり活発な活動を主導していくリーダーを養成することが必要である。

また、武力攻撃災害発生時に有効な活動を行うため、消火器や油圧式ジャッキなどの消防救助資機材の整備について、必要な支援を行う。

1 市が実施する支援等

(1) 自主防災組織の結成促進

結成への指導

(2) 自主防災組織の育成

リーダー研修の実施、訓練への支援等

- (3) 活動のための環境整備
資機材の整備補助、訓練用の場所の貸与等
- (4) 組織の活性化の促進
助言・指導、先進団体の取組の紹介等

2 自主防災組織に協力を求める事項

- (1) 住民の避難に関する訓練への参加
- (2) 避難住民の誘導への協力
- (3) 救援への協力
- (4) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- (5) 保健衛生の確保への協力

第3節 ボランティアとの協力関係の構築

武力攻撃事態等において、市はボランティアに対して、その安全確保に十分配慮しながら、以下に掲げる協力を求める場合もある。このため、市は、ボランティアを円滑に受入れ、その活動が効果的なものになるように、県、日本赤十字社埼玉県支部及び市社会福祉協議会などと連携を図り、その受入れ体制を整備するよう努めるものとする。

なお、協力を求める場合には、ボランティア自身が取得している資格等を十分考慮し、専門知識や技能を十分発揮できるように配慮する。

また、災害ボランティアセンターの運営はボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となって行い、市は、県と調整を図りながら必要な支援を行う。

【ボランティアに協力を求める事項】

- (1) 住民の避難に関する訓練への参加
- (2) 避難住民の誘導への協力
- (3) 救援への協力
- (4) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- (5) 保健衛生の確保への協力

第4節 市民の意識啓発等

武力攻撃事態等が発生した場合の避難等を円滑に実施するためには、市民の自主的な協力が必要である。そのため、市は、平素から国民保護措置の重要性について、理解を深めるよう努める。

第3編 武力攻撃事態等対処編

武力攻撃事態等において、市は、直ちに初動体制を整え、国、県及び関係機関と連携を図りながら、住民への警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導、救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を迅速かつ的確に実施しなければならない。

そのため、情報の的確な伝達や対策本部の迅速な設置、職員の動員配置が実施できる24時間即応可能な体制を整備しておく必要がある。

また、武力攻撃災害が既に発生している場合には、情報を迅速に収集し、被害等の拡大の防止や、一刻も早い人命の救助・救命、医療の実施などを行うとともに、消火等の必要な武力攻撃災害対処の措置を実施して被害の拡大防止に全力を上げなければならない。

本編では、こうした措置の実施体制、住民の避難及び救援の実施方法、武力攻撃災害への対処方法などについて定めるものである。

第1章 実施体制の確保

第1節 全序的な体制の整備

1 事態認定前における朝霞市危機対策本部の設置及び初動措置

(1) 朝霞市危機対策本部の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、市として的確かつ迅速に対処するため、朝霞市危機対策本部(以下「市危機対策本部」という。)を速やかに設置する。市危機対策本部の体制及び活動内容は、市国民保護対策本部に準じる。
- ② 市は、市危機対策本部を設置したときは、直ちに事態の発生について、県に連絡する。
- ③ 市危機対策本部は、警察、消防機関等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、県、警察、消防機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(2) 事態認定前における初動措置

市は、市危機対策本部において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法及び災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害への迅速な対応とその最小化を図る。

なお、市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や関係機関に対し支援を要請する。

2 市国民保護対策本部の設置と職員の配備

国から国民保護対策本部の設置の指定があった場合には、市長は市国民保護対策本部を設置し、職員を配備する。

第2編第2章第2節に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があつたときには、直ちに次の場所に参集して初動対応等を行うものとする。

なお、武力攻撃事態の状況等により、所定の場所に参集できない場合は、次の順に最寄りの非常参集場所に参集する。

《参集場所》

| | 市庁舎勤務職員 | 市庁舎以外の施設勤務職員 |
|-------|---------|--------------|
| 勤務時間内 | 市 庁 舎 | 各勤務場所 |
| 勤務時間外 | 市 庁 舎 | 市 庁 舎 |

なお、参集した場合は、市国民保護対策本部又は現地対策本部の指示に従うものとする。

第2節 市国民保護対策本部の組織等

武力攻撃事態等に至ったときは、それに対処するための対処基本方針案と国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村の指定については閣議により決定され、その旨の指定を受けた都道府県知事及び市町村長に通知するものとされている。この通知を受けることにより、市長は、速やかに市国民保護対策本部を設置するとともに、市長は次のとおり配備基準を定め、職員の配備体制を発令し職員を参集する。その後、必要な準備が整い、市国民保護対策本部を設置したときには、市長は市議会にこの旨を連絡する。

また、本部の事務、組織、事務分掌については次のとおりとする。

1 市国民保護対策本部の組織及び担当業務

(1) 組織の体系について

ア 国民保護対策本部の組織は別表のとおりとする。

イ 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。

(ア) 本部長 市長

(イ) 副本部長 副市長

(ウ) 本部員 危機管理監、市長公室長、総務部長、市民環境部長、福祉部長、こども・健康部長、都市建設部長、会計管理者、上下水道部長、議会事務局長、学校教育部長、生涯学習部長、監査委員事務局長、審議監、朝霞消防署長、消防団長

2 市国民保護対策本部の組織

(1) 組織の体系について

① 本部長、副本部長、本部員の事務分掌は次のとおりとする。

《本部長、副本部長、本部員の事務分掌》

| 職名 | 担当者 | 事務分掌 |
|------|---|---|
| 本部長 | 市長 | ・本部の事務を総括し、国民保護措置の実施に従事する全ての職員を指揮監督する。 |
| 副本部長 | 副市長 教育長 | ・市長が国民保護措置を実施する際、その意思決定を補佐すること。 |
| 本部員 | 危機管理監 市長公室長 総務部長 市民環境部長 福祉部長 こども・健康部長 都市建設部長 会計管理者 上下水道部長 議会事務局長 学校教育部長 生涯学習部長 監査委員事務局長 審議監 朝霞消防署長 消防団長 その他市長が必要と認める者 | ・本部長の関係機関に対する総合調整権の発動を補佐すること。 ・市長以外の市の執行機関が行う国民保護措置について必要な調整を行うこと。 |

② 市国民保護対策本部には、部を設置する。

《市国民保護対策本部の組織》

| 担当者 | |
|---------|--------------------------|
| 本 部 長 | 市長 |
| 副 本 部 長 | 副市長 教育長 |
| 総 括 部 | 危機管理監 市長公室長 総務部長 |
| 建設復旧部 | 都市建設部長 審議監 |
| 福祉環境部 | 福祉部長 こども・健康部長 市民環境部長 |
| 給 水 部 | 上下水道部長 |
| 教育対応部 | 学校教育部長 生涯学習部長 |
| 応 援 部 | 議会事務局長 監査委員事務局長 会計管理者 |
| 消 防 部 | 消防団長 |

| | |
|-------|--------|
| 消 防 局 | 朝霞消防署長 |
|-------|--------|

現地調整所

3 市国民保護対策本部の担当業務

(1) 本部直轄事務

- ① 市国民保護対策本部の設置、運営に関すること。
- ② 国民保護に関する情報の収集に関すること。
- ③ 国・県からの指示及び国・県への要請並びに連絡調整に関すること。
- ④ 他の市町村への要請及び連絡調整に関すること。
- ⑤ 指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること。
- ⑥ 警報に関すること。
- ⑦ 避難の指示に関すること。
- ⑧ 緊急通報に関すること。
- ⑨ 避難経路の決定に関すること。
- ⑩ 警戒区域の設定及び退避の指示に関すること。

《国民保護対策本部事務分掌》

| 部 名 | 班 | 担 当 | 事 務 分 掌 |
|---------------------------|------------------------|--|--|
| 総括部 (危機管理監、市長公室長、総務部長) | 本部班 情報・広報班 避難誘導班 | 危機管理室 秘書課 政策企画課 シティ・プロモーション課 人権庶務課 市政情報課 財産管理課 職員課 財政課 課税課 収納課 契約検査課 デジタル推進課 | <ul style="list-style-type: none"> ○本部の庶務に関すること。 ○本部の設置、廃止に関すること。 ○各部、各班の連絡調整に関すること。 ○県、近隣市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 ○警報、避難指示等の情報の受信に関すること。 ○避難実施要領の策定に関すること。 ○市内避難所の設置指示に関すること。 ○市外の避難先市町村等との連絡調整に関すること。 ○警報及び避難指示等の住民への伝達に関すること。 ○特殊標章の交付等に関すること。 ○被害情報及び安否情報の取りまとめに関すること。 ○情報の整理、総合調整に関すること。 ○住民に周知する広報全般に関すること。 ○帰宅困難者への交通情報の提供に関すること。 ○写真、ビデオ等の記録の作成に関すること。 ○報道発表及び報道機関との連絡調整に関すること。 ○住民避難に使用する公用車の運用管理、自動車の借り上げに関すること。 ○生活関連等施設の安全の確保に関すること。 ○市有財産の被害調査及び応急復旧に関すること。 ○応急仮設住宅の建築等に関すること。 ○職員の被害調査及び公務災害に関すること。 ○職員の給与及び給食に関すること。 ○災害派遣手当の支給に関すること。 ○国民保護関係予算に関すること。 ○その他財政に関すること。 ○住民の誘導全般に関すること。 |
| 建設復旧部 (都市建設部長) | 建設復旧班 | 道路整備課 開発建築課 まちづくり推進課 | <ul style="list-style-type: none"> ○避難路等の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。 ○避難路等の交通規制等、警察及び関係機関との連絡調整に関すること。 ○道路、河川等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ○道路障害物等の除去に関すること。 ○緊急輸送路の選定に関すること。 ○避難誘導に関する公共交通機関との連絡調整に関すること。 ○被災住宅の応急修理及び障害物等の除去に関すること。 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|--|-----------------------------------|--|-------------------|----------|-------|---------------------------|-------|-------|------------------------------|--|---------|-----------------------------------|--|--------|-------------------------|--|-----|----------------------|--|--------|------------------------------|--|-------|----------------------|--|----------|------------------------|--|-------|----------------------------|--|-------|-----------------------------|--|-------|---------------------|--|----------|-----------------|--|-------|-----------------------|--|--------|--------------------------|--|---------|------------------|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設及び避難場所となる施設の応急危険度判定に関すること。 ○公共土木施設の被害状況の把握に関すること。 ○土木建設業者の要請に関すること。 ○災害復旧用資機材等の調達及び補給に関すること。 ○その他所管施設の応急復旧に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉環境部 (福祉部長、こども・健康づくり部長、市民環境部長) | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">避難救援班</td> <td style="width: 33%;">福祉相談課</td> <td style="width: 33%;">○避難所の開設、運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td>物資管理・調達班</td> <td>生活援護課</td> <td>○日本赤十字社、医療機関との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>環境衛生班</td> <td>障害福祉課</td> <td>○社会福祉団体及び民間協力団体との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>長寿はつらつ課</td> <td>○民生委員及び自主防災組織等のボランティア等との連携に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>こども未来課</td> <td>○災害ボランティアセンターの設置に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保育課</td> <td>○食料品、生活必需品の支給に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>健康づくり課</td> <td>○要配慮者に対する避難、救護、並びに支援及び対応に関する</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合窓口課</td> <td>こと。（幼稚園、放課後児童クラブを含む）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域づくり支援課</td> <td>○社会福祉施設の被害状況の把握に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>産業振興課</td> <td>○社会福祉施設及び医療機関との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保険年金課</td> <td>○社会福祉施設利用者の避難、救護及び安全確保に関するこ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境推進課</td> <td>と。（幼稚園、放課後児童クラブを含む）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資源リサイクル課</td> <td>○外国人等の救護に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内間木支所</td> <td>○応急医療救護所の設置、運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>朝霞台出張所</td> <td>○医薬品及び衛生資機材の調達、配分に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>朝霞駅前出張所</td> <td>○被災者の健康管理に関すること。</td> </tr> </table> | 避難救援班 | 福祉相談課 | ○避難所の開設、運営に関すること。 | 物資管理・調達班 | 生活援護課 | ○日本赤十字社、医療機関との連絡調整に関すること。 | 環境衛生班 | 障害福祉課 | ○社会福祉団体及び民間協力団体との連絡調整に関すること。 | | 長寿はつらつ課 | ○民生委員及び自主防災組織等のボランティア等との連携に関すること。 | | こども未来課 | ○災害ボランティアセンターの設置に関すること。 | | 保育課 | ○食料品、生活必需品の支給に関すること。 | | 健康づくり課 | ○要配慮者に対する避難、救護、並びに支援及び対応に関する | | 総合窓口課 | こと。（幼稚園、放課後児童クラブを含む） | | 地域づくり支援課 | ○社会福祉施設の被害状況の把握に関すること。 | | 産業振興課 | ○社会福祉施設及び医療機関との連絡調整に関すること。 | | 保険年金課 | ○社会福祉施設利用者の避難、救護及び安全確保に関するこ | | 環境推進課 | と。（幼稚園、放課後児童クラブを含む） | | 資源リサイクル課 | ○外国人等の救護に関すること。 | | 内間木支所 | ○応急医療救護所の設置、運営に関すること。 | | 朝霞台出張所 | ○医薬品及び衛生資機材の調達、配分に関すること。 | | 朝霞駅前出張所 | ○被災者の健康管理に関すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ○被災者等に対する各種相談窓口や安否情報の窓口の設置に関すること。 ○被災者の捜索及び救出の情報収集に関すること。 ○外国人に対する相談、情報提供に関すること。 ○外国人登録台帳に基づく外国人の安否確認に関すること。 ○見舞金等の申請受付・支給に関すること。 ○避難誘導に関する自治会等との連絡調整に関すること。 ○商工業、農作物及び農業用施設等の被害状況の把握に関すること。 ○復興融資、また融資関係機関との連絡調整に関すること。 ○農協・商工会等の関係機関との連絡調整に関すること。 ○被災者の就労状況の把握と雇用の確保に関すること。 ○国民健康保険税及び市が徴収する保険料の減免等に関すること。 |
| 避難救援班 | 福祉相談課 | ○避難所の開設、運営に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 物資管理・調達班 | 生活援護課 | ○日本赤十字社、医療機関との連絡調整に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境衛生班 | 障害福祉課 | ○社会福祉団体及び民間協力団体との連絡調整に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 長寿はつらつ課 | ○民生委員及び自主防災組織等のボランティア等との連携に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | こども未来課 | ○災害ボランティアセンターの設置に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 保育課 | ○食料品、生活必需品の支給に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 健康づくり課 | ○要配慮者に対する避難、救護、並びに支援及び対応に関する | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 総合窓口課 | こと。（幼稚園、放課後児童クラブを含む） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 地域づくり支援課 | ○社会福祉施設の被害状況の把握に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 産業振興課 | ○社会福祉施設及び医療機関との連絡調整に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 保険年金課 | ○社会福祉施設利用者の避難、救護及び安全確保に関するこ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 環境推進課 | と。（幼稚園、放課後児童クラブを含む） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 資源リサイクル課 | ○外国人等の救護に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 内間木支所 | ○応急医療救護所の設置、運営に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 朝霞台出張所 | ○医薬品及び衛生資機材の調達、配分に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 朝霞駅前出張所 | ○被災者の健康管理に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|--------------|--|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ○物資集積場の開設及び閉鎖に関すること。 ○応援物資の受入れ及び配分、集積場の管理に関すること。 ○生活関連物資等の価格安定に関すること。 ○備蓄物資の管理・運用に関すること。 ○遺体の収容及び埋・火葬に関すること。 ○遺体安置所の開設・運営に関すること。 ○動物保護対策に関すること。 ○消毒、防疫及び保健衛生に関すること。 ○河川、土壤、大気等の環境汚染等の把握及び対策に関すること。 ○ゴミ及び廃棄物の収集、運搬及び処分に関すること。 ○清掃施設等の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。 ○し尿の収集、運搬及び処分に関すること。 ○清掃及びし尿処理業者との連絡調整に関すること。 ○各所管施設の被害状況及び応急復旧に関すること。 |
| 給水部 (上下水道部長) | 給水班 | 上下水道総務課 水道施設課 下水道施設課 | <ul style="list-style-type: none"> ○飲料水の供給、応急給水に関すること。 ○取水井戸等の保有水量の確保に関すること。 ○水道施設等の被害状況の把握に関すること。 ○水道施設の応急復旧、給配水管施設の維持管理に関すること。 ○水道工事事業者との連絡調整に関すること。 ○下水道施設等の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。 ○その他住民の避難誘導に関すること。 |
| 教育対応部 (学校教育部長、生涯学習部長) | 教育対応班 施設班 | 教育総務課 教育管理課 教育指導課 学校給食課 生涯学習・スポーツ課 文化財課 中央公民館 図書館 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の避難、救護及び安全の確保に関すること。 ○学校教育施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。 ○避難所としての学校施設の開放に関すること。 ○り災児童、生徒の教材及び学用品の調達、支給に関すること。 ○応急教育の実施に関すること。 ○社会教育施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。 ○社会教育施設利用者の避難・救護に関すること。 ○避難所としての施設の開放に関すること。 ○文化財の保護に関すること。 ○施設内の応急炊き出しの協力に関すること。 ○所管施設の被害調査に関すること。 ○その他住民の避難誘導に関すること。 |
| 応援部 (議会事務局長、 | 応援班 | 議会総務課 監査委員事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ○議会への情報提供及び連絡調整に関すること。 ○他部への応援に関すること。 |

| | | | |
|----------------------|-----|--------------------|--|
| 監査委員事務局 長、会計管理者) | | 選挙管理委員会事 務局 出納室 | <ul style="list-style-type: none"> ○その他住民の避難誘導に関すること。 ○国民保護対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。 ○義援金の受け入れに関すること。 |
| 消防部 (朝霞市消防団 長) | 消防班 | 朝霞市消防団 | <ul style="list-style-type: none"> ○消火、救助に関すること。 ○警報及び避難指示等の住民に対する伝達に関すること。 ○行方不明者の捜索、救出及び安否情報の収集に関すること。 ○住民の避難誘導に関すること。 ○危険物等の措置に関すること及び障害物の除去作業の協力 に関すること。 ○警戒区域の設定に関すること。 |

| | | | |
|-----------------|-----|-------|---|
| 消防局 (朝霞消防署長) | 消防班 | 朝霞消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○消火、救助及び救急に関すること。 ○警報、避難指示等の住民に対する伝達に関すること。 ○行方不明者の捜索、救出及び安否情報の収集に関すること。 ○住民の避難誘導に関すること。 ○危険物等の措置に関すること及び障害物の除去作業の協力 に関すること。 ○警戒区域の設定に関すること。 |
|-----------------|-----|-------|---|

(2) 本部長の権限

市国民保護対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の措置に関する総合調整

市国民保護対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるとときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県国民保護対策本部長に対する総合調整の要請

市国民保護対策本部長は、県国民保護対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市国民保護対策本部長は、県国民保護対策本部長に対して、国の武力攻撃事態等 対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関の実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に關係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報提供の求め

市国民保護対策本部長は、県国民保護対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要

な情報の提供を求める。

- ④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の提供の求め

市国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

- ⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市国民保護対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(3) 現地対策本部の設置

市国民保護対策本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地対策本部を設置することができる。

- ① 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員を置き、副本部長、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- ② 現地対策本部の所掌事務は、次の業務を所掌する。

- ア 住民の避難誘導
- イ 避難所での救援
- ウ 被災者の捜索及び救助
- エ 道路等必要な応急復旧対策の実施
- オ 安否情報、武力攻撃災害情報の収集
- カ ボランティアとの連携に関すること
- キ その他国民保護措置に必要な事務

4 本部会議の開催場所の決定

- (1) 本部会議は、原則として市庁舎内で開催する。

- (2) 市庁舎が被災又は被災のおそれがあり、設置が困難な場合には、市長が別途開催場所を決定する。

第3節 関係機関との連携体制の確保

1 武力攻撃事態等における通信の確保

(1) 情報通信手段の機能確認等

市は、国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた情報通信施設については応急復旧作業を行うものとする。また、市は、直ちに県にその状況を連絡する。

(2) 通信確保のための措置の実施

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

2 国・県の現地対策本部との連携

市は国・県の現地対策本部が設置された場合には、必要に応じ、連絡員を派遣するなどして当該本部と密接な連絡を図るものとする。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努めるものとする。

3 国民保護派遣の要請

市長は、主に以下に掲げる場合において、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときには、知事に対して、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 武力攻撃災害への対処
- (4) 武力攻撃災害の応急の復旧

知事に対し、上記要請を求める場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行うものとする。ただし、事態が切迫しているなど文書によることができない場合には、口頭で行うこととする。

- (1) 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

4 県・警察との連携

(1) 県との連携

- ① 警報が発令された場合、市は、あらかじめ定めた職員の動員方法、配備計画等に基づき速やかに武力攻撃事態等への対処体制に移行し、情報の収集伝達に

努め、状況を県に報告する。

- ② 本部設置の指定を受けたときは、速やかに市国民保護対策本部を設置するとともに、設置した旨を県国民保護対策本部に報告する。
- ③ 他の都道府県から多数の避難住民を受け入れる可能性がある場合には、県を通じて他都道府県との連携を図るものとする。

(2) 警察との連携

市は、市国民保護対策本部が設置された時は、警察署に通知する。

5 現地調整所の設置

市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。ただし、市長は市が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、国民保護措置が市の区域を越えて実施される場合等、現地関係機関の調整に県が最も適切に対処しうると判断されるときは、県知事と調整のうえ、現地調整所の設置を県に要請する。この場合、必要に応じ県に職員を派遣する。

第4節 市国民保護対策本部の廃止

市長は内閣総理大臣から、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定について、解除の通知を受けたときは、速やかに市国民対策本部を廃止する。

第5節 住民との連携

武力攻撃が発生した場合、武力攻撃災害への対処をはじめ、警報の伝達や避難の指示、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集等について、自主防災組織、ボランティアの協力を要請することとする。

このため、市は、自主防災組織に協力を要請するほか、ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるように、あらかじめ定めるところにより日本赤十字社埼玉県支部、市社会福祉協議会等と連携を図り、災害ボランティアセンターを設置する。

なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第12章第2節に、ボランティアに協力を求める事項については、同編同章第3節に定めるとおりとし、自主防災組織の住民及びボランティアの安全確保に十分配慮する。

第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策

第1節 特殊標章等の交付

特殊標章等とは、以下のものをいう。

(1) 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める国際的な特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章である。

(2) 身分証明書

第一追加議定書に定める文民を保護するための証明書である。

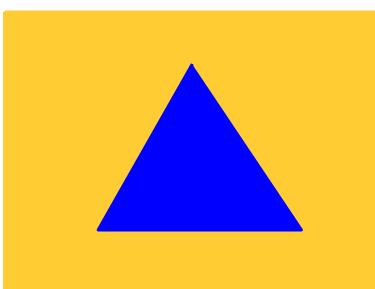
(3) 特殊標章及び身分証明書の交付

市長等は、国の定める基準、手続等に従い、必要に応じて具体的な要綱を作成した上で、以下の表の区分により、それぞれ国民保護措置に係る職務を行う者に対して、特殊標章等の使用を認める。

| 交付する者 | 交付を受ける者 |
|-------|-----------|
| 市 長 | 市の職員 |
| 消防局長 | 消防職員 |
| 水防管理者 | 水防団長、水防団員 |

市長等は、国民保護措置に協力する自主防災組織やボランティア等に対しても、上記の表の区分に準じて特殊標章等を交付し、使用を認める。

【特殊標章の図】



※ オレンジ色地に青色の正三角形

- ・三角形の一つの角が垂直に上を向いていること。
- ・三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

【身分証明書(国民保護措置に係る職務又は業務を行う者用)のひな型】

第2節 安全確保のための情報提供

表面

| | | |
|---|--------------------------------------|--|
| | にこの証明書を発給する る許可権者の名を記 載するための余白 | |
| 身分証明書 IDENTITY CARD | | |
| 国民保護措置に係る職務又は業務を行う者用 for civil defense personnel | | |
| 氏名/Name _____ | | |
| 生年月日/Date of birth _____ | | |
| この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8 月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジ ュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の被従事者の保護に関する 追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflict (Protocol I) in his capacity as _____ | | |
| 発給年月日/Date of issue _____ | 証明書番号/No. of card _____ | 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ |
| 有効期間の満了日/Date of expiry _____ | | |

裏面

| | | |
|---|----------------------------------|-----------------|
| 身長/Height _____ | 眼の色/Eyes _____ | 頭髪の色/Hair _____ |
| その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: | | |
| 血族型/Blood type _____ _____ | | |
| 所持者の写真/PHOTO OF HOLDER | | |
| 印範/Stamp _____ | 所持者の署名/Signature of holder _____ | |

(様式 日本工業規格 A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

市は、避難住民や輸送事業者、自主防災組織、ボランティアなどの安全を確保するため、武力攻撃事態等の状況など、必要な情報を以下の手段等により提供するものとする。

- (1) 避難住民集合場所、避難誘導拠点、避難住民輸送車両、避難所、物資集積所における放送や掲示
- (2) 防災行政無線による伝達
- (3) 広報車による広報

<参考> 赤十字標章等の交付

1 赤十字標章等とは、以下のものをいう。

(1) 標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める、「白地に赤十字」、「赤新月」又は「赤のライオン及び太陽」から成る特別の標章である。

なお、「赤新月」から成る標章は、イスラム教国において使用されるものであり、「赤のライオン及び太陽」から成る標章は、1980年以降使用されていない。

(2) 信号

第一追加議定書に定める特殊信号であり、衛生部隊又は医療用運送手段等の識別のために定める信号又は通報である。

(3) 身分証明書

第一追加議定書に定める軍の医療要員以外の医療要員に交付される証明書である。

2 知事は、国の定める赤十字標章等の交付に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な要綱を作成した上で、以下の者に対して赤十字標章等を交付し、使用させる。

(1) 県の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関若しくは医療関係者

(2) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関若しくは医療関係者

3 以下に示す医療機関は、知事の許可を受けて赤十字標章等を使用することができる。

(1) 指定地方公共機関である医療機関

(2) 県内で医療を行うその他の医療機関及び医療関係者(指定公共機関を除く。)

4 指定公共機関である医療機関は、指定行政機関の長の許可を受けて赤十字標章等を使用することができる。

【標章の図】



「白地に赤十字」

「赤新月」

【身分証明書(医療関係者用)のひな型】

表面

| | |
|---|--|
| <small>この証明書を発給する許可権者の名を記載するための空白)</small> | |
| 身分証明書 IDENTITY CARD | |
| <small>常時の</small> <small>自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用</small> <small>臨時の</small> <small>PERMANENT civilian medical personnel</small> <small>TEMPORARY</small> | |
| 氏名/Name _____ | |
| 生年月日/Date of birth _____ | |
| <small>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。</small> <small>The holder of this card is protected by the Geneva Convention of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Convention of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflict (Protocol I) in his capacity.</small> | |
| 発給年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____ | |
| 有効期間の満了日/Data of expiry _____ | |

裏面

| | | |
|---|----------------------------|-----------------|
| 身長/Height _____ | 眼の色/Eyes _____ | 頭髪の色/Hair _____ |
| <small>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血族型/Blood type</small> <small>-----</small> <small>-----</small> <small>-----</small> | | |
| <small>所持者の写真/PHOTO OF HOLDER</small> | | |
| 印鑑/Stamp | 所持者の署名/Signature of holder | |

(様式 日本工業規格 A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

第3章 住民の避難措置

第1節 警報の通知の受入れ・伝達

1 県からの警報の通知の受入れ方法

県は、国から警報の通知を受け取ったとき、市町村長に対して直ちに警報を通知するとされており、市は以下のとおり通知を受入れる。

なお、警報には次に定める事項が示される。

- 武力攻撃事態等の現状及び予測
- 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
(地域を特定できる場合のみ)
- その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

(1) 勤務時間内

- ① 県からの警報の通知は、危機管理室が受信する。
- ② 危機管理室は、受信した旨直ちに県(危機管理課)へ返信する。

(2) 勤務時間外

- ① 県(宿日直者)からの警報の通知は、庁舎管理責任者が受信する。
- ② 庁舎管理責任者は、受信した旨直ちに県(宿日直者)へ返信するとともに、危機管理室長を通じて市長に連絡する。

2 市の他の執行機関、議会、消防機関への伝達

市は県から警報の通知を受けたときは、市の他の執行機関(教育委員会、公平委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会)、市議会、消防機関、自治会・町内会、自主防災組織、市社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会、並びに社会福祉施設等に対して直ちに警報を伝達する。

3 住民等への伝達

(1) 住民への伝達

市は、県から警報の通知を受けた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。

その手段は、以下のとおりである。

- ① サイレン(国が定めた放送方法による。)
- ② 防災行政無線
- ③ 自治会・町内会を通じての伝達
- ④ 広報車
- ⑤ ホームページへの掲載
- ⑥ 公共施設等への掲示
- ⑦ FAX、メール配信

(2) 大規模集客施設等の管理者への連絡

市は、市が所管する大規模集客施設等の管理者に対して、警報の伝達に努める。

4 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、上記に定める警報の発令の場合に準じて行うものとする。ただし、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方においてサイレンは使用しないこととする。

第2節 緊急通報の伝達

緊急通報は、県から発令されるもので、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められるときで、次の場合に知事から発令され、市長に通知される。

- 武力攻撃災害が発生した場合
- 武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合

また、緊急通報の内容は、以下のとおりである。

- 武力攻撃災害が発生した日時
- 武力攻撃災害が発生した場所又は地域
- 武力攻撃災害の種別
- 被害状況
- 上記のほか住民等に対し周知させるべき事項

1 住民への伝達

市は、県から緊急通報の通知を受けた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、第1節に準じる。

2 大規模集客施設等の管理者への連絡

市は、第1節に準じて大規模集客施設等の管理者に対して、緊急通報の伝達に努める。

第3節 避難の指示等

1 避難の指示の受入れ・伝達等

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、基本指針の定めるところにより、知事に対して住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示し、知事は関係市町村長に通知する。

指示の内容は以下のとおりである。

- 住民の避難が必要な地域(要避難地域)
- 住民の避難先となる地域(避難先地域。なお住民の避難経路となる地域を含

む。)

○ 住民の避難に関して関係機関が講すべき措置の概要

(1) 県からの指示の受入れ方法

県からの避難の指示の受入れは、第1節の1に準じて行う。

なお、知事は、避難措置の指示を受けた場合には、避難の指示を次の2段階に分けて関係市町村長に行い、市町村長に対して避難誘導体制の早期確立を促すこととしている。

① 第1段階の避難指示

国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に指示する。

② 第2段階の避難指示

第1段階の避難指示の後、速やかに以下の3点について決定し、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に指示する。

ア 主要な避難経路

イ 避難のための交通手段

ウ 避難先地域における避難施設

(2) 市長の住民への避難の伝達等

市長は、知事から避難の指示を受けた場合には、その旨を直ちに住民に対して伝達するとともに、あらかじめ定めたモデル避難実施要領から適切なものを選択し、避難実施要領を速やかに作成する。

① 避難実施要領の作成

ア 第1段階の避難指示があったとき

市長は、第2編第4章第2節に定める、あらかじめ作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。

イ 第2段階の避難指示があったとき

市長は、発生した事態に対する「避難実施要領」を完成させる。その際、県と必要な調整を行うものとする。

なお、避難実施要領には、次に掲げる内容を規定する。

○ 要避難地域の住所

○ 避難住民の誘導の実施単位(自治会・町内会、事務所等)

○ 避難先の住所及び施設名

○ 避難住民集合場所及び鉄道・バス運送拠点

○ 集合時間及び集合に当たっての留意点

○ 避難の交通手段及び避難の経路

○ 市職員、消防職団員の配置、担当業務等

○ 要配慮者への対応

- 要避難地域における残留者の確認方法
- 避難誘導中の食料の供給等の支援内容
- 避難住民の携行品、服装
- 問題が発生した場合の緊急連絡先等

市長は、避難実施要領を完成させたときは、住民へ周知するとともに、消防機関等と連携して迅速かつ的確に住民を避難誘導する。

② 住民への周知内容及び方法

市長は、第2編第4章第4節で定めた内容を、一般住民、要配慮者に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。

なお、自衛隊施設、危険物施設の周辺の住民から周知するなど配慮する。

③ 関係機関への通知

市長は、避難実施要領を定めたときは、当該市の他の執行機関、消防機関、警察署、自衛隊のほか、県、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に通知する。

(3) 避難先地域の通知の受入れ

本市が避難先地域となった場合の知事からの通知の受入れは、第1節 の1の「県からの警報の通知の受入れ方法」に準じて行う。

(4) 避難の指示を周知すべき機関

避難の指示を周知すべき機関は、警報を伝達する機関と同様に、次の機関等にも行う。

① 避難の指示を周知すべき施設

| |
|------------------|
| 市内小・中学校、高等学校及び大学 |
| 市内幼稚園、放課後児童クラブ |
| 市内病院 |
| 市内社会福祉施設等 |
| 上記以外の市内公共施設 |

② 避難住民の誘導の協力を要請する機関

| |
|--------------|
| 市内自治会・町内会 |
| 市内農業協同組合 |
| 市社会福祉協議会 |
| 市民生委員児童委員協議会 |
| 市内自主防災組織 |

③ 市の他の執行機関ほか、公的機関

| |
|-----------|
| 市教育委員会 |
| 市公平委員会 |
| 市農業委員会 |
| 市監査委員 |
| 市選挙管理委員会 |
| 市議会 |
| 埼玉県南西部消防局 |
| 市消防団 |
| 朝霞警察署 |
| 自衛隊 |

2 市域を越える住民の避難

武力攻撃事態等が広い地域で発生した場合には、本市の住民が市域を越えて避難を行うことや逆に他市区町村の住民が本市域へ避難することなどが考えられる。

こうした市の区域を越える避難の際には、避難実施要領及び知事の指示に基づき住民を避難誘導する。

第4節 避難住民の運送手段の確保

要避難地域における避難住民の輸送手段については、第2編第4章第7節にある「交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。

1 運送手段の選択方法

(1) 避難誘導拠点の決定

市は、地域の安全を確認し、周辺の交通事情を考慮した上、避難誘導の拠点を決定する。

(2) 要配慮者の避難

市は、あらかじめ第2編第4章第7節で定めた方法により要配慮者の避難を実施する。

2 運送事業者への協力要請

市は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編第4章第7節により、下記の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。

(1) 武力攻撃災害の内容・規模、発生日時(又は予想日時)

(2) 要避難地域と避難先地域、避難施設、避難経路

(3) 避難住民の数

要請を受けた各運送事業者は、業務計画等に基づき避難住民の運送を実施す

ることとする。

3 運送実施状況の把握

- (1) 避難誘導拠点及び避難施設に配置された市職員等は、避難住民運送の実施状況について、逐次市国民保護対策本部に報告するものとする。
- (2) 市国民保護対策本部は、運送事業者の実施する避難住民の運送状況について、情報収集を行うものとする。
- (3) 市国民保護対策本部は避難誘導の実施状況について取りまとめ、逐次県国民保護対策本部等に報告する。

第5節 避難路の選定と避難経路の決定

避難の指示があった場合には、市は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第4章第8節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。

なお、自衛隊の行動と住民の避難行動が交錯することも考えられるため、県や関連機関の窓口と調整を図り、自衛隊から自衛隊の部隊の行動について情報を収集した上で、避難経路を決定する。

第6節 避難路の交通対策の実施

1 警察署長への交通規制の要請

市長は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ安全に実施するため警察署長に対し、必要な交通規制を要請する。

2 交通規制の周知

市は、交通規制の状況について、防災行政無線、広報車等を使用して住民に周知する。

3 関係機関による道路啓開

市長は、被害状況を把握し、迅速な道路啓開を行う。

第7節 避難誘導の実施

1 避難誘導の実施

市長は、避難実施要領を定め、市職員、消防団長を指揮するとともに、消防局長と協力して住民の避難誘導を行い、必要があると認める時には、警察署長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊の長に対し、警察官又は自衛官による住民の避難誘導を行うように要請する。

また、市長は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほ

か、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況その他の避難に資する情報を隨時提供し、混乱が生じないよう配慮するものとする。

なお、避難誘導を行う者は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、危険な事態の発生のおそれが認められた時点で、以下に掲げる危険行為を行う者等に対して、警告及び指示を行うことができる。

- (1) 避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者
- (2) 避難の流れに逆行する者

2 県への支援の求め

市長は、住民の避難誘導の状況について県へ報告するとともに、県職員の派遣や食料、飲料水、医療及び情報等の提供などについて、知事に必要な支援を求める。

3 県、自衛隊、警察からの情報収集、提供

避難誘導する際に住民の安全を確保する必要があるため、市はあらかじめ定めた方法により、県、自衛隊、警察から武力攻撃災害に関する情報を収集し、避難住民に提供しながら、避難誘導を実施する。

第8節 避難の指示の解除

市は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 避難住民等の救援措置

避難住民等の救援は、市と県が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施するものとする。

救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）」に定めるところによる。

また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の捜索及び救出
- (5) 死体の捜索、処理及び埋・火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供

- (7) 被災住宅の応急修理
- (8) 学用品の貸与
- (9) 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

1 収容施設の供与

(1) 避難所の決定方法等

避難所については、知事があらかじめ指定した避難施設の中から市長と調整して決定するとともに専門知識を有する職員の派遣等必要な支援を要請することとする。

(2) 避難施設の管理者への通知

市は、避難所の指定にあたっての県の通知を、避難施設の管理者へ伝達する。

(3) 収容施設の運営、維持管理等

① 避難所の運営

避難所の運営は、第2編第4章第6節であらかじめ定めた「避難所運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された市及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するよう努める。ただし、配置される市及び県の職員が到着するまでの間は、応急的に避難施設の管理者が運営するよう努める。

② 応急仮設住宅の維持管理

応急仮設住宅の維持管理は、原則として県から委託された市が行うものとする。

③ 避難住民のプライバシーの確保への配慮

市は、収容施設における避難住民のプライバシーの確保について配慮する。

2 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与

市は、県と協力して、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施する。

(1) 必要物資の報告

市は、それぞれの避難所等において、救援に必要な食料品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告する。

(2) 応援物資の集積等

市は、第2編第6章第2節、第3節に定める体制に基づき、救援物資を集積及び仕分けし、配送又は発送するものとする。

なお、本市が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本市から応援物資

を発送するときには、あらかじめ発送する品目や時期等について県と調整するものとする。

(3) 緊急物資の運送方法等

① 運送方法

市は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通状況や運送物資の優先順位等を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。

また、市は、必要に応じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送を要請する。

② 運送実施状況の把握

運送車両の出発時間と到着時間、緊急物資の品目・数量及び運送状況について、関係する避難所に連絡を行うものとする。

(4) 緊急物資運送路の確保

① 県国民保護対策本部との調整

市は、緊急物資の運送道路を決定する際には県国民保護対策本部長と必要な調整をする。

② 警察との調整

市は、緊急物資運送路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施するため、緊急物資の運送道路を決定する際には警察署と調整をする。

(5) 受入れを希望する救援物資情報の発信等

市は自主防災組織等の協力を得ながら、避難住民が希望する緊急物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法等について、自ら及び県国民保護対策本部を通じて、講評するよう努める。

また、市が被災地又は避難先地域に該当しない場合には、必要に応じて緊急物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

3 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第2編第7章に定めるところによる。

(1) 救急救助、傷病者の搬送

① 消防機関の活動

ア 出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等発生時には、その状況について的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に準じて優先順位を定め、出動を行うものとする。ただし、状況の変化に応じて適宜再配置を行う。

イ 救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うに当たっては、主に以下の事項について考慮の上、優

先順位を決定して実施していくものとする。

- トリアージを実施して、救命の処置を必要とする重傷者を優先する。
- 高齢者、乳幼児等抵抗力が低い者を優先する。
- 同時に多数の救急救助が必要となる場合は、武力攻撃災害発生現場付近を優先する
- 武力攻撃災害発生現場付近以外で同時に多数の救急救助が必要となる場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する。

ウ 応援の要請

一つの消防機関で対処することが困難と認められる場合には、あらかじめ締結しておいた協定に基づき、県内の他の消防機関の応援を求める。

② 傷病者搬送の手順

第2編第7章第2節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。

ア 傷病者搬送の判定

医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

イ 傷病者搬送の要請

- 医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、消防機関に傷病者の搬送を要請する。
- 消防機関だけで対応できない場合には、第2編第7章第2節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。
- 重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプター等による搬送の要請を行う。

ウ 傷病者の後方医療機関への搬送

市、消防機関は、傷病者搬送の要請を受けたときは、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を十分確認の上、搬送する。

(2) 医療救護班の編成と医療資機材等の調達

① 医療救護班の編成手順と派遣方法

市は、第2編第7章第1節2により定めた方法により、医療救護班を編成し派遣する。

② 医療資機材等の調達

市は、医療救護班の使用する医療資機材等が不足する場合においては、県に調達を要請する。

(3) 医療救護所の設置

市は、第2編第7章第1節2で定めた方法により、医療救護所を設置する。

(4) N B C災害への対処

核、生物剤、化学剤による攻撃により災害が発生した場合には、国、県等の

関係機関との連携を図りながら対処する。

(5) 医療の要請等に従事する者の安全確保

市は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

4 被災者の搜索及び救出

市は、県、警察、自主防災組織、ボランティアと協力し、救急救助活動を実施する消防機関と連携しながら、被災者の搜索及び救出を実施する。

(1) 被災情報等の把握

市は、県と協力し、安否情報、被災情報の収集を行う。

収集した情報は、逐次県国民保護対策本部へ報告する。

(2) 被災者の搜索・救助の実施

① 市は、被災情報に基づき、被災者の搜索及び救出を行う。また、自主防災組織、住民が独力で搜索・救助が可能と思われる場合は、自主防災組織等に搜索・救助を依頼する。

② 市は、被災情報、搜索・救助の状況について、逐次県国民保護対策本部に連絡し、指示を受ける。

(3) 救助資機材の調達

市は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。

5 死体の搜索、処理及び埋・火葬

市は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の搜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

(1) 死体の搜索

市は、県や警察などの関係機関の協力の下に死体の搜索を実施するものとする。

ただし、N B C攻撃災害により、死体に付着した危険物質等の洗浄等が必要な場合には、自衛隊など専門知識を有する機関に依頼するものとする。

(2) 死体の処理

市は、県が行う次に掲げる死体の処理に協力する。

① 一時保管

検視(見分)、検案前の死体の一時保管を行う。

検視・・・警察、検察が、死亡が犯罪に起因するか否か死体の状況を調べる処分

見分・・・警察が、非犯罪死体について死体の状況を調査する処分

検案・・・医師が死亡を確認すること。埋葬に必要

② 検視(見分)

検察・警察官が、検視(見分)を行う。

③ 検案

医療救護班の医師は、検案を行う。また、必要に応じ、死体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

④ 身元確認作業等

死体の状況により身元の特定ができない場合、県は医師又は歯科医師に身元確認に必要な検査を要請する。

⑤ 死体の搬送

検察・警察官による検視(見分)及び医師による検案を終えた死体は、死体収容所へ搬送し、収容する。

⑥ 死体収容所(安置所)の開設

被害現場付近の適当な場所(寺院・公共建物・公園等収容に適当なところ)に死体の収容所を開設し、死体を収容・整理し、埋葬・火葬前の一時保管を行う。

死体収容のための建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具(納棺用具等)を確保する。

また、死体収容所(安置所)には、必要に応じて検視(見分)、検案を行うための検視所を併設する。

⑦ 遺留品等の整理

収容した死体の遺留品等の整理を行う。

(3) 埋・火葬対策

① 被害状況の把握

市は、死者数を県に報告する。

② 埋・火葬の実施

市は、第2編第7章第3節により定める「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき、県と協力して火葬を実施する。

6 電話その他の通信設備の提供

市は、県と連携し、指定公共機関及び指定地方公共機関の電気通信事業者の協力を得て、収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握、電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整、電話その他の通信設備等の設置箇所の選定、聴覚障害者等への対応を行うものとする。

7 被災住宅の応急修理

市は、県と協力して、武力攻撃事態等により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行うものとする。

8 学用品の貸与

市は、県と協力して、武力攻撃事態等により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

市は県と協力して、武力攻撃事態等により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行うものとする。

第5章 武力攻撃災害への対処措置

武力攻撃事態等により武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれが高い場合、市は、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と、情報を共有化するとともに、相互に連携しながら対処措置を実施し、武力攻撃災害の未然防止や拡大の防止により被害の最小化を図るものとする。

第1節 対処体制の確保

1 被災情報等の収集

武力攻撃災害に迅速かつ効果的に対処していくため、市国民保護対策本部は、県国民保護対策本部、国の対策本部、警察等から情報の収集に努めるものとする。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

- (1) 市長は、武力攻撃に伴って発生する火災や、動物の大量死等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から連絡を受けたとき又は消防吏員等から通知を受けたときは、その内容の調査を行う。
- (2) 市長は、調査の結果必要があると認めるときは、知事に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

3 国、県への措置要請

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命等を保護するため緊急の必要があると認めるときには、知事に対し国の対策本部長に必要な措置を要請するよう求める。

第2節 応急措置等の実施

1 退避の指示・警戒区域の設定

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合には、主に以下の事項を内容とした退避の指示を行う。

また、市は、第2編第4章第4節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し退避の指示を周知する。

- ① 退避すべき理由
- ② 危険地域
- ③ 退避場所
- ④ 住民の退避の方法
- ⑤ 携帯品
- ⑥ その他の注意事項

(2) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃による災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるときには警戒区域を設定し、立入りの制限若しくは禁止、当該警戒区域からの退去を命じる。

警戒区域の設定に当たっては、警察、消防機関、自衛隊から武力攻撃等の情報を収集し、その意見を聴いた上で実施する。

また、市長は、第2編第4章第4節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し設定された警戒区域を周知する。

(3) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、移動、使用の一時制限や保安等の措置を行うことを指示する。

市長は、必要により警察署長に対し、同様の指示をすることを要請する。

2 生活関連等施設の状況の把握

市長は、武力攻撃事態等において、市内の各生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等について、県、当該施設の管理者、警察、消防機関と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関相互で情報を共有する。

3 危険物質等の災害への対処措置

(1) 危険物質等の安全確保

危険物質等の状況について、「2 生活関連等施設の状況の把握」に準じて把握する。

(2) 危険物質等取扱者に対する命令

市長は、緊急の必要があると認めるときには、危険物質等の取扱者に対し、危険物質の種類に応じ、次に掲げる措置のうち必要な措置を講ずべきことを命じる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬、消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記（2）の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めるものとする。

4 武力攻撃原子力災害への対処措置

本市には原子力災害対策特別措置法の規定する原子力事業者は存在しないが、市内を核燃料物質運送車両が通過し、武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出されるおそれのある事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、市は、市地域防災計画に定めるところに準じて措置を実施する。

5 N B C 攻撃による汚染への対処

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、退避を指示するものとする。

また、N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うものとする。

(2) 知事の要請による市長の措置

市長は、知事から協力要請を受けた場合には、警察、消防機関等と協力して、汚染の拡大を防止するため次の措置を行う。

- ① 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具、その他の物件を廃棄すること。
- ② 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限、禁止すること。
- ③ 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具、その他の物件の占有者に対して、当該物件の移動を制限し、禁止し、又は廃棄を命じること。
この場合、市は県と連携し、占有者に対し、専門的知識を有する者の派遣、資機材の貸与など、必要な協力をを行うものとする。

④ 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対して、その使用、給水を制限、禁止することを命じること。

(3) 関係機関との連携

市長は、県国民保護対策本部との情報交換に努めるとともに自衛隊等の専門的意見を聴き、県国民保護対策本部等に専門家の派遣等の必要な支援を要請するものとする。

(4) 対応時の留意事項

① 核兵器等

核兵器を用いた攻撃による被害は、主に以下のとおりと考えられる。

ア 核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線

イ 爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線

ウ 初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線

このため、市は、次に掲げる事項に留意の上、県が行う措置に協力するものとする。

(ア) 上記ア及びウは、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力する。

(イ) 市は、県が実施する熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療に協力する。

(ウ) イの放射性降下物による被害には、皮膚に付着して被ばくする「外部被ばく」及び降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することで被ばくする「内部被ばく」がある。このため、住民等の避難誘導に当たっては、こうした点に十分配慮して実施するものとする。

(エ) ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、ア、イ及びウに準じた医療措置、避難誘導等が必要となる。

(オ) **核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。**

[TOPに戻る](#)

② 生物兵器

生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。

ア 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置、消毒等の措置に協力する。

イ 市は、県による対処要員に対するワクチン接種など、所要の防護措置を講じた上で、県が行う患者の移送に協力する。

③ 化学兵器

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。

また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。

ア 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力し、住民等を安全な風上の高台に誘導する等避難措置に協力する。

イ 市は、県が行う原因物質の特性に応じた救急医療に協力する。

第3節 保健衛生対策の実施

市は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第7章第3節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施するものとする。

第4節 動物保護対策の実施

市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、次に掲げる事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

(1) 危険動物等の逸走対策

(2) 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

第5節 廃棄物対策の実施

1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理

市は、その特殊性に配慮しながら「埼玉県災害廃棄処理指針」に準じて、廃棄物対策を実施する。

2 し尿処理

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないよう努める。

また、市は、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。

第6節 文化財保護対策の実施

市は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害状況を把握し、第2編第9章に定め

る対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。

第6章 情報の収集・提供

第1節 被災情報の収集・提供

1 情報の収集

市は、武力攻撃が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

2 県への報告

市は、上記1で収集した被災情報を、県に報告する。

3 情報の提供

市は、定期的に記者会見を行うなどして、収集した情報を住民に提供する。

【関連資料】 被災情報の報告様式

第2節 安否情報の収集・提供

1 情報の収集

市は、次のとおり避難住民等の安否情報を収集し、整理に努める。

市は、他部より収集した安否情報を取りまとめ、県に報告する。

(1) 避難所等において避難住民等から収集する主な情報

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍(日本国籍を有していない者に限る。)
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- ⑩ 照会に対する同意の有無

(2) 死亡した住民に関し収集する情報

上記①～⑥に加えて

- ⑦ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑧ 死体の所在
- ⑨ 連絡先のほか、必要な情報
- ⑩ 照会に対する同意の有無

【資料編】 安否情報報告書様式

2 情報の提供

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、その電話及びFAX番号並びにメールアドレスについて住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口に、総務省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付けるものとする。ただし、書面の提出によることができない場合であって、市長が特に必要と認めるときは、電話及びFAX並びにメールでの照会も受け付ける。
- ③ 市は、安否情報の照会を行う者に対し、照会をする理由、氏名及び住所(法人等にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求める。ただし、電話による照会にあっては、その内容を聴取する。

【資料編】 安否情報照会書様式

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、安否情報の照会があったときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答するものとする。
 - ア 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か
 - イ 武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否か
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答する。
 - ア 照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報
 - イ 居所、負傷又は疾病的状況、連絡先等の安否情報
 - ウ 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、個人を識別するための情報、死亡の日時、場所及び状況、死体の所在

- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【資料編】 安否情報回答書様式

(3) 個人情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人情報であるため、その取り扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

3 外国人に関する安否情報

市は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集に対して、必要な協力をする。

第3節 各措置機関における安否情報の収集

市は、国民保護措置従事者の安否情報を収集するよう努める

第4編 市民生活の安定編

武力攻撃事態等において、住民を安全に避難させ救援することや、発生した武力攻撃災害に対処していくとともに、住民が安定した生活ができるような措置を講じていくことが重要である。

第1章 物価安定のための措置

市は、生活関連物資等の需給・価格動向や、実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図るものとする。

第2章 避難住民等の生活安定措置

1 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し実施するものとする。

2 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その地域の実情等に応じた雇用の確保に努めるものとする。

第3章 生活基盤等の確保のための措置

市は、その所管する河川管理施設、道路、水道などのライフライン施設が、武力攻撃事態等の発生時においてもその機能が十分に発揮されるよう、当該施設の安全の確保及び適切な管理に努める。

また、市内の電気・ガス・電気通信事業者等のライフライン事業者の営業所等との連携体制の確立に努める。

第4章 応急復旧措置の実施

市は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害が発生したときは、関係機関と協力して以下により、応急の復旧のための措置を講じる。

1 被害状況の把握

市は、所管する施設・設備等の損壊状況を早期に把握する。

2 応急復旧計画の策定

市は、施設・設備等の被害の程度、緊急性を十分調査・検討し、優先順位を定めた応急復旧計画を策定して、応急復旧措置を実施する。

この場合、被害の拡大防止及び被災者の生活確保のための復旧や避難住民の運送等を行うための運送路の復旧を優先するよう配慮するとともに、被災原因や被災状況等を的確に把握し、二次災害の防止に努め、関係機関と十分連絡調整を図り事業期間の短縮に努める。

3 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等の通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県にその状況を連絡する。

4 県に対する支援要請

市は、応急復旧の措置を講ずるに当たり、必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関する支援を求めるものとする。

5 業務の継続

市は、建物、機器等の損壊により、業務の遂行に支障を生じるときには、近隣の公的機関の協力を得るなどして、業務の継続に努める。

第5編 財政上の措置編

第1章 損失補償

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認められるときで、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用し、若しくは収用した場合には、当該処分によって通常生じるべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償する。

第2章 損害補償

市は、その要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、死亡、負傷等をしたときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い補償する。

補償の対象となる協力は、以下のとおりである。

- (1) 住民の避難誘導への協力
- (2) 救援への協力
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- (4) 保健衛生の確保への協力

第3章 被災者の公的徴収金の減免等

1 市は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を講ずるものとする。

そのほか、市が徴収する介護保険料等についても同様の措置を講ずるものとする。

2 市は、必要に応じて、避難住民等の生活の安定のための貸付資金、被災した農林漁業者及び中小企業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、避難住民や被災中小企業等への支援措置について、広く広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行うものとする。

2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を適正に保管しておくものとする。

第6編 緊急対処事態対処編

我が国に対して着上陸侵攻などの本格的な武力攻撃事態等が、直ちに起きるとは考えにくいが、大規模テロ等の緊急対処事態については発生する可能性が高いと考えられる。

武力攻撃事態等と緊急対処事態において市が行う措置は、住民の避難・救援、武力攻撃災害への対処など、基本的には同様であるため、こうした措置は第2編から第5編に定めるところに準じて実施していくこととする。

第1章 想定する緊急対処事態とその対処措置

国は、緊急対処事態として4つの事態を想定している。

この4つの事態を参考とし、県は、本県の地理的、社会的特性等を考慮して、発生の可能性が高い事態を、以下のとおり3つ想定し、この3つの想定に対する緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、具体的な実施内容を定めた「緊急対処事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき緊急対処保護措置を実施するとしている。

市は、県が想定した事態と同様に以下のとおり3つの事態を想定し、これらの事態に対応する「市緊急事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき緊急対処保護措置を実施する。

1 県が想定する事態について

- (1) 多数の人が集合する施設に放射性物質、生物剤及び化学剤が大量散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- (3) 核燃料物質が運送中に高速道路で爆破された事態

2 市が想定する事態について

- (1) 多数の人が集合する施設に放射性物質、生物剤及び化学剤が大量散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- (3) 核燃料物質が運送中に高速道路で爆破された事態

3 朝霞市緊急対処事態対策本部の設置

国から緊急対処事態対策本部設置の指定があった場合には、市長は朝霞市緊急対処事態対策本部(以下「市緊急対処事態対策本部」という。)を設置し、職員を配備する。

なお、市緊急対処事態対策本部の設置、組織及び運営については、第3編第1章に準じるものとする。

資料集

1 朝霞市国民保護協議会条例

(平成18年3月28日 朝霞市条例第13号)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、朝霞市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員35人以内をもって組織する。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

1 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年朝霞市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表防災会議の項の次に次のように加える。

| | | | | | | | | |
|-------------|----|----|--------|--------|------------------------|----|--------|----------|
| 国民保護 協議会 | 委員 | 日額 | 8,000円 | 2,400円 | 旅費条例を適用し、市長等の例により算出した額 | 実費 | 2,400円 | 1万5,000円 |
|-------------|----|----|--------|--------|------------------------|----|--------|----------|

2 朝霞市国民保護対策本部及び朝霞市緊急対処事態対策本部条例

(平成18年3月28日 朝霞市条例第14号)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、朝霞市国民保護対策本部及び朝霞市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 朝霞市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、朝霞市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 朝霞市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 朝霞市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 法第28条第8項の規定により現地対策本部を置いたときは、これに現地対策本部長及び現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員 その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、朝霞市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

3 朝霞市国民保護協議会委員一覧

| 委員区分 | 所属機関名 | 住所 | 職名 |
|------|---------------------|----------------------------------|---------|
| 第1号 | 北関東防衛局企画部地方協力基盤整備課 | さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 | 課長 |
| 第2号 | 陸上自衛隊第三十二普通科連隊 | さいたま市北区日進町1-40-7 | 第3中隊長 |
| 第3号 | 埼玉県危機管理防災部危機管理課 | さいたま市浦和区高砂3-15-1 | 課長 |
| 第3号 | 埼玉県南西部地域振興センター | 朝霞市三原1-3-1 | 所長 |
| 第3号 | 埼玉県朝霞県土整備事務所 | 朝霞市浜崎678 | 所長 |
| 第3号 | 埼玉県朝霞警察署 | 朝霞市幸町1-6-9 | 署長 |
| 第4号 | 朝霞市 | 朝霞市本町1-1-1 | 副市長 |
| 第5号 | 朝霞市教育委員会 | 朝霞市本町1-1-1 | 教育長 |
| 第5号 | 埼玉県南西部消防局 | 朝霞市溝沼1-2-27 | 消防局長 |
| 第6号 | 朝霞市部長級職員 | 朝霞市本町1-1-1 | 市各部長級職員 |
| 第6号 | 朝霞市消防団 | 朝霞市本町1-1-1 | 団長 |
| 第7号 | 東京電力パワーグリッド㈱ 志木支社 | 志木市幸町1-8-50 | 支社長 |
| 第7号 | 東日本電信電話㈱ 埼玉事業部埼玉南支店 | 川口市西青木2-3-11 川口青木ビル | 支店長 |
| 第7号 | 大東ガス㈱ | 三芳町大字藤久保字西1081-1 | 代表取締役社長 |
| 第7号 | 東武鉄道㈱ | 朝霞市東弁財1-4-17 | 朝霞台駅長 |
| 第7号 | 東武バスウエスト㈱ 新座営業事務所 | 新座市大和田4-15-6 | 所長 |
| 第7号 | 西武バス㈱ 新座営業所 | 新座市本多1-12-10 | 所長 |
| 第7号 | 国際興業㈱ 西浦和営業所 | さいたま市桜区桜田2-1-5 | 所長 |
| 第7号 | (社)法人埼玉県トラック協会朝霞支部 | 朝霞市溝沼786-1 | 副支部長 |
| 第8号 | (一社)朝霞地区医師会 | 朝霞市本町1-7-3 2F | 朝霞支部長 |
| 第8号 | 朝霞市自治会連合会 | 朝霞市本町1-1-1 | 会長 |
| 第8号 | 朝霞市民生委員・児童委員協議会 | 朝霞市本町1-1-1 | 副会長 |
| 第8号 | 朝霞市社会福祉協議会 | 朝霞市浜崎5-1-1 | 常務理事 |

4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成25年10月1日 内閣府告示第299号)

(最終改正：令和元年9月30日 内閣府告示第90号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成25年10月1日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(救援の程度及び方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容すること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用する事が困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物

の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり330円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（1） 1戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とすること。

（2） 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり330円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,160円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

- ロ 日用品
- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

| 季別 | 1人世帯の額 | 2人世帯の額 | 3人世帯の額 | 4人世帯の額 | 5人世帯の額 | 世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|------------------------|
| 夏季 | 18,800円 | 24,200円 | 35,800円 | 42,800円 | 54,200円 | 7,900円 |
| 冬季 | 31,200円 | 40,400円 | 56,200円 | 65,700円 | 82,700円 | 11,400円 |

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができる。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合

は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出すること。

2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人215, 200円以内、小人172, 000円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

- 2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり595,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

- イ 教科書代

（1） 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与する

ための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4, 500円

(2) 中学校生徒 1人当たり 4, 800円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 5, 200円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができる。

(死体の搜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3, 500円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5, 400円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検査をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,900円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

5 動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、

住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。

- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1 及び 2 に準ずるものとする。

6 避難場所一覧

| No. | 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----|---------|-------------|--------------|
| 1 | 朝霞第一小学校 | 膝折町4丁目11番7号 | 048-461-0052 |
| 2 | 朝霞第二小学校 | 岡3丁目16番13号 | 048-461-0042 |
| 3 | 朝霞第三小学校 | 大字浜崎230番地 | 048-471-1630 |
| 4 | 朝霞第四小学校 | 幸町1丁目6番9号 | 048-461-0363 |
| 5 | 朝霞第五小学校 | 泉3丁目16番1号 | 048-462-0455 |
| 6 | 朝霞第六小学校 | 本町1丁目25番1号 | 048-461-0410 |
| 7 | 朝霞第七小学校 | 北原2丁目6番1号 | 048-472-9172 |
| 8 | 朝霞第八小学校 | 栄町5丁目1番41号 | 048-465-8381 |
| 9 | 朝霞第九小学校 | 大字台295番地 | 048-466-4481 |
| 10 | 朝霞第十小学校 | 大字溝沼828番地1 | 048-469-5443 |
| 11 | 朝霞第一中学校 | 大字膝折2番地31 | 048-461-0076 |
| 12 | 朝霞第二中学校 | 大字岡199番地 | 048-461-6540 |
| 13 | 朝霞第三中学校 | 大字溝沼1043番地1 | 048-464-7575 |
| 14 | 朝霞第四中学校 | 栄町5丁目1番60号 | 048-466-4711 |
| 15 | 朝霞第五中学校 | 大字宮戸1580番地 | 048-471-2236 |
| 16 | 南朝霞公民館 | 溝沼1丁目5番24号 | 048-461-0163 |
| 17 | 北朝霞公民館 | 朝志ヶ丘1丁目4番1号 | 048-473-0558 |

| No. | 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----|------------|--------------|---------------|
| 18 | 東朝霞公民館 | 根岸台6丁目8番45号 | 048-463-9211 |
| 19 | 内間木公民館 | 田島2丁目18番47号 | 048-456-1055 |
| 20 | 弁財市民センター | 西弁財2丁目2番3号 | 048-467-1616 |
| 21 | 朝志ヶ丘市民センター | 朝志ヶ丘3丁目8番16号 | 048-476-5755 |
| 22 | 宮戸市民センター | 宮戸1丁目2番60号 | 048-472-2134 |
| 23 | 栄町市民センター | 栄町4丁目4番26号 | 048-466-6515 |
| 24 | 仲町市民センター | 仲町1丁目2番16号 | 048-464-6810 |
| 25 | 溝沼市民センター | 大字溝沼1057番地3 | 048-461-8885 |
| 26 | 根岸台市民センター | 根岸台2丁目15番12号 | 048-450-1801 |
| 27 | 膝折市民センター | 膝折町1丁目7番40号 | 048-462-4531 |
| 28 | 総合体育館 | 青葉台1丁目8番1号 | 048-465-9811 |
| 29 | 市民会館 | 本町1丁目26番1号 | 048-466-25225 |
| 30 | 産業文化センター | 浜崎669番地1 | 048-487-6222 |
| 31 | 青葉台公園 | 大字膝折2番地30 | 048-463-1333 |
| 32 | 県立朝霞高等学校 | 幸町3丁目13番65号 | 048-465-1010 |
| 33 | 県立朝霞西高等学校 | 膝折町2番地17 | 048-466-4311 |

7 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

| | | |
|--|----------|--------|
| ① 氏名 | | |
| ② フリガナ | | |
| ③ 出生の年月日 | 年 | 月 |
| ④ 男女の別 | 男 | 女 |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む。） | | |
| ⑥ 国籍 | 日本 | その他（ ） |
| ⑦ その他個人を識別するための情報 | | |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当 | 負傷 | 非該当 |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況 | | |
| ⑩ 現在の居所 | | |
| ⑪ 連絡先その他必要情報 | | |
| ⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。 | 回答を希望しない | |
| ⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。 | 回答を希望しない | |
| ⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。 | 同意する | 同意しない |
| ※備考 | | |

(注 1) 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することができます。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

8 安否情報収集様式（死亡住民）

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

| | | | |
|---|---------------|--------|---|
| ① 氏名 | | | |
| ② フリガナ | | | |
| ③ 出生の年月日 | 年 | 月 | 日 |
| ④ 男女の別 | 男 | 女 | |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む。） | | | |
| ⑥ 国籍 | 日本 | その他（ ） | |
| ⑦ その他個人を識別するための情報 | | | |
| ⑧ 死亡の日時、場所及び状況 | | | |
| ⑨ 遺体が安置されている場所 | | | |
| ⑩ 連絡先その他必要情報 | | | |
| ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し 回答することへの同意 | 同意する 同意しない | | |
| ※ 備考 | | | |

(注 1)本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

(注 2)親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3)「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注 4)回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

| | | | |
|----------|--|-----|--|
| ⑪の同意回答者名 | | 連絡先 | |
| 同意回答者住所 | | 続柄 | |

(注 5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号（第2条関係）

書告報情否安

報告日時： 分 分

十一

この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

〔出生の年月日〕欄は元号表記により記入するなど。

〔本籍〕福井市に上り研究室を有し、著書に「本多傳記」など。

武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、
③眞福文は新規に「被災の実費を立てて保証し、

「遺体の安置所」を記入すること。

希望又は同義語による希望の提供

ある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。 ④

10 安否情報照会書様式

様式第4号 (第3条関係)

安否情報照会書

| | | |
|---|---|------------|
| 総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長) | 年 月 日 | |
| 申 請 者 | | |
| 住所 (居所) | | |
| 氏 名 | | |
| 下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。 | | |
| 照会をする理由 (○を付けて下さい。 ③の場合、理由を 記入願います。) | ① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 () | |
| 備考 | | |
| 被照会者を特定するために必要な事項 | 氏 名 | |
| | フ リ ガ ナ | |
| | 出生の年月日 | |
| | 男 女 の 別 | |
| | 住 所 | |
| | 国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。) | 日本 その他 () |
| | その他個人を識別するため の情報 | |
| ※ 申 請 者 の 確 認 | | |
| ※ 備 考 | | |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

1.1 安否情報回答書様式

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

| | | |
|--------------------------------------|-------------------------|-----------|
| 年　月　日 | | |
| 殿 | | |
| 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長) | | |
| 年　月　日　付けで照会があつた安否情報について、下記のとおり回答します。 | | |
| 避難住民に該当するか否かの別 | | |
| 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民 に該当するか否かの別 | | |
| 被 照 会 者 | 氏　名 | |
| | フ　リ　ガ　ナ | |
| | 出生の年月日 | |
| | 男　女　の　別 | |
| | 住　所 | |
| | 国　籍 (日本国籍を有しない者に限る。) | 日本　その他() |
| | その他個人を識別 するための情報 | |
| | 現在の居所 | |
| | 負傷又は疾病の状況 | |
| | 連絡先その他必要情報 | |

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

用語集

【あ行】

| 用語 | 解説 |
|-------------------------|---|
| NBC攻撃 (エヌ・ビー・シー攻撃) | 核兵器 (Nuclear weapons)、生物兵器 (Biological weapons)、化学兵器 (Chemical weapons) を使用した攻撃のことをいう。 |
| NBC災害 | NBC攻撃によって引き起こされた、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害のことをいう。 |
| Em-Net (緊急情報ネットワークシステム) | 総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用して、国 (官邸) と地方公共団体、指定行政機関、及び指定公共機関との間で緊急情報の通信を行うシステム。メッセージを強制的に相手側端末に送信し、配信先端末では強制的にメッセージが着信すると同時にアラーム音が鳴り注意喚起を促す仕組みとなっている。主に緊急時に大量の文書を迅速・確実に送達するために用いる。 |
| 応急措置 | 武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。 |

【か行】

| 用語 | 解説 |
|-------------------------|---|
| 核燃料物質 | 原子力基本法第3条第2号に定めるもの。 ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるものをいう。 |
| 基本指針 (国民の保護に関する基本指針) | 政府が、武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関しあらかじめ定める基本的な方針のことをいう。基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。 さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。 |
| 緊急対処事態 | 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。 |
| 緊急対処事態対処方針 | 緊急対処事態に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。 |

| | |
|---------------------------|--|
| 緊急対処事態対策本部 (国) | 緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織をいう。 |
| 緊急対処保護措置 | 緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する、事態対処法第22条第3項に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に關し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 |
| 緊急物資運送候補路 | 市は、武力攻撃事態発生時における緊急物資の運送のため、住民の避難経路や自衛隊の使用する道路の指定状況、鉄道運送の拠点や緊急物資の備蓄場所、物資の集積場所、避難施設の場所などを考慮して、下記（1）～（3）の運送方法による緊急物資運送候補路をあらかじめ定めておくこととしている。 （1）道路、鉄道を利用した陸上運送 （2）着岸施設を利用して河川運送 （3）ヘリポート等を利用して航空運送 |
| 国民保護法 | 法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。 武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に關し必要な事項を定めている。 |
| 国民保護協議会 | 都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関をいう。 |
| 国民保護計画 | 政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、県、市町村及び指定行政機関が作成する計画で、国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。 県及び市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県計画と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村計画は都道府県知事にそれぞれ協議することになる。 |

| | |
|----------|--|
| 国民保護業務計画 | <p>指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画で、各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。</p> <p>業務計画を策定したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになる。</p> |
| 国民保護措置 | <p>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。〔法第2条第3項、武力攻撃事態対処法第22条第1号〕</p> |
| 国民保護対策本部 | <p>国民保護対策本部は、都道府県及び市町村が実施する都道府県及び市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務を行なう。</p> |

【さ行】

| 用語 | 解説 |
|--------------------------|--|
| 災害拠点病院 | 救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等に対して、高度な医療を施し、入院等の救護を行う病院のこと。 |
| J－A L E R T (全国瞬時警報システム) | 地震や弾道ミサイルなど対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて国（内閣官房・気象庁）から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。 |
| 指定行政機関 | 内閣府、官内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもので、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁が指定されている。 |

| | |
|-----------------|--|
| 指定公共機関 | 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で116機関指定されている。 |
| 指定地方行政機関 | 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。 |
| 指定地方公共機関 | 都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。 埼玉県では42事業者が指定されている。 |
| 事態対処法 | 法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」で、平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。また、平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称された。 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。 この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連七法が整備された。 |
| ジュネーヴ諸条約 | 1949年にスイスのジュネーヴで締結された諸条約のこと。 戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。 <ul style="list-style-type: none"> ・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 ・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約 ・捕虜の待遇に関する第3条約 ・文民の保護に関する第4条約 ・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書 (第一追加議定書) ・非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書 (第二追加議定書) |

| | |
|----------------|---|
| 生活関連等施設 | 発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいう。 |
|----------------|---|

【た行】

| 用語 | 解説 |
|---------------------------|--|
| 対策本部長（国） | 武力攻撃事態対処法第10条に定める「武力攻撃事態等対策本部」又は同法第23条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいいます。 対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。 |
| 対処基本方針 | 武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。対処基本指針が定められて、初めて武力攻撃事態等の発生が認定される。〔武力攻撃事態対処法第9条〕 |
| 対処措置 | 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。 〔武力攻撃事態対処法第2条第7号〕 (1) 武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置のこと。 (2) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置のこと。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことをいう。 |
| ダーティーボム (汚い爆弾) | 放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾のこと。核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 |
| トリアージ | トリアージとは、負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることがある。 |

【は行】

| 用語 | 解説 |
|-------------|---|
| 避難住民等 | 避難住民及び被災者のこと。い。 |
| 避難先地域 | 住民の避難先となる地域のこと。い。(住民の避難の経路となる地域を含む。) 対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければならない。 |
| 避難実施要領 | 避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などについて定める要領のこと。 |
| 避難施設 | 住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、市長があらかじめ指定した施設のこと。 |
| 武力攻撃 | 我が国に対する外部からの武力攻撃のこと。國又は國に準ずる者による組織的・計画的な武力の行使。 |
| 武力攻撃災害 | 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。 |
| 武力攻撃事態 | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。 |
| 武力攻撃事態等 | 武力攻撃事態と武力攻撃予測事態のこと。 |
| 武力攻撃事態等対策本部 | 対処基本方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織のこと。 国の行政機関が実施する対処措置を統括するだけでなく、地方公共団体や指定公共機関の実施する対処措置についても総合的に推進する。 |
| 武力攻撃予測事態 | 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。 |

【や行】

| 用語 | 解説 |
|-------------------|--|
| 有事関連三法（武力攻事態関連三法） | <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法又は武力攻撃事態対処法） ・安全保障会議設置法の一部を改正する法律 ・自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律 <p>の三法を指す。</p> |
| 有事関連七法 | <p>武力攻撃事態対処法の規定を受け、平成16年6月14日に成立した法律を一般的に有事関連七法という。</p> <p>有事関連七法は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法） ・武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法） ・武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法） ・自衛隊法の一部を改正する法律 ・武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法） ・武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法） ・国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法） |
| 要配慮者 | <p>次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者</p> <p>(2)自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者</p> <p>(3)危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者</p> <p>(4)危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者</p> <p>例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。</p> |

| | |
|--------------|---|
| 要避難地域 | 住民の避難が必要な地域のことをいう。 対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。 |
|--------------|---|

朝霞市国民保護計画

(国民保護に関する朝霞市計画)

令和4年 月発行

発行：朝霞市

編集：朝霞市危機管理室

朝霞市本町一丁目1番1号

Tel 048-463-1788

Fax 048-463-1195

朝霞市国民保護計画

朝霞市危機管理室